

令和5年 第1回臨時会 第1回定例会 第2回臨時会

喜界町議会同議録

令和5年2月13日 開会

令和5年2月13日 閉会

令和5年3月6日 開会

令和5年3月17日 閉会

令和5年3月31日 開会

令和5年3月31日 閉会

喜 界 町 議 会

令和5年第1回臨時会会議録目次

第1号（2月13日）（月曜日）

1、開 会	4
1、開 議	4
1、会議録署名議員の指名	4
1、会期の決定	4
1、議案第1号上程 （提案理由説明、質疑、討論、採決）	4
1、閉 会	7

令和5年第1回定例会会議録目次

第1号（3月6日）（月曜日）

1、開 会	13
1、開 議	13
1、会議録署名議員の指名	13
1、会期の決定	13
1、諸般の報告	13
1、施政方針	14
1、報告第1号～2号上程 （町長報告）	26
1、議案第2号～8号上程 （提案理由説明、総括質疑、委員会付託）	27
1、議案第9号～18号上程 （提案理由説明、質疑、委員会付託）	31
1、議案第19号～24号上程 （提案理由説明、質疑、討論、採決）	34
1、諮問第1号上程 （提案理由説明、質疑、討論、採決）	36
1、諮問第2号上程 （提案理由説明、質疑、討論、採決）	37
1、散 会	38

第2号（3月13日）（月曜日）

1、開 議	41
1、一般質問	41

1. 良岡理一郎議員	41
【新型コロナウイルス感染症対策について】	
【マイナカード及びマイナ保険証について】	
【ヤングケアラー実態調査について】	
【日米共同軍事訓練について】	
【町民の福祉増進の施策の進捗について】	
【シカ駆除について】	
2. 土岐和貴議員	65
【町長の施政方針について】	
【マスク着用は個人の判断に委ねる】	
【野良猫問題について】	
3. 生島常範議員	79
【男女共同参画推進について】	
【フェリー航路について】	
【国立公園整備計画について】	
【危機的状況にある言語・方言サミット開催について】	
4. 米田信也議員	96
【町内出産の実現性について】	
【船航路について】	
1、散 会	100
第3号（3月17日）（金曜日）	
1、開 議	103
1、予算審査特別委員長報告	103
（議案第2号～8号）	
1、総務文教常任委員長報告	104
（議案第9号～17号）	
1、産業福祉常任委員長報告	107
（議案第18号）	
1、議案第25号上程	108
（提案理由説明、質疑、討論、採決）	
1、発委第1号上程	117
（質疑、討論、採決）	
1、議員派遣の件について	118
1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	118
1、閉 会	119

令和5年第2回臨時会会議録目次

第1号（3月31日）（金曜日）

1、開 会	125
1、開 議	125
1、会議録署名議員の指名	125
1、会期の決定	125
1、議案第26号上程	125
（提案理由説明、質疑、討論、採決）	
1、閉 会	127

令和5年第1回喜界町議会臨時会

令和5年2月臨時議会

令和5年第1回喜界町議会臨時会会期日程

2月13日開会～2月13日閉会 会期1日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
2	13	月	本会議（開 会）	議案上程、説明、質疑、採決	

令和 5 年第 1 回喜界町議会臨時会

令和 5 年 2 月 13 日

(第 1 日)

令和5年第1回喜界町議会臨時会

令和5年2月13日（月曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 議案第1号 喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約の締結について

1. 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
2番	米田信也君	3番	生島常範君
5番	倉橋博都君	6番	榮優太君
7番	野間弘也君	8番	良岡理一郎君
9番	河上弘仁君	10番	幸一美君
12番	安田英次郎君	13番	榮哲治君

1. 欠席議員（2名）

1番	土岐和貴君	11番	生駒弘君
----	-------	-----	------

1. 出席事務局職員

事務局長	來和法君	事務局長補佐	竹内功君
------	------	--------	------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	町民税務課長	富充弘君
企画観光課長	中村幸雄君	保健福祉課長	吉行進君
税対策監	岩松利和君	農業振興課長	武藤裕和君
まちづくり課長	徳勝志君	教委事務局長	菊地典子君
会計管理者	竹内功君	喜界分署長	原田久吉君
あゆみ幼稚園長	乾みち子君		

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

ただいまから、令和5年第1回喜界町議会臨時会を開会します。

△ 開 議

○議長（榮 哲治君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 哲治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、幸 一美君及び安田英次郎君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（榮 哲治君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

△ 日程第3 議案第1号 喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約の締結について

○議長（榮 哲治君）

日程第3、議案第1号、喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

おはようございます。それでは、議案第1号、喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、契約の目的、喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。指名業者は、株式会社峰山建設、竹山建設株式会社、株式会社前田建設、村上建設株式会社、以上の4社でございます。
- 3、契約金額、11億7,150万円。
- 4、契約の相手方、大島郡喜界町大字早町122番地、株式会社峰山建設、代表取締役峰山奥恵喜でございます。

工事概要は、喜界町塩道屈那地内の一般廃棄物最終処分場建設工事で、埋立面積2,200平方メートル、埋立容量7,800立方メートルでございます。

上程理由といたしましては、現在、焼却施設から排出される焼却灰は島外で埋立処分をしておりますが、一般廃棄物の処分は自治区内処理が原則であることから、本町の一般廃棄物処理システムを確立させるため、一般廃棄物最終処分場を建設するものでございます。

なお、工期につきましては、令和6年12月25日を予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

榮 優太君。

○6番（榮 優太君）

私は、喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約の締結について、反対討論いたします。

理由としては……

○議長（榮 哲治君）

ちょっと待ってください。今、質疑のほうですから。

○6番（榮 優太君）

ああ、すみません。申し訳ないです。すみません。

○議長（榮 哲治君）

よろしいですか。

○6番（榮 優太君）

はい。

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認め、委員会付託を省略したいと決定しました。

これから討論を行います。

本件に反対の発言を許可します。

榮 優太君。

○6番（榮 優太君）

大変失礼しました。気持ちがあり過ぎて、ちょっと先走ってしまいました。

私は、喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約の締結について、反対討論いたします。

理由としましては、先ほど議員控室で課長から詳しく説明はさせていただきました。ありがとうございます。ただ、説明をさせていただいたんですが、私も専門家ではありませんし、そこまで知識もそんなに詳しくはありませんので、先ほどの説明の中で、町民がこれだけの関心を持っているものを町民に納得できる説明ができないので、今回は反対討論させていただきます。

○議長（榮 哲治君）

次に、賛成の発言を許可します。

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

議案、今回の喜界町一般廃棄物最終処分場建設の工事請負契約に対して、賛成の立場から討論いたします。

入札に関しても適正であること、今後行われるこれを一括でしない場合においては予算額が大幅に膨らむこと、そして、会計検査の問題があること、そして、エコパークへの搬入期間が迫っていることから、速やかに工事を行わないといけないという立場から、私は賛成の討論をいたします。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

ほかにありませんか。

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

反対の討論をします。

町内のごみ処理問題について、町として大きなテーマになって、この間、役場の職員の皆さんも場所の確保の問題だとか、あるいは国との折衝の問題、相当御苦労いただいたのは、これはこれとして敬意を表し、感謝をするところであります。

問題は、町内に、調べてみますと、いわゆる土木関係に関わる業者が30社近くありますね。もちろん、これはいろんな基準との関係でいえば、そこに達しないところもあるわけですが、業者の皆さん方が、今回の12億近いこういう入札について、自分たちが全くこの今のルールじゃ参加できないと、こういうことについて相当怒っているし、議員のところにも訴えが相当出てきているわけですね。そういう点では、やはり今回の問題については、きちんと改めて執行部のほうで検討していただいて、再度、議案として提案するかどうか、これを検討していただきたいと思うんです。

ということで、私は反対をします。

○議長（榮 哲治君）

ほかにありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決方法は起立によって行います。

本案に可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（榮 哲治君）

起立少数。したがって、議案第1号、喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約の締結については、否決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回喜界町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前 9時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____

令和 5 年第 1 回喜界町議会定例会

令和 5 年 3 月議会

令和5年第1回喜界町議会定例会会期日程

3月6日開会～3月17日閉会 会期12日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
3	6	月	本会議（開 会）	施政方針・議案上程	
	7	火	予算審査特別委員会	付託議案審査	
	8	水	予算審査特別委員会	付託議案審査	
	9	木	予算審査特別委員会	付託議案審査	
	10	金	各常任委員会	付託議案審査	
	11	⊕	休 日		
	12	Ⓜ	休 日		
	13	月	本会議	一般質問	
	14	火	休 会		
	15	水	休 会		
	16	木	休 会		
	17	金	最終本会議	委員長報告・他	

令和 5 年第 1 回喜界町議会定例会

令和 5 年 3 月 6 日

(第 1 日)

令和5年第1回喜界町議会定例会

令和5年3月6日（月曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
 - (1) 議長報告
- 日程第4 施政方針
 - 町長
 - 教育長
- 日程第5 報告第1号 令和3年度旧荒木小学校特別教室棟改修工事の工事請負変更契約の締結について
- 日程第6 報告第2号 喜界町営農研修施設整備工事の工事請負変更契約の締結について
- 日程第7 議案第2号 令和5年度喜界町一般会計予算について
- 日程第8 議案第3号 令和5年度喜界町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第9 議案第4号 令和5年度喜界町介護保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第5号 令和5年度喜界町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第11 議案第6号 令和5年度喜界町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第7号 令和5年度喜界町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第8号 令和5年度喜界町水道事業会計予算について
- 日程第14 議案第9号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第10号 喜界町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 喜界町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 日程第18 議案第13号 喜界町過疎地域産業振興促進条例の制定について
- 日程第19 議案第14号 喜界町サンゴ留学による寮設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第15号 喜界町お試し移住用施設設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第16号 喜界町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第17号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第18号 喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第19号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第25 議案第20号 令和4年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第21号 令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第22号 令和4年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第28 議案第23号 令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 議案第24号 令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第30 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第31 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
10番	幸一美君	11番	生駒弘君
12番	安田英次郎君	13番	榮哲治君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	富充弘君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	税対策監	岩松利和君
農業振興課長	武藤裕和君	まちづくり課長	徳勝志君
教委事務局長	菊地典子君	会計管理者	竹内功君
喜界分署長	原田久吉君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

おはようございます。ただいまから、令和5年第1回喜界町議会定例会を開会します。

△ 開 議

○議長（榮 哲治君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 哲治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、生駒 弘君及び土岐和貴君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（榮 哲治君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から17日までの12日間をしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から17日までの12日間と決定いたしました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（榮 哲治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。4点あります。

1点目は、去る1月11日、鹿児島県自治会館にて正副議長研修会が開催されました。

事務局長中村逸朗氏による地方自治法の一部改正や予算審議、決算審査については、議会は住民のための予算を住民の代表として議決しなければならない。また、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうか審査し、後年度の予算編成や行政執行に生かさなければならないと説明がありました。

2点目は、翌1月12日、川商ホールにて議員研修会が開催されました。

初めに「日本経済の展望」と題し、第一生命経済研究所主席エコノミスト永濱利廣氏による講演が行われました。ウクライナ情勢、円安、原油高騰、原材料上昇等の影響で日本経済は大

大きく変化している。今後、日本経済はどのように変化していくのか。経済の見通しについて説明がありました。

次に、「アナウンサーが教えるコミュニケーション説得の極意について」と題して、広島経済大学名誉教授でフリーアナウンサーの中村克洋氏の講演がありました。説得コミュニケーションの研究は心理学、医学等、科学分野の研究成果を取り入れることで、絶対に「うん」と言わせる説得テクニックの開発に至ってる。しかし、これは双方ウィン・ウインの世界が現出する、まさに理想的な説得技法で自主説得と呼ばれてる。ビジネスの現場でも簡単に実行でき、効果抜群の最先端説得技法について説明がありました。

3点目は、2月17日、サンロイヤルホテルにて、鹿児島県町村議会議長会の第74回定期総会が開催されました。

宮之脇町村議会議長会会長の挨拶に続き、塩田知事、田之上県議会議長から来賓祝辞がありました。自治功労者表彰として鹿児島県町村議会議長会表彰と全国町村議会議長会表彰者の表彰、伝達の後、議長を選出し、議事に入りました。会務報告、監査報告に続き、令和5年度事業計画及び予算が原案どおり可決されました。

4点目は、去る2月21日、奄美市市民交流センターにおいて、市町村議会議長会が開催されました。

令和3年会計決算、令和5年度会計予算と事業計画を承認しました。令和5年度の行事計画では、5月11日に知名町で議員大会の実施と次期役員の選出を行いました。

引き続き、午後から奄美群島広域事務組合議会定例会が開催されました。令和4年度奄美群島広域事務組合一般会計補正予算、奄美T I D A ネシア基金特別会計補正予算が原案どおり可決されました。引き続き、令和5年度奄美群島広域事務組合一般会計予算、奄美T I D A ネシア基金特別会計予算、奄美パーク事業特別会計が原案どおり可決されました。

以上で報告を終わります。

諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 施政方針

○議長（榮 哲治君）

日程第4、施政方針を行います。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

おはようございます。

それでは、施政方針を述べさせていただきます。

本日ここに、令和5年第1回喜界町議会定例会が開催され、令和5年度一般会計予算をはじめ、その他の案件の御審議をお願いするに当たり、私の町政に対する基本方針と施策の概要について所見を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様への御理解とより一層の御協力をお願い申し上げます。

初めに、長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために多大なる御理

解と御協力をいただいている町民の皆様、そして献身的に医療に従事されている医療関係者の皆様に対しまして、心より感謝申し上げます。

さて、昨年はこれまでにない新型コロナウイルスの感染拡大に加え、ロシアのウクライナ侵略、急激な円安による原油価格・物価高騰、潜在成長率の停滞などにより、町民体育祭など幾つかの行事の中止や食糧、肥料、飼料等の値上がりなど、町民の暮らしに大きな影響を受けました。

一方、10月の第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会では、鹿児島代表牛が和牛日本一の栄冠に輝き、また、本町の株式会社ヤマサンが地域の和牛振興への貢献が認められ、和牛繁殖農家特別表彰を受けるなど、明るい出来事もありました。

今年は奄美群島が日本に復帰して70周年という節目の年でもありますので、群島内での数々のイベントが予定されています。本町でも奄美群島日本復帰記念の東経130度喜界島マラソン大会が開催されますので、町を挙げて盛り上げてまいりたいと思います。

こうした中、奄美群島振興開発特別措置法の最終年度に当たりますが、法の延長と奄美の実情に合った制度の充実に向けて、各市町村、県と一体となって国へ働きかけてまいります。

また、第6次喜界町総合振興計画、喜界町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、若年層や子育て世代の定住を図り、子や孫の世代が住んでよかったと思える元気な島を実現するために、全力を挙げて町政運営に邁進する所存でございます。

それでは、まず、令和5年度の特に重点的に取り組む四つの施策について御説明申し上げます。

1、島の未来特別応援給付金制度を創設いたします。

令和3年度より1歳未満の子供がいる家庭を対象におむつ助成券を配布しています。令和5年度にはさらなる子育て支援の充実を図るため、島の未来特別応援給付金制度を創設し、1歳から3歳未満の子供がいる家庭に対して給付金を支給するものであります。子育て世帯への支援で、安心して子育てができるまちづくりに努めてまいります。

2、地域脱炭素社会への実現を目指します。

国は2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、各省庁において施策を進めているところであります。本町においても、子や孫の世代が住んでよかったと思える元気な島を将来像に置き、基幹産業である農業を核とし、先進性、モデル性を念頭に離島における地域脱炭素社会の実現に向けて進めてまいります。

3、さとうきび等管理作業受託助成を行います。

ここ近年、生産者戸数の減少に伴う一戸当たりの栽培面積拡大により、適期管理が行われていない圃場が多く見受けられるため、適期管理の推進として、喜界農業開発組合での管理作業受託助成を新たに行い、反収アップを図り、稼げる農業の実現を目指します。

4、トップセールスを自ら動き、行います。

コロナ禍により離島イベントが中止や延期になる中、昨年は東京におきまして喜界島フェアを開催し、多くの方々に来場していただき、島の魅力発信を行いました。今年も積極的にイベント等へ参加し、PR動画のように行ってみたい、また行ってみたい、住んでみたい、自然豊かな暮らしやすい島と特産品の魅力を発信し、地域活性化を図ります。

次に、第6次喜界町総合振興計画の五つの分野別基本計画に沿って主要施策を御説明申し上げます。

1、町民一人一人が健康で輝くまちづくり。

(1) 子育て世代支援の推進。母子健康事業につきましては、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、不妊治療や妊婦健診診査及び出産時の旅費助成などによる経済面の負担軽減。また、新生児ホーム、乳幼児健診の実施、両親学級や親子教室等を開催し、子育て世代包括支援センターにおいて、関係機関と連携し、相談支援を行います。

子供医療費助成事業につきましては、鹿児島県の助成制度以外においても、本町の単独事業部分である小中高校生への助成を継続実施し、小中高校生の医療費の自己負担を全額助成、町外で就学する子供についても助成対象とするなど支援の拡充を図り、子育て家庭の医療費の負担を軽減します。

また、非課税世帯の窓口負担無料化、子供医療給付事業の周知や12歳以下を対象としたインフルエンザワクチンの接種費用の助成により、経済的負担の軽減に努めます。

児童福祉事業につきましては、出産祝い金やおむつ券の支給などの事業継続のほか、重点施策でもあります島の未来特別応援給付金制度を創設し、さらなる子育て支援の充実を図ってまいります。

また、保育施設等と密に連携し、子育て世代が安心して子供を預けられる環境整備に取り組んでいくとともに、保育の質のさらなる充実に努めてまいります。

療育を必要とする未就学児及び児童の支援については、通園事業及び放課後等デイサービスを通じて、質の高い児童発達支援を提供していきます。

また、子供が小学校入学後も共働き世帯が不安を感じることなく就労等ができるよう、放課後児童クラブの安定的な運営を行い、児童の健全育成に取り組んでいきます。

青少年問題及び児童虐待、DV防止につきましては、教育委員会及び関係団体との連携を一層強め、対応します。

(2) 高齢者福祉の推進。高齢者福祉事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、敬老パス事業や食の自立支援事業、配食サービス及び特定高齢者福祉用具購入扶助事業を引き続き実施し、支援に努めます。

後期高齢者医療につきましては、今後も国の動向を注視し、適切に対応します。高齢者の保健事業と介護予防等との一体的な実施事業を進め、高齢者の特性に合ったより効果的で効率的な保健事業の実施を目指します。

また、保険料収納率についても低下することがないように努めます。

介護保険事業につきましては、第8期介護保険事業計画の最終年度を迎えます。これに伴い、本町においても高齢者保健福祉計画と運営協議会で慎重な御審議をいただき、第9期の介護保険事業計画を策定し、令和6年度から3年間の保険料や事業計画などを見直します。

地域包括支援センターにつきましては、地域包括ケア体制の充実を目指します。身近な地域における介護予防、生活支援体制の整備、認知症支援体制強化に努めます。また、高齢者の総合相談窓口として地域住民の支援を行うとともに、地域共生社会の実現とその体制づくりの核としての機能強化を図ります。

(3) 障がい者福祉の推進。障がい者福祉事業につきましては、障害者計画及び第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画が最終年度を迎えます。検証、ニーズ調査等を踏まえ次期計画を策定し、さらなる障がい福祉施策の充実を図ってまいります。

また、重度心身障害者医療費助成事業、バス利用券、おでかけパスの発行等で障がい者が安心して暮らせるまちづくりに努めます。

(4) 健康なまちづくりの推進。保健福祉施策全般につきましては、少子高齢化の進行、生活習慣病の増加など、近年、家庭や地域を取り巻く環境は急激に変化しています。このような中において、健康づくりや子育て支援、高齢者や障がい者の支援など、安心して暮らせる地域づくりを推進するため、医療、福祉連携の下、施策充実に努めます。

健康増進事業につきましては、町民の健康づくりの指針、「健康さかい21」について今年度見直しを行い、生活習慣病予防のための普及啓発、重症化予防に取り組みます。

また、各種がん検診を実施し、早期発見、早期治療につなげていきます。

国民健康保険事業につきましては、国保財政の安定化を図るため、県と市町村が連携して制度を運用しています。本町でも、資格適正化、AIを活用し特定健診の受診率向上と、保険者機能をさらに強化することで、安定的な財政運営に努めます。

心の健康につきまして、喜界町自殺対策計画に沿って、ゲートキーパーの養成や普及啓発を関係機関と連携して取り組んでいきます。

感染症対策として、新型コロナ等の感染防止対策を関係機関と連携して進めてまいります。

(5) 医療体制の確保。国民健康保険診療所につきましては、島内医療機関として医療サービスを提供することにより、島内医療の充実、町民の健康福祉の向上に寄与することを目的に運営しており、毎月第1日曜日の週の火曜日、水曜日と、第2、第4の日曜日から水曜日まで、月10日内科診療を実施しており、令和5年度も継続いたします。

2、安心、安全で美しいまちづくり。

(1) 防災対策体制の強化。防災対策につきましては、近年発生している様々な災害を教訓として、引き続き避難所の防災機能の強化、整備を順次行ってまいります。

また、避難訓練を実施し、町民の自助・共助の重要性と防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織の強化と新たな支援及び災害弱者、要配慮者の優先度の高いほうから個別避難計画の作成を進めてまいります。

(2) 交通安全、防犯対策の強化。交通安全、防犯対策につきましては、子供・高齢者等の交通弱者を守るために、警察や行政、関係機関の連携を図り、地域住民と一体となった取組、地域の見守り活動を定期的実施するほか、消費者等、犯罪の被害を受けた方の無料相談を開設するなど、安心して生活できるよう地域の防犯対策の向上を図ってまいります。

(3) 住みよい住環境の創出。公営住宅につきましては、昨年に引き続き湾宮戸団地建て替え事業を実施してまいります。今年度は湾宮戸団地非現地住宅として中里コーラル団地下に1棟5戸の住宅を整備いたします。

また、令和3年度に更新した公営住宅長寿命化計画に基づき、住宅の管理、利用者の満足度向上に努めてまいります。

水道事業につきましては、法令に基づき水質検査を実施し、町民へ安心安全な水を持続して

供給いたします。

また、西部地区については昨年と同様、旧管から新管への接続工事を進め、本年度内の完了に向け、実施してまいります。

農業集落排水事業及び公共下水道事業につきましては、機能強化対策、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した施設の更新を計画的に実施し、施設等の長寿命化を図ってまいります。

また、合併浄化槽設置整備事業については、昨年同様、引き続き事業を実施してまいります。

屠畜場につきましては、本町の伝統的な食文化であるヤギ料理には必要不可欠な施設であることから、食肉の適正処理確保に必要な措置を講じ、施設の維持管理に努めてまいります。しかしながら、築50年が経過し、老朽化が著しいことから、施設の移転場所等について検討してまいります。

火葬場につきましては、築40年が経過し、老朽化が懸念されているところではありますが、本町でも重要な施設であることから、定期的な点検、維持補修等を行いながら、施設の安全と延命化に努めてまいります。

動物病院につきましては、令和元年度から行っております奄美いんまや動物病院の出張診療を令和5年度も引き続き継続するとともに、令和5年度はTNR事業を開始し、野良猫の繁殖抑制や適正な管理を呼びかけてまいります。

地籍調査事業につきましては、令和2年度の国土調査事業第7次十箇年計画の実施に基づき、国が示した防災・減災、国土強靱化戦略に密接に関連する本調査のさらなる推進の必要性の観点から、引き続き、山地、急傾斜、地滑り崩壊地域及び畑総未整備地区の地籍調査を進めてまいります。

なお、現状において、前年度までに調査終了した地籍の登記事務についても完了遅延が発生しておりますので、懸案の精査を行い、相続人等調査及び登記事務完了に向けた取組も実施いたします。

(4) 資源循環型社会の創出。クリーンセンターにつきましては、一昨年7月に本格稼働し、1日当たり約8トンのごみを順調に処理しております。リサイクルにつきましては、ペットボトルやビン、缶、小型家電、段ボールなど9種類の分別を行っておりますが、一部にリサイクルへの意識の低さが見られることから、引き続き町民への広報を行ってまいります。

また、いまだに家電類の不法投棄や、ペットボトル・空き缶のポイ捨てが多く見られることから、区長会とも連携しながらポイ捨て防止に取り組んでまいります。

令和2年度から行っております生ごみ処理機購入助成事業につきましては、令和5年度も引き続き行い、生ごみの堆肥化、食品ロスの削減を呼びかけてまいります。

最終処分場につきましては、地域の要望を聞きながら設計を進めており、令和5年度の本格着工、令和6年度の完成を予定しております。

海岸漂着物につきましては、軽石回収は国の事業が終了したことから、今年度は主に漁具などの漂着物を回収してまいります。

(5) 交通体系の整備。航路対策につきましては、鹿児島ー喜界ー知名航路は町民にとって欠くことのできない重要な生活路線であります。しかしながら、航路距離が長いことなどから

費用が増大し、構造的に欠損額が多額になっており、事業者が単独で航路を維持していくことは困難な状況にあります。引き続き、国、県、奄美群島の市町村と連携し、航路の維持、運営に努めてまいります。

道路等事業につきましては、喜界空港前の前満盛線改良工事の年度内完成に向け、実施します。また、喜界島の基幹道路である池治湾頭原線の狭幅区間解消のための事業を実施してまいります。路面補修に関しましては、昨年引き続き、早町－伊実久線と湾港－池治線の2路線で実施してまいります。

交通安全対策通学路緊急対策事業に関しましては、子供たちの安全な通学路確保のためのカラー舗装を昨年同様、実施してまいります。

3、にぎわいのある活気あふれる島づくり。

(1) 農業、林業の振興。本町の農業分野においては、農家の高齢化や後継者不足、農地の貸し借りなど多種多様の課題を抱えながら、担い手の確保並びに新たな水資源の確保へ向けた取組が重要であります。その中で、新規就農者の就労者支援につきましては、町単独事業の研修制度や国の支援事業を活用し、後継者並びに新規就農者の確保、育成に努め、新たに兼業農家やプチ農家を通じた多様な担い手の確保のほか、農福連携を通して、人材育成にも努めてまいります。

また、相続未登記地の農地の貸し借りについても、改正されました農業経営基盤強化促進法等を活用し、農地の利用権設定を推進してまいります。

あわせて、基幹作物であるさとうきびを中心として、収益性の高い園芸作物並びに畜産との複合型農業を推進し、農家所得及び事業生産額向上を関係機関一体となって図ってまいります。

糖業振興につきましては、令和3年産は台風による被害はなかったものの、生産量は7万4,000トンあまりと伸び悩み、目標としている8万トンには届きませんでした。しかしながら、15.41度と過去2番目に高い糖度となりました。今年産につきましては、幸い台風の被害もなく、おおむね順調に生育しており、昨年よりは高い生産見込みとなっております。生産量及び生産額と合わせて農家所得の増加に期待しているところであります。町としましても、自然災害による不作への備えとして、農業共済や収入保険制度の加入へのさらなる推進を引き続き図ってまいります。

また、生産性向上に向けて、優良種苗の提供や管理収穫機械の機能向上、害虫対策の農薬助成なども継続して行い、さらには適期管理の推進として、重点施策でもあります喜界農業開発組合での管理作業受託助成を新規に行ってまいります。

昨年度より大きな課題となった肥料価格の高騰対策としましては、国や県等の補助事業を活用しつつ、今まで以上に土づくりを推進し、生産者の経費削減、生産性向上につながるよう支援を行ってまいります。

収穫面積の確保及び反収向上のため、町の増産計画に基づき、各関係機関、団体と連携し、一体となって取り組んでまいります。

ゴマ振興につきましては、令和4年産については大きな気象災害もなく、近年では豊作の年となりました。ゴマは気象条件により生産量が不安定な品目ではありますが、夏季時期の重要な品目でありますので、例年のとおり継続的に支援事業を行い、面積拡大と品質向上を図ってま

います。

また、喜界島の白ゴマのブランド化を目指し、G I（地理的表示保護制度）取得に向けた取組をその他の在来作物と併せて進めてまいります。

畜産振興につきましては、令和4年度は昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大とウクライナ情勢により、原油の高騰や円安情勢等が重なり、配合飼料や資材、燃料など様々なものが値上がりしました。さらに、和牛肉の需要は微増な回復状況にあるものの、依然として低調なままであり、畜産経営にとって厳しい状況となっております。そのような中でも本町の飼養頭数は増頭傾向となっており、増頭を目的とした推進事業を継続することで、新型コロナウイルスの水際対策緩和によるインバウンド消費など、需要の回復に対応できるよう努めます。

また、発育のいい子牛を育て、産地間競争に負けない足腰の強い肉用牛農家の強化を図ってまいります。

増頭に併せて、畜産クラスター事業を活用しながら、飼料収穫機機械の更新及び導入を進め、粗飼料自給率を高めるなど、生産コストの削減や育種価の高い母牛への更新推進を図りながら、課題である農家戸数の増加に引き続き取り組んでまいります。

農業農村整備につきましては、みどりの食料システム戦略の実現に向けた有機農業等の環境負荷低減、堆肥センター建設に向けた循環型農業やスマート農業に資する取組の推進や、農作業の効率化並びに農地の集積・集約化や高収益作物への転換、農業経営の安定化に向けた取組を推進するための整備や、農村地域の災害を未然に防止するために必要な施設整備、きめ細やかな長寿命化対策を行ってまいります。

また、新規地下ダムの整備や既存の農業水利施設の改修を行う国営かんがい排水事業も着工され、今後、喜界島全島を挙げて高収益作物の導入や6次産業化を進めてまいります。

林業産業振興につきましては、カーボンニュートラル実現やジオパークに向けた森林吸収量の確保強化、国土強靱化に資する森林整備、治山対策の推進、さらに森林環境譲与税による森林管理並びに普及啓発を併せて行ってまいります。

また、農作物の被害や町民生活に影響を与える鳥獣被害防止のため、鳥獣捕獲等の強化や鹿の捕獲効率を向上させるための技術導入も行ってまいります。

営農支援センターにつきましては、園芸振興を主とした農業振興の拠点として、推進露地品目の栽培実証や苗の生産供給体制の確立、基幹作物であるさとうきび、一芽苗の生産と併せて、在来かんきつ苗木増殖による種の保存を引き続き行ってまいります。

また、新規農業研修生受入れによる後継者の育成及び家庭菜園講習会を継続的に開催し、農業振興を幅広く町民へ理解していただく取組も行ってまいります。

園芸振興につきましては、近年、面積及び生産者が急増しておりますが、カボチャを中心とした露地野菜を推進し、施設品目につきましても、温暖な気候を生かしたトマト、マンゴー及びパッションフルーツ並びに花卉について定期的な講習会を開催することで、品質向上と生産安定を図ってまいります。あわせて、各種事業を活用し、農家への支援を図ってまいります。

かんきつ類については、薬剤散布によるゴマダラカミキリムシの島内一斉防除を継続的に実施し、タンカンを中心に、花良治ミカンや島ミカンなどの在来かんきつ類についても振興を図ってまいります。

特殊病害虫防除対策については、アリモドキゾウムシの根絶事業が、平成22年度より喜界町全島を調査範囲とし、不妊虫放飼、密度抑圧防除、トラップ調査と段階的に行っております。令和4年度からアサガオやゲンバイヒルガオの徹底除去やアリモドキコール粒剤を使った密度抑圧防除を追加しており、早期根絶に向けてスピードアップを図ってまいります。

また、ミバエ類やカンキツグリーンング病についても、引き続き侵入警戒に努めながら、現地調査と併せて実施してまいります。

農業委員会につきましては、農用地について地域に根差した意欲と能力のある担い手への農地等の利用の集積、集約、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進、各種事業等の活用、農地基本台帳の活用、農地地図システムの充実化、それから、全国農業新聞、農業図書による情報提供活動により、農業委員・推進委員の資質向上及び農地利用の最適化の推進を図ってまいります。また、農業者の老後の生活安定及び福祉の向上に資するため、農業者年金の加入推進活動にも努めてまいります。

(2) 水産業の振興。水産業につきましては、離島漁業の活性化を図るため離島漁業再生支援事業を継続してまいります。

また、水産物の本土への輸送費を補助する輸送コスト支援事業並びに漁協及び漁業者への漁獲向上、経営安定を支援する水産業活性化事業において所得向上に努めるとともに、水産物加工施設活用を支援してまいります。あわせて、老朽化の著しい製氷施設の改修事業化に向け漁協と連携し取り組んでまいります。

(3) 商工業の振興。商工業の振興につきましては、事業所の経営安定と基盤強化を図るため、商工等資金利子補給補助の支援を継続するとともに、新型コロナウイルスの影響を鑑み、各省庁の動きを注視しながら柔軟に対応・支援をしてまいります。

また、旧荒木小学校をコワーキング施設、サテライトオフィスとして整備し、交流人口の増、新たな働き方の提案を行いながら商工業の振興を図ります。

(4) 観光の振興。観光につきましては、観光振興計画に基づく事業を推進するとともに、喜界島観光物産協会や喜界島サンゴ礁科学研究所との連携を図り、ジオパーク、サンゴの石垣、埋蔵文化財遺跡等、地域の特色ある資源や観光プロモーションビデオ、e-サイクル等を活用し、観光客増の取組を積極的に推進してまいります。

また、新型コロナウイルス感染拡大予防による新しい旅のエチケットの遵守を呼びかけ、観光客の受入れを行ってまいります。

国立公園につきましては、台風で被災した荒木・中里遊歩道の整備事業を継続して実施し、自然と調和した復旧に努めてまいります。

また、国立公園の保全と利用を推進するとともに、利用者の利便性や満足度の向上に努めてまいります。

公園施設等につきましては、利用される方々が快適かつ安全で楽しめる施設を念頭に、計画的な整備、改修を行ってまいります。

ジオパークにつきましては、町の課題解決に資する手段として活用しながら、持続可能なまちづくりを目指す活動を行うため、日本ジオパーク認定に向け、取り組んでまいります。

(5) 特産品の開発推進。農産物加工販売施設につきましては、喜界島にしかできないオリ

ジナル性の高い地域の在来食材、白ゴマ、ソラマメ、かんきつを生かした加工業者の育成並びにHACCPに沿った衛生及び施設の維持管理に取り組んでまいります。

(6) 移住、定住の促進。移住促進につきましては、喜界町第6次総合振興計画及び喜界町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる数値目標に基づき、空き家バンクの充実や空き家改修を推進し、移住者の受入れ体制の整備を移住コーディネーターと連携し進めてまいります。

また、首都圏等での移住相談会やオンライン相談会に参加し、喜界島への移住の呼びかけを行い、さらに集落と事業者の連携を構築し、人口増を図ってまいります。

離島留学につきましては、令和5年度が学生受入れのスタートとなります。留学生の生活を支え、喜界島の自然や文化を学んでいただき、教育機関と連携を図ってまいります。

地方創生につきましては、「喜界町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策をふるさと納税などを活用し、推進してまいります。

4、島で育むきらりと輝く人づくり。

教育についてでございますが、令和3年度末に喜界町総合振興計画の見直しに伴い、令和4年度から教育行政の基本理念を「島で育むきらりと輝く人づくり」に改定いたしました。令和5年度も引き続きこの基本理念を踏襲してまいりたいと考えます。

町長就任以来の重点施策としては、教育の情報化に対応したICT環境を整え、小中学生全員に1人1台の情報端末、タブレットを整備いたしました。

また、長年の懸案でありました空調設備、エアコンの設置を、幼稚園、小学校、中学校全ての普通教室に整備いたしました。現在、理科室や音楽室などの特別教室への空調設備の整備も順次進めており、学習環境の一層の充実を図りたいと考えております。

次に、子育て支援の観点から、令和4年度から実施している学校給食費の無償化、スポーツ少年団や部活動に関わる大会遠征費の補助などを引き続き継続するとともに、入学祝い金の支給や各種検定試験の受験料の補助など、必要に応じた子育て支援策を講じてまいりたいと考えています。

また、喜界高校活性化や交流人口の増加策として、令和5年度6名のサンゴ留学生を受け入れることとし、今後もその拡充や受入れ体制の充実等に向けて、喜界高校や喜界島サンゴ礁科学研究所などと連携を図ってまいります。

社会教育については、長寿社会の到来に伴い、生きがいづくりを支援する生涯学習の充実を図る観点から、学びの場づくり、スポーツ活動の充実等に向けた環境づくりを支援してまいります。

以下、教育行政の詳細につきましては、後ほど教育長から説明いたします。

それでは、29ページをお願いいたします。

5、未来へつなぐ地域づくり。

(1) 町民と行政の協働。町政懇談会につきましては、町民の皆様の御意見を直接お聞きし、町政に反映させるための貴重な場であると考えております。新型コロナウイルス感染症の状況も勘案しながら、引き続き行いたいと思っております。

広報紙につきましては、町民への施策の周知や島外読者への情報提供のため、親しまれる紙面作りに努め、本年度も常に新鮮な情報発信を念頭に、広い視野で取材し、的確な情報提供を

行ってまいります。

ふるさと納税につきましては、特産品の開発により返礼品の拡充を図りつつ、喜界島のPRを含めた活動を行い、喜界島ファン獲得に向けて取り組んでまいります。

また、島外の企業の方に本町が取り組んでいる事業に対して共感してもらえるようにPRし、企業版ふるさと納税にも取り組んでまいります。

(2) 男女共同参画。男女共同参画につきましては、女性の社会参画機会の増加を目的に各種委員の女性登用に努めるとともに、男女平等意識の啓発を進めてまいります。

(3) 行財政改革の推進。窓口業務につきましては、正確、迅速、懇切を基本理念として、特に町民の身分及び行政サービスの基礎となる戸籍事務などについて、職員の研さんに取り組めます。

また、本町のマイナンバーカードの交付率は、令和5年1月31日現在52.30%と、県の平均64.36%、国の平均60.08%を下回っております。今後、ますますマイナンバーカードが利用できる場面が増えてまいります。国に利便性の向上を要望しながら、マイナンバーカードの普及を図ってまいります。

さらに、デジタル社会の実現に向け、DXを推進していきます。

組織改革につきましては、令和2年度に組織体制を見直し、課の統廃合を実施しチーム制を導入いたしました。今後もその検証や改善を図り、さらなる組織改革を行ってまいります。

以上、令和5年度の町政運営につきまして所見を申し上げます。

本町がより一層飛躍できるよう、創意工夫による自主自立のまちづくりに気概を持って取り組み、子や孫の世代が住んでよかったと思える元気な島を目指し、全ての町民の皆様が将来に明るい希望の持てる地域社会を構築してまいる決意であります。

どうか議員各位をはじめ、町民の皆様の変わらぬ御理解と御協力をお願い申し上げ、施政方針といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

続いて教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

引き続き、教育行政についての方針を御説明いたします。

22ページをお願いいたします。

冒頭大変恐縮ですけれども、1か所文言の訂正をお願いいたします。22ページ初めの文の「まず初めに」の後、「令和5年度」とありますが、これを「令和4年度」に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、教育行政の基本方針や重点施策等について説明いたします。

まず、初めに、令和4年度の教育行政を推進する上でも、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、適切な対応に努めてきたところでございます。

さて、先ほど町長からもありましたように、昨年度末に喜界町総合振興計画の改定が行われました。それを受けて令和4年度に教育大綱を改定し、教育行政の基本方針や重点施策等を見直し、新たな教育ビジョンを作成したところであり、令和5年度はおおむね前年度の考え方を

踏襲してまいりたいと考えております。

まず、基本理念は、「島で育むきらりと輝く人づくり」であります。

学校教育、生涯学習のどちらにおいても喜界島というフィールドできらりと輝く人づくりを基本的な理念とし、ふるさとへの愛着や誇りを育むことを基盤に、子供たちをはじめ、町民一人一人が生き生きと輝くことを目指した教育行政を目指してまいります。

次に、学校教育における基本目標は、「新しい時代を見据えた次世代の教育の推進」といたしました。キーワードは新しい時代の次世代の教育であります。

基本方針は「夢や志を持ち可能性に挑戦するグローバル人材の育成」であり、令和4年度を引き続き継承してまいります。

今、学校教育は大きな転換期を迎えていると言われてます。

急激な情報化や技術革新は、人間生活や社会の在り方などに、質的にも大きな変化をもたらしております。今後もその流れは加速度的に進展していくと言われております。これからの子供たちは、かつて経験したことがない新たな時代や社会を生き抜かなければなりません。

文部科学省は、新しい時代の到来を見据えて、第3期教育振興基本計画を策定し、今後の教育の方向性などを示しました。

そのことを踏まえて、これまでの本町の教育行政の成果を踏まえ、継承すべきは継承しながら、本町の子供たちに新たな時代や社会を見据えた教育を適切に推進することが肝要と考え、大きな視点に立った基本目標を策定いたしました。

次に、社会教育及び生涯学習分野における基本目標は、「豊かに人生とよりよい社会を築く生涯学習社会の実現」といたしました。そして、基本的方針として、「人が輝き、人がつながる生涯学習の充実」を掲げました。

人口減少や少子高齢化が進展する中で、持続的に学び続ける環境や人づくりを構築する必要があるのではないかと考えているところでございます。

社会教育の原理原則は、自らの人生を豊かなものにするとともに、人と人がつながり、よりよい社会づくりに貢献することです。まず、町民一人一人が生き生きと輝き、人や地域のつながりを豊かにしていくことが、持続可能な生涯学習につながる第一歩ではないかと考えます。

以上の基本目標や基本的方針を踏まえた学校教育や社会教育、生涯学習に関わる重点や主な施策等について、簡潔に御説明申し上げます。

まず、初めに、学校教育についてですが、先ほどの基本目標と基本方針を実現するために、以下の施策や取組等を実施いたします。

1、お互いの人格を尊重し豊かな心と健やかな体を育む教育を推進してまいります。

具体的には、道徳教育や人権教育をはじめとする積極的な生徒指導の充実に努め、規範意識の醸成を図ります。

また、読書活動や文化活動などの体験活動を推進するとともに、食育や健康教育の推進及び体力、運動能力の向上に努めてまいります。

2、未来を切り開くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育を推進してまいります。

急激に社会が変化する中で、自らの未来を切り開くためには、何といたっても生きる力を育成することが肝要です。そのためには確かな学力の定着を図るとともに、新しい時代や社会を生き抜くために不可欠であるICTを活用した教育の情報化の推進や、英語教育をはじめとする国際理解教育の充実に努めてまいります。

また、近年、重要課題とされている特別支援教育及び様々な災害等に対応した防災教育の充実などに取り組んでまいります。

あわせて、ふるさと学習をはじめとする郷土教育や、夢や志を育み社会で自立する力を育成するキャリア教育の充実を図り、島で育むきらりと輝く人づくりの具現を図ってまいりたいと考えております。

郷土教育については、町図書館や歴史民俗資料室、埋蔵文化財センターや喜界島サンゴ礁科学研究所等を活用した産業、歴史、文化などの調べ学習や伝統文化の継承活動など、喜界島らしい教育に努めてまいります。

3、信頼され地域とともにある学校づくりを推進してまいります。

具体的には、地域と連携した学校運営の充実を図り、地域とともにある開かれた学校づくりに努めます。

また、義務教育段階での給食費の無償化をはじめ、入学祝い金や就学援助費の支給、各種検定試験の検定料や大会遠征費の補助などの教育支援を継続して実施し、誰もが安心して学べる学びのセーフティネットの整備充実に努めてまいります。

4、地域全体で子供を守り育てる環境づくりを推進してまいります。

具体的には、地域人材を活用した学校応援団の充実、地域子供会活動の推進、奉仕活動や体験活動の参加など、地域ぐるみでの安心安全な環境づくりや地域を支える次世代の人づくりに取り組んでまいります。

また、人づくりの原点である家庭の教育力の向上をさらに図るとともに、地域の中の学校づくりに努め、学校等地域の連携強化に努めてまいります。

次に、社会教育や生涯学習に関わる施策や取組等について説明いたします。

先ほどの基本目標や基本方針である、人が輝き、人がつながる生涯学習の充実を図るために、心身ともに健康で、生涯にわたり生きがいを持って充実した人生を送れるよう支援してまいります。

具体的な取組としては、1、学びの場の提供。生きがいづくりの支援の観点から公民館講座や地域講座、地区長寿者学級や家庭教育学級などの充実を図り、各年齢層に応じた学習機会の拡充に努めてまいります。

2、スポーツの振興では、総合型地域スポーツクラブの充実、各種スポーツ競技大会への支援などに努め、心身ともに健やかな人生が送れるよう、生涯スポーツへの活動支援と町民の健康増進の場の提供等に取り組んでまいります。

また、本町で7月に開催される予定の県民体育大会大島地区大会軟式野球については、競技団体と連携しながら、運営に万全を期して取り組んでまいります。

3、文化財の発掘・管理・活用や、島唄・八月踊りの保存・継承など、先人が守り育ててきた豊かな文化や伝統の保存・継承、文化財の活用等の支援にも継続して努めてまいります。

特に文化財の保存活用については、令和3年度と4年度の2年間にわたって、大学教授などの専門家の協力を得て策定した国指定の史跡城久遺跡保存活用計画を基に、今後の有効な在り方を検討してまいりたいと考えております。

以上で教育行政における施政方針の説明を終わります。御理解をお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これで施政方針を終わります。

△ 日程第5 報告第1号 令和3年度旧荒木小学校特別教室棟改修工事の工事請負変更契約の締結について

△ 日程第6 報告第2号 喜界町営農研修施設整備工事の工事請負変更契約の締結について

○議長（榮 哲治君）

日程第5、報告第1号、令和3年度旧荒木小学校特別教室棟改修工事の工事請負変更契約の締結についてから日程第6、報告第2号、喜界町営農研修施設整備工事の工事請負変更契約の締結について、以上2件を一括議題とします。

報告の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

それでは、報告第1号と報告第2号を一括して御報告申し上げます。

まず、報告第1号、令和3年度旧荒木小学校特別教室棟改修工事の工事請負変更契約の締結についてでございます。

地方自治法第180条第1項により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

この報告第1号は、専決第1号と専決第3号の2件について報告でございます。

まず、専決第1号。

1、契約の目的、令和3年度旧荒木小学校特別教室棟改修工事。

2、契約金額、変更する額530万5,000円の増額、8.93%でございます。

2、変更後の契約金額6,470万5,000円。変更前の契約金額が5,940万円でございます。

3、契約の相手方、大島郡喜界町早町122番地、株式会社峰山建設、代表取締役峰山奥恵喜でございます。

4、変更理由としましては、建築本体工事作業内容追加に伴う増額で、サテライトオフィス等の防犯対策を強化するため、建具工事の追加をしたものでございます。

次に、専決第3号。

1、契約の目的、同じ工事で、令和3年度旧荒木小学校特別教室棟改修工事。

2、契約金額、変更する額55万2,000円の増額。これは0.85%の増でございます。変更後の契約金額6,525万7,000円、変更前の契約金額が6,470万5,000円、当初契約の金額が5,940万円。

契約の相手方は、大島郡喜界町早町122番地、株式会社峰山建設、代表取締役峰山奥恵喜でございます。

変更理由としましては、建築本体工事作業内容変更に伴う増額で、施設の快適性の向上を図るため、左官工事等の追加、変更をしたものでございます。

次に、報告第2号、喜界町営農研修施設整備工事の工事請負変更契約の締結についてでございます。

同じく地方自治法第180条第1項により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

まず、契約の目的、喜界町営農研修施設整備工事。

契約金額が、変更する額が287万円の増額。これは4.74%の増でございます。それから、変更後の契約金額が6,337万円、変更前の当初金額が6,050万円。

契約の相手方、大島郡喜界町早町122番地、株式会社峰山建設、代表取締役峰山奥恵喜でございます。

変更理由といたしましては、喜界町営農研修支援施設整備工事において、現場確認を行ったところ、外壁爆裂箇所が確認され、浄化槽の屋外配管について雨天時に土砂洗掘が予想されるため、土留め壁工事の追加を実施することにより、契約金額の増額変更をしたものでございます。

以上2件、御報告申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

以上で報告を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時45分からいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

- △ 日程第7 議案第2号 令和5年度喜界町一般会計予算について
△ 日程第8 議案第3号 令和5年度喜界町国民健康保険特別会計予算について
△ 日程第9 議案第4号 令和5年度喜界町介護保険特別会計予算について
△ 日程第10 議案第5号 令和5年度喜界町後期高齢者医療特別会計予算について
△ 日程第11 議案第6号 令和5年度喜界町農業集落排水事業特別会計予算について
△ 日程第12 議案第7号 令和5年度喜界町公共下水道事業特別会計予算について
△ 日程第13 議案第8号 令和5年度喜界町水道事業会計予算について

○議長（榮 哲治君）

日程第7、議案第2号、令和5年度喜界町一般会計予算についてから日程第13、議案第8号、令和5年度喜界町水道事業会計予算について、以上7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

それでは、予算編成を説明申し上げます。

国は、令和5年度予算編成について令和4年度第2次補正予算と一体として、経済財政運営と改革の基本方針（以下、「骨太の方針」）2022及び骨太の方針2021に沿って、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、人への投資、科学技術イノベーション、スタートアップGX、DXといった成長分野への大胆な投資、少子化対策、子供政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本社会の加速や外交安全保障環境の変化への対応、防災減災、国土強靱化などの国民の安全安心の確保をはじめとする重要な政策課題について、必要な予算措置を講ずるなど、めり張りの利いた予算編成を行い、その政策効果を国民や地方の隅々まで速やかに届け、国の経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくことを目指すとしています。

また、地方財政については、骨太の方針2021の中で、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額に関し、令和4年度から令和6年度までの3年間は令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしております。

これら国の経済財政運営の動向を注視しながら、令和5年度の予算編成に臨みました。本町においては、一般廃棄物最終処分場建設や高齢化による扶助費の増加、さらに公債費も引き続き高水準で推移することから、大変厳しい財政運営が予想され、経費削減をこれまで以上に取り組まなければなりません。厳しい課題を抱えながら、担当者とヒアリング、各課長、課長補佐によるヒアリングを通して、厳しい財政状況について共通認識を持って編成作業を行いました。しかしながら、財政が厳しいからといって住民サービスを停滞させることなく、限られた予算の中で真に必要な事業とそうでないものを選別し、自らの創意工夫によって住民福祉の向上を図っていく必要があります。

また、将来世代に負担を先送りするのではなく、将来において生じることとなる負担を見極め、対応し、子や孫の世代が住んでよかったと思える元気な島を実現するための予算として編成を行いました。

それでは、令和5年度の各会計の概要を御説明申し上げます。

議案第2号、令和5年度喜界町一般会計予算についてでございますが、令和5年度喜界町一般会計の予算規模は75億6,616万2,000円となり、前年度に比べ22.7%、14億206万1,000円の増額となりました。

歳入歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入予算の町税につきましては、町が課税権に基づいて賦課する税で、町財政運営上、極めて重要な財源であります。町税の計上額は5億4,207万5,000円で、前年度当初予算と比較して3.4%、1,803万8,000円の増額となりました。個人所得割の増額が主な要因でございます。

地方交付税の「普通交付税」につきましては、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、住民が標準的なサービスを受けられるようにするため、国が徴収した税の一定割合を地方自治体に配分するものでございます。普通交付税30億7,000万円、特別交付税1億7,500万円、合計32億4,500万円を計上しました。歳入における構成比は42.9%となっております。

「国庫支出金」は、特定の事務事業の財源に充てるため国から交付されるものでございます。6億9,391万2,000円で、前年度当初予算と比較して40.3%、1億9,927万5,000円の増額となり

ます。

主なものは、地方改善施設整備事業費補助金、循環型社会形成推進交付金、社会資本整備総合交付金、港湾、住宅、道路等でございます。

「県支出金」は、国庫支出金同様、特定の事務事業の財源に充てるために県から交付されるものでございます。8億3,106万3,000円で、前年度当初予算と比較して32.1%、2億192万5,000円の増額となりました。

主なものは地籍調査事業補助金、基幹水利施設管理事業補助金、農林水産物輸送コスト支援事業交付金、農業水路等長寿命化防災減災事業補助金、奄美群島移動規制害虫特別防除事業委託金、埋蔵文化財発掘調査委託金等でございます。

「繰入金」は、財源補填のため財政調整基金より3億5,256万1,000円、公共施設整備基金より1,400万円、町債元利償還金へ町営住宅基金より1,000万円をそれぞれ繰入れいたしました。

「町債」は、農地整備、道路、港湾、住宅等の事業費の財源に充てるため借り入れる長期の借入金でございます。町債の計上額は7億1,020万円で、前年度当初予算と比較して71.3%、2億9,560万円の増額となりました。

次に、歳出予算の目的別について御説明申し上げます。

議会費につきましては、人件費と経常経費が主でございます。本年度は総額8,621万5,000円、前年度比マイナス0.2%、14万5,000円の減額となりました。構成比は1.1%となっております。

総務費につきましては、職員給与と経常経費、庁舎維持管理費、電算管理費、集落活性化助成金、ふるさと寄附金事業、移住促進事業費、サンゴ留学事業費等、総額10億8,069万6,000円で、前年度比0.4%、402万5,000円の増額となりました。構成比は14.3%となっております。

民生費につきましては、扶助費、特別会計へ繰り出しに要する経費、妊産婦助成金、出産祝い金、島の未来特別応援給付金等、総額13億4,157万4,000円で、前年度比マイナス1.2%、1,613万6,000円の減額となりました。構成比は17.7%となっております。

衛生費につきましては、火葬場費、じんかい処理費、廃棄物処理施設整備費等、総額16億5,701万4,000円で、前年度比177.4%、10億5,978万3,000円の増額となりました。構成比は21.9%となっております。

農林水産業費につきましては、糖業振興費、園芸振興費、畜産振興費、水産業振興費等、総額9億1,367万2,000円で、前年度比17.9%、1億3,870万6,000円の増額となりました。構成比は12.1%となっております。

商工費につきましては、観光費、ジオパーク推進費、鹿児島移住就業起業支援事業費等、総額5,713万1,000円で、前年度比マイナス27.9%、2,213万4,000円の減額となりました。構成比は0.8%となっております。

土木費につきましては、道路改良舗装工事費、喜界島港改修工事費、湾宮戸団地新築工事費等、総額5億6,603万2,000円で、前年度比25.2%、1億1,401万2,000円の増額となりました。構成比は7.5%となっております。

消防費につきましては、常備・非常備消防費、防災災害対策費等、総額1億5,838万4,000円で、前年度比マイナス25.6%、5,461万8,000円の減額となりました。構成比は2.1%となっております。

教育費につきましては、小中高等学校入学祝い金、就学支援金、各種検定トライ促進事業、国公立大学進学応援事業費、埋蔵文化財発掘調査費等、総額8億4,267万8,000円で、前年度比23.5%、1億6,007万3,000円の増額となりました。構成比は11.1%となっております。

公債費につきましては、総額8億7,776万6,000円を計上いたしました。前年度に比べ2.2%、1,849万5,000円の増額となりました。構成比は11.3%となっております。

予備費につきましては、500万円を計上しております。

次に、特別会計及び企業会計について説明申し上げます。

議案第3号、令和5年度喜界町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、事業勘定につきましては、町民の医療と健康増進に極めて重要な役割を果たしております。誰もが安心して良質な医療サービスを受けられる制度の安定的運営を行うよう努めてまいります。

本年度の予算総額は、前年度に比べ4.2%、4,118万3,000円増の10億1,921万2,000円を計上いたしました。

直診勘定につきましては、これまで同様に診療日数を月10日実施してまいります。本年度の予算総額は、前年度に比べマイナス3%、97万5,000円減の3,187万7,000円を計上いたしました。

次に、議案第4号、令和5年度喜界町介護保険特別会計予算についてでございますが、第8期介護保険事業計画に基づき、円滑運営に努めてまいります。本年度は、前年度に比べマイナス5.3%、4,848万2,000円減の8億7,483万7,000円を計上いたしました。

議案第5号、令和5年度喜界町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、後期高齢者医療保険料の均等割軽減特例におきまして、令和元年度より段階的な見直しが行われておりますので、引き続き適切に対応してまいります。本年度は前年度に比べマイナス0.9%、101万9,000円減の1億1,807万円を計上いたしました。

議案第6号、令和5年度喜界町農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、施設の長寿命化計画に基づき、施設の更新を進め、機能を維持しながら適正に農業集落の公共用水域の水質保全を図ります。本年度は前年度に比べマイナス42.4%、4,386万4,000円減の5,955万5,000円を計上いたしました。

議案第7号、令和5年度喜界町公共下水道事業特別会計予算についてでございますが、本年度も長期的な施設全体の適正管理を目的としたストックマネジメント計画を策定し、都市計画区域内の公共用水域の水質保全を図ります。本年度は前年度に比べ39.7%、7,397万2,000円増の2億6,037万5,000円を計上いたしました。

議案第8号、令和5年度喜界町水道事業会計予算についてでございますが、令和2年度より、水道事業は簡易水道事業としての特別会計から公営企業会計へ移行いたしました。独立採算制を保持しながら健全財政の運営を基本に、安全でおいしい水の安定供給に努めてまいります。本年度は収益的支出と資本的支出の合計額13億288万5,000円を計上いたしました。前年度に比べ59.8%、4億8,759万5,000円の増額となっております。

以上、令和5年度の一般会計及び特別会計、企業会計予算について概略を説明申し上げます。詳細につきましては、後日開催されます予算審査特別委員会にて、予算説明資料に基づき説明させていただきたいと存じます。

一般会計75億6,616万2,000円、特別会計、企業会計の合計36億6,681万1,000円、総額112億3,297万3,000円で、前年度に比べ20.5%、19億1,047万1,000円の増額となりました。

引き続き厳しい財政状況の中ではございますが、積極的に財政改革を推進し、多様化する町民ニーズを的確に把握し、応えていきたいと存じます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号から議案第7号までは、議長を除く11名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにししたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。本件については、11名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

予算審査特別委員会の正副委員長については、全員協議会にて互選したとおり、委員長に安田英次郎君、副委員長に野間弘也君と決定しました。

-
- △ 日程第14 議案第9号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第15 議案第10号 喜界町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
 - △ 日程第16 議案第11号 喜界町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
 - △ 日程第17 議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
 - △ 日程第18 議案第13号 喜界町過疎地域産業振興促進条例の制定について
 - △ 日程第19 議案第14号 喜界町サンゴ留学による寮設置条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第20 議案第15号 喜界町お試し移住用施設設置及び管理に関する条例の制定について
 - △ 日程第21 議案第16号 喜界町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第22 議案第17号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第23 議案第18号 喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（榮 哲治君）

日程第14、議案第9号、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第23、議案第18号、喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、以上10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

それでは、条例関係等につきまして、議案第9号から議案第18号まで一括して御説明申し上げます。

議案第9号、町長等の給与の特例に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。

令和4年の第1回定例会におきまして、令和5年3月を期限とする条例改正の議決をいただきましたが、依然として財政は厳しい状況にありますので、町長、副町長、教育長の給料を特例的に10%ずつ減額することを、令和6年3月まで延長するものでございます。

次に、議案第10号、喜界町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行について必要な事項を定めるため、喜界町個人情報保護条例を廃止し、新たに制定するものでございます。

次に、議案第11号、喜界町情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

個人の保護に関する法律の一部改正に伴い、喜界町情報公開・個人情報保護審査会を設置し、必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

次に、議案第12号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求めるものでございます。

喜界町辺地に関わる総合整備計画を変更し、坂嶺地区配水管移設工事の追加をするものでございます。これに伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第5項の規定により、総務大臣へ喜界町辺地に関わる総合整備変更計画を提出する必要があるため、同法律第3条第1項に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第13号、喜界町過疎地域産業振興促進条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

これまで固定資産税の課税免除などの税制特例措置は過疎法、離島振興法、奄振法のそれぞれで規定され適用されておりましたが、政府税制大綱において整理が行われ、令和5年度から過疎法に基づく特例措置を適用することになりました。これに伴い、喜界町過疎地域産業振興促進条例を制定し、制度改正への対応を図るものでございます。

次に、議案第14号、喜界町サンゴ留学による寮設置条例の一部を別紙のとおり改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。

令和5年度よりサンゴ留学による生徒が寮に入ることから、寮の運営について必要な規定を加えるものでございます。

次に、議案第15号、喜界町お試し移住用施設設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

本町へ移住等を考えておられる方へ実際に一定期間、地域の暮らしを体験できる施設を島中集落にあります旧教員住宅を再活用し整備いたしました。これに伴い、条例の制定を提案するものでございます。

次に、議案第16号、喜界町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。

ウオーキングマシンを小型家電として扱うため削除し、また、一般家庭からの石膏ボードの持込みをその処分費が高額となることから、相応の負担額1キログラム150円を求めるものでございます。

次に、議案第17号、喜界町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。

令和5年度税制改正大綱において、国民健康保険税の課税限度額及び減額対象となる所得の算定基準額が見直されました。改正の内容は国民健康保険税の後期高齢者支援金課税限度額が20万円から22万円に引き上げられ、減額の対象となる所得の算定基準について、5割軽減世帯が28万5,000円から29万円に、2割軽減世帯が52万円から53万5,000円に引き上げられました。これに伴い、条例の改正を行う必要があるため提案するものでございます。

次に、議案第18号、喜界町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。

健康保険法施行令第36条の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を現行の40万8,000円から8万円増額し、48万8,000円にするものでございます。

以上、議案第9号から第18号まで一括して御説明いたしましたが、御審議の上、議決していただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第9号から議案第18号については、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

-
- △ 日程第24 議案第19号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第8号）について
 - △ 日程第25 議案第20号 令和4年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - △ 日程第26 議案第21号 令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
 - △ 日程第27 議案第22号 令和4年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
 - △ 日程第28 議案第23号 令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 - △ 日程第29 議案第24号 令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第24、議案第19号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第8号）についてから日程第29、議案第24号、令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第3号）について、以上6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

それでは、議案第19号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第8号）ほか5件について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第19号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第8号）でございますが、歳入歳出それぞれ3億2,440万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億5,663万9,000円とするものでございます。

それでは、2ページから4ページにおける第1表、歳入歳出予算補正での各款の増減について申し上げます。

歳入の増額ですが、2ページをお願いします。

国庫支出金160万2,000円、県支出金2億8,173万5,000円、寄附金2,475万6,000円、繰入金5,131万円でございます。

歳入の減額ですが、諸収入650万円、町債2,850万円が減額でございます。

続きまして、歳出の増額でございますが、3ページをお願いします。

総務費2,528万7,000円、民生費910万3,000円、衛生費658万3,000円、農林水産業費2億8,736万4,000円、商工費43万円、教育費465万円が増額でございます。

歳出の減額でございますが、同じく3ページの土木費582万3,000円、消防費319万1,000円が減額でございます。

次に、5ページの第2表、継続費補正をお願いします。

喜界町地域脱炭素化事業検討及び堆肥センター官民連携施策検討業務事業の継続費の総額を3,361万円から3,697万1,000円に増額補正するものでございます。

次に、6ページの第3表、繰越明許費をお願いします。

防災行政無線早町局更新事業ほか15件につきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、7ページの第4表、地方債補正をお願いします。

新たに追加し増額するものは、公共事業等債でございます。

減額するものは、過疎対策事業債、辺地対策事業債、公営住宅建設事業債、防災減災事業債でございます。

今回の補正予算の主なものを御説明いたします。

ふるさと寄附金事業費、糖業振興費の産地パワーアップ事業補助金、農地費の重機借上料の増額が主なものでございます。

それでは、次に、特別会計の補正でございます。

議案第20号、令和4年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ1,570万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,055万3,000円とするものでございます。

主な減額の理由は、現年度分介護給付費負担金の減額によるものでございます。

次に、議案第21号、令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ300万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,663万8,000円とするものでございます。

増額の理由は、後期高齢者医療広域連合納付金の被保険者保険料の増によるものでございます。

次に、議案第22号、令和4年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億391万9,000円とするものでございます。

増額の理由は、一般管理費の光熱水費の増によるものでございます。

次に、議案第23号、令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ257万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,901万円とするものでございます。

主な増額の理由は、公営企業法適用推進業務委託一般管理費の光熱水費の増によるものでございます。

次に、議案第24号、令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第3号）でございますが、水道事業収益に248万3,000円を追加し、5億9,998万9,000円とするものでございます。

増額の理由は、一般会計からの補助金の増によるものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第19号から議案第24号まで、以上6件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号から議案第24号まで、以上6件について一括して採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第8号）についてから議案第24号、令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの6件は原案のとおり可決されました。

△ 日程第30 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（榮 哲治君）

日程第30、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

それでは、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、お願いいたします。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

委員3名のうち2名が令和5年6月30日をもって任期満了となるため、今議会において推薦するものでございます。

まずお一人目が、住所、大島郡喜界町大字上嘉鉄130番地1。氏名が、西野賀智。生年月日、昭和27年4月25日生まれでございます。

お手元に履歴書を添付してございます。同氏のこれまでの実績、識見を通じて適任と思いますので、推薦を考えているところでございます。なお、任期は令和5年7月からではございますが、手続に3か月ほど期間を要しますので今回提案させていただきました。令和5年7月1日から令和8年6月30日までの任期となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

お諮りします。本件について意見を求めることについては、適任と認めるものと答申することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任と認めるものと答申することに決定いたしました。

△ 日程第31 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（榮 哲治君）

日程第31、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

続きまして、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、お願いいたします。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

先ほどの諮問第1号同様に推薦するお二人目でございます。

住所、大島郡喜界町大字伊実久1,595番地。氏名、玉利幸子。生年月日、昭和35年11月6日生まれでございます。

お手元に履歴書を添付してございます。同氏のこれまでの実績、識見を通じて適任と思えますので、推薦を考えているところでございます。なお、任期は諮問第1号の西野氏と同じく、令和5年7月1日から令和8年6月30日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

お諮りします。本件について意見を求めることについては、適任と認めるものと答申することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任と認めるものと答申

することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は3月13日9時30分から開きます。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散 会 午前11時20分

令和 5 年第 1 回喜界町議会定例会

令和 5 年 3 月 13 日

(第 2 日)

令和5年第1回喜界町議会定例会

令和5年3月13日（月曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問

通告順

1. 良岡理一郎君

【新型コロナウイルス感染症対策について】

【マイナカード及びマイナ保険証について】

【ヤングケアラー実態調査について】

【日米共同軍事訓練について】

【町民の福祉増進の施策の進捗について】

【シカ駆除について】

2. 土岐和貴君

【町長の施政方針について】

【マスク着用は個人の判断に委ねる】

【野良猫問題について】

3. 生島常範君

【男女共同参画推進について】

【フェリー航路について】

【国立公園整備計画について】

【危機的状況にある言語・方言サミット開催について】

4. 米田信也君

【町内出産の実現性について】

【船航路について】

1. 出席議員（11名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
11番	生駒弘君	12番	安田英次郎君
13番	榮哲治君		

1. 欠席議員（1名）

10番 幸一美君

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	富充弘君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	税対策監	岩松利和君
農業振興課長	武藤裕和君	教委事務局長	菊地典子君
会計管理者	竹内功君	喜界分署長	原田久吉君
あゆみ幼稚園長	乾みち子君		

△ 開 議 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（榮 哲治君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告があります。

質問者は、順次、一般質問席に登壇し、発言を許可します。

新型コロナウイルス感染症対策について、ほか5件、良岡理一郎君の発言を許可します。

良岡理一郎君。

[良岡理一郎君登壇]

○8番（良岡理一郎君）

おはようございます。

私はマスクを外して今日から生活させてもらいますので、よろしくをお願いします。

それでは早速ですけども、通告書に沿って、質問させていただきます。

まず最初に、質問事項の1、新型コロナウイルス感染症対策についてでありますけども、
(1) 昨年12月以降、直近までの新型コロナ感染症の確認数及びその特徴、今後の対策等について伺います。

①新型コロナウイルス感染症確認数の月別、男女別人数が何名いらっしゃったか。

二つ目に、症状や隔離施設、感染経路の特徴。これは全体の傾向で結構です。数値は要りません。

そして、後遺症が厳しいとも伺っておりますが、本町の実態はどうなっているか。

4番目には、この間、逼迫が懸念されました医療機関の逼迫の実態はどうだったのか。及び国や県の医療機関への支援はどうなっていたかを伺いたいと思います。

そして、5番目には、無料PCR検査の月別、男女別人数、陽性者数についてと今後の計画について伺いたいと思います。

以上5点お願いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

良岡議員の新型コロナウイルス対策についての御質問にお答えいたします。

まず、12月以降直近までの新型コロナ感染確認数につきましては、12月に男性89名、女性119名の計208名。1月は男性120名、女性135名の計255名。2月は男性8名、女性15名の計23名。この期間で男性217名、女性269名、合計で486名となっております。3月は昨日12日までに男性1名の陽性者が確認されております。

次に、症状、隔離施設、感染経路の特徴ですが、年末年始に感染拡大が見られたオミクロン

株の症状は発熱、せき、鼻水、のどの痛み、倦怠感などが主な症状となっております。医療機関での入院が26名、宿泊療養施設に3名の入所がありました。

また、感染経路につきましては、家族感染、職場感染が主な感染経路となっております。

次に、後遺症についてですが、罹患後に治療や療養が終わり、時間の経過とともにほとんどの方が改善します。一部症状が長引く方がおられます。代表的な罹患後の症状は疲労感、倦怠感、せき、息切れ、頭痛、筋力低下、睡眠障がいなどが報告されております。

後遺症につきましては、いまだ不明な点が多いため、引き続き調査研究が行われているところでございます。本町におきましても、罹患後の症状で受診をされた方が数名いらっしゃったということを知っております。

次に、医療機関の実態及び国、県を含む行政の支援についてですが、医療機関においては感染拡大した年末年始に発熱外来の受診者、感染者の入院が急増したために、病棟のゾーニング、区分け、それから、看護師、スタッフの配置などを工夫して、できるだけ感染を広げないように対応したということを知っております。また、感染者の島外搬送が1件あり、関係機関が連携し、海上保安庁の航空機で搬送した事例もございました。

次に、無料PCR検査件数につきましては、12月は男性19名、女性22名、計41名。そのうち陽性者は4名。1月は男性15名、女性26名、計41名。陽性者は3名。2月は男性4名、女性10名、計14名。陽性者はありませんでした。この時期で男性38名、女性58名、合計で96名。陽性が確認された方は7名でございます。

本町での無料PCR検査は2月末で検査事業所との契約が終了したことにより、現在休止をしております。県とも連携いたしまして、受託先を現在探しているところでございますので、御理解を願いたいと思います。

以上となります。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

相当長い期間ではありましたが、全体としては落ち着き始めてると申し上げてもいいんじゃないかと思えます。

今、出ました無料PCR検査について休止という意味なんですけど、これは一時的に休むという意味ですか。それとも、もうしばらくは中止するんだと。どういうふうな意味ですか。休止の意味。

○議長（榮 哲治君）

吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

無料PCR検査につきましては、県といたしましては、3月末までということでは言われているところなんですけれども、その運営が厳しいということです。1件当たりの単価ということで契約をしておりますので、人件費が当然発生するというところなどから考えまして、運営が厳しいということで、なかなか契約ができないというところで、全国的にも契約終了というところが増えてるということでございます。

我々としては人件費がなくてもできる方法とかを、今検討して相談をしているところでございますけども、今後また感染が拡大をするという状況等があった場合には、県も引き続き無料PCR検査ということ等になると思いますので、現在、委託先を探してということですので、また再開をする可能性もあるということで御理解願いたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

一時的には休むんだけど、今後の感染状況あるいはその後の状況によっては再開もするということですね。そのために県とも交渉を進めるという確認をさせていただきます。

2番目、ワクチン接種の問題です。

これは重症化を防ぐという意味でその効果も確認され、本町でも最大打ってる方は5回打たれてるという状況にあらうかと思えます。

質問は、①年代別の対象者数と接種の実績。これは町民全体との関係でどうなのか。あるいは年代別接種率をお願いします。

それと、②でワクチン接種の効果をどのように評価してるのか。これは非常に難しい問題だろうと思うんです。ワクチンを接種したから感染をしないと切り切れるかどうかと。そこまで識見が来てるかというあたりをお聞きしたいと思えますので、よろしくをお願いします。

それと、3番目には今後の接種計画であります。一部、政府でもいろいろな発表をしたり、メディアでも報道されておりますが、今後、新型コロナがもう終わったんだと、終息したんだと言い切れない部分がありますので、そういうのを含めて、今後はどのような接種の計画で考えてらっしゃるのかを伺います。

以上3点。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

最大5回目、ワクチン接種の実態についてお答えいたします。

まず、接種実績、接種率につきましては、対象者数が6,701名。現時点での4回目接種済み者は3,593名、接種率が53.62%。5回目接種済み者は1,616名、接種率が24.12%となっております。

そのうち60歳以上の対象者は3,327名。4回目接種済み者が2,457名、接種率73.85%。5回目接種済み者は1,514名、接種率が45.51%となっており、高齢者の接種率が高い状況だということでございます。

また、乳幼児、生後6か月から4歳の2回目接種済み児は6名、接種率が2.63%。小児、5歳から11歳の2回目接種済み児は88名、接種率が23.53%となっております。

次に、ワクチン接種の効果につきましては、厚生労働省によりますと、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する効果や感染重症化を予防する効果が確認されてるとのことであり、本町におきましても、医療機関からの情報等から重症化の予防には効果があったものと認識をしております。

次に、3番目の今後の接種計画ですが、今年18日土曜日と19日日曜日に令和4年10月19日までに従来型ワクチンを2回以上接種済みの12歳以上の方を対象に、自然休養村管理センターで集団接種を実施する予定でございます。また、乳幼児及び小児の3回目接種は3月25日に実施予定となっております。

なお、新年度の接種につきましても、国の動向を注視しながら、接種体制確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。

特にワクチン接種の乳幼児の問題と小児の問題ですが、数が低いということが問題とは思いませんが、少なくとも小学生であれば御本人。あるいは乳幼児であれば保護者の皆さんを含めて、全体的には了解を得ながら、合意を得ながら進めると理解しておりますが、それよろしいですか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

接種につきましては本人の判断ということになりますので、こちらから接種を強要することもしませんので、それぞれの接種につきましての理解をしていただいて、判断をしてもらうということで進めてまいっております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

次へ進みます。

（3）連休明けの5月8日から感染症法上の5類への位置づけが引き下げられるということで、今、メディアでも大いに放映されるところでありますが、これが現在の2類相当との違いはどこにあるのか。

特に一番心配されますのは、医療費が個人の負担になるのではなかろうかということで、そのことによって何万円もお金がかかるということで、受診の抑制が始まると、これはこれで大変なことになりますので、この辺は全体としてどういうふうに見てらるのか。

特に今、政府のほうも昨日今日も動いてる最中ですので、なかなか決め打ちしにくいところではあります。現在、把握し、町でやろうとしていることについて説明をお願いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

まず、2類から5類へ位置づけが引き下げられることにおいて、これまで行われてきました緊急事態宣言などの行動制限や入院勧告、指示、それに感染者や濃厚接触者の外出自粛要請などの緊急措置はなくなります。また、入院の受入れや診療ができるのは、これまで感染症指定医療機関や発熱外来などの一部の医療機関だけでしたが、移行後は段階的に幅広い医療機関で対応することになり、感染者の国への報告も原則、基幹病院からの定点報告に変更されます。

そして、医療費につきまして、政府は受診控えを避けるため、急激な負担が起きないように配慮するとしております。主な見直しは、現在無料となっている検査や陽性判明後の外来診療は患者に負担を求めます。入院費は自己負担を原則とするが、高額になる場合は9月末まで月に最大2万円を軽減する。価格の高い治療薬は引き続き無料とするなどとしております。

町といたしましては、受診抑制がないよう、見直しの内容等について特に急激な自己負担はないということ等を周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

今のメディアの報道を見ても、かなりいろんな要素が入り込んで、分かりにくいですね。どういう場合に有料なのか、どういう場合は無料なのか。どういう場合は上限がかかるのかと。この辺もぜひ整理して、町民の皆さんに分かりやすくアナウンスできるようにお願いをします。

ここ数日のコロナをめぐる国内外の動向というのは、コロナの終息を予感させるものに今なっております。先ほど政府が5月8日以降については、今、課長から説明があったとおりであります。世界的な数値を集約してる米国のジョーンズ・ホプキンス大学が、そこについても感染者の集計は終わるということを一昨日あたり発表しておりますので、全世界的に見ても新型コロナについては、終息の方向を念頭に置いた動きにはなってきてるということではなからうかと思えます。

そこで幾つか追加的に御質問したいんですが、オミクロン株が大きく変異はしないという前提で3点伺いたいと思うんです。

一つは本町の警戒レベルについては、現在3かと思うんですが、これは変更されるのかどうかという問題が一つ。

二つ目には、公共施設の関係であります。これの休館措置だとか、あるいは町主催の行事の中止措置の今後の対応。この間は個別対応といいますか、様々な状況を勘案しながら、機械的にはやってないというのは承知しておりますが、そこら辺を今後どういうふうにしていくのかという問題です。

三つ目には、全体の司令塔になっております対策本部はいつまで続けるのか。近々に解散するのか。

以上3点を追加的にお願いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

5月8日から感染症法上の取扱いが2類から5類に引き下げられることに伴い、国、県の対応に合わせて、喜界町の新型コロナ感染症対策本部は廃止の方針であります。現在、警戒レベル3となっております島独自に定めた警戒レベルにつきましても、その時点で運用を終了いたします。

また、公共施設につきましては、状況に応じた感染対策を講じながら、通常どおりの運営に戻るということとなります。

しかし、当然ながら、新型コロナウイルスの性質や感染状況が大きく変化した場合は、その状況に応じて、迅速に対応したいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

確認ですが、対策本部の解散は5月8日をもって一区切りをつけるということですね。

○保健福祉課長（吉行 進君）

はい。

○8番（良岡理一郎君）

5月8日ね。はい、分かりました。

以上でコロナ問題を終わらして、次の2番目のマイナカード問題等々について質問させていただきます。

まず、今、マイナカードだとかマイナ保険証については、町民の非常に大きな関心になっているわけですが、数値を伺います。

（1）直近までのマイナカードの申請数、申請率及び交付枚数、交付率について、国、県及び本町についての実績を伺いたしたいと思います。

課長のほうからきれいにまとまったデータも頂いておりまして、これは執行部の皆さん、議員の皆さんにお配りしてありますので、それも御覧いただきながら、課長のほうから説明をお願いします。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

お手元に資料をお配りしてございますけども、マイナンバーカードの交付率等についてお答えをいたします。

まず、申請数ですけども、喜界町が4,642名、鹿児島県が138万6,637名、国のほうが1億293万3,778名。

次に、申請率ですけども、喜界町は68.80%、鹿児島県86.37%、国のほうが81.74%です。

次に、交付枚数ですけども、喜界町は3,824名、鹿児島県が110万5,452名、国が7,999万6,490名。

次に、交付率ですが、喜界町が56.68%、鹿児島県が68.86%、国のほうは63.53%となって

おります。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。いずれの指標でも喜界町が低いということになるわけでありまして、私も、私は決してそれで数値が低いから問題だという認識には立っておりません。

国のほうでは申請率をもって交付金を増やすとかという動きもあるようでありまして、こういう個人情報とかプライバシーに関わる部分について、安易に集約をして、それがどんどん当初の約束と違って、任意だったのが、今もう事実上、強制になりかねないという中では、本町が従来から進めております慎重に進め、そして、町民の判断に委ねるという姿勢で引き続きお願いしたいと思うわけでありまして。

そして、マイナカードを保有することを前提に、マイナ保険証の手続が今、進められております。（2）のマイナ保険証について伺いたいと思うんです。

一つは、本町の医療機関のオンライン資格確認システム。カードリーダーと言わせていただきます。この導入状況はどうなってるか。前回の議会では診療所は既に終わってますよという報告で、徳洲会病院とあと歯科医が三つありますが、ここはまだその時点では設置が終わっていないということですが、現在どうなってますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

本町における医療機関、薬局でのオンライン資格確認システム、カードリーダーの設置ですが、導入状況は町診療所では昨年の10月から利用可能となっております。喜界徳洲会病院におきましては、3月中には整備を完了するという事です。

それから、歯科の3医院中1医院は導入済み、1医院は機械は導入済みでシステム連携がこれからということ。もう1医院は準備中とのことでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

喜界町の場合は薬局は対象がないようでありまして、政府の計画では4月1日からは全ての医療機関だとか歯科医院でやるんだというスケジュールがされてるわけですが、本町については、4月1日段階で準備できない医療機関が出てくる可能性があるということでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

現在のところは3月末までに整備をするということ聞いておりますけれども、オンライン

資格申請の機器の導入の期限というのが、本年の9月末が義務化経過措置期間となっているということです、できるだけ3月末ということは思っておりますけれども、その経過措置期間があるということも念頭に入れて対応したいと思っております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

分かりました。9月末が実質的には最終リミットということですね。

次に、マイナ保険証の関係であります。医療保険での利用は今どうなってますか。何件利用されてますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

マイナ保険証の利用状況ですが、これまで町診療所で3件、歯科医院で4件、合計7件の利用があったと聞いております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

12月よりは徐々に増えてはきてるということでありますね。

それと、マイナ保険証の関係ですけれども、これは個々人が利用登録をされるということでもありますので、本町では今、何名かというのは把握できないということのようでもありますけれども、全国的な状況は2月26日現在で5,048万件。これは登録率が63%ということで、評価はいろいろありますけれども、後半、大分、一気に増えてきた感はあります。そういうことが前提になります。

そこで、③の健康保険証の関係でありますけれども、現在、我々が使っております健康保険証については、2024年の秋に廃止。来年の秋に廃止をします。そして、マイナ保険証に一本化するんだというのは、政府の方針であるわけであります。

来年の秋に廃止されました後、現在の持っております紙の保険証については、いつまで使えるのかということで、突出的な質問で恐縮なんです、お答えいただければと思います。

そして、また、個人情報の流出等の関係でマイナ保険証を保有しない国民については、資格確認書を発行するとのことでもあります。

さらには、2026年には現在のマイナ保険証の母体になりますマイナカードは、新しいマイナカードを発行するという作業スケジュールになってあります。

そもそも任意でありましたこの制度に、既に国では2兆を超えるお金を使ってるようでもありますけれども、浪費して、事実上の強制化をするようなことをしているのが現在ではなかろうかということで、必ずしも国民のこの事業に対する支持は高くありません。

日々データは変わっておりますが、5割近くがこのマイナカード、マイナ保険証については異議ありという声もデータとして上がってきてるところであります。

本町においては引き続き町民個々の判断を尊重して、この事業は進めてほしいと思いますけれども、町長、いかがですか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

まず、現行の健康保険証の廃止後についてですが、国は発行済みの現行保険証の取扱いにつきましては、健康保険証廃止後も1年間は有効とみなす経過措置を設けることが検討されております。また、マイナンバーカードを紛失したり、取得していない、保険証登録をしていないなど、オンライン資格確認ができない方には、本人からの申請に基づき、保険者が有効期限1年を限度とする資格確認書が無償交付することが公表されております。

マイナ保険証に関しましては、議員おっしゃるとおり、町民個々の判断を尊重すべきであり、町といたしましても、強制ではなく、あくまでも任意の制度と認識しております。

しかしながら、その一方で、国は住民の利便性向上や自治体の業務効率化などを目的に、地方行政のデジタル化や医療デジタル化を推進しております。

本町におきましても、国の動向を注視しながら、よりよい住民サービスが提供できるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ぜひそういう基本的な姿勢でお願いしたいと思うんです。

国民の総背番号制ともいいますが、これについては台湾が相当成功してて、今回のコロナの対策についても有効に活用されてるという報道が当初あったわけですが、それが成り立つ前提は国民と政府の信頼関係なんです。これがあって初めて、このナンバー制度というのは、各国々でも浸透していったということでもあります。

ところが、日本の場合は、先ほど申し上げましたように、最初から任意だと言いながら強制する、あるいは、いわゆる預金口座との関係も最初はやらないと言いながらも、徐々に交付金についてはそれを登録してくれだとか、今後は何を考えているか分かりませんが、年金について、いわゆる公金振込口座とマイナンバーカードを一緒にするかしらないか、それについて、しないという返事をしないと自動的にやりますよという相当乱暴なやり方を今、進めようとしているわけでありまして。そういう点では、国のそういう姿勢についても十分注視しながら、国が言うてるから全て正しいんだという視点ではなく、あくまでも住民の視点からの対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に進みます。

質問事項の3番であります。

ヤングケアラーの実態調査についてでありますけれども、鹿児島県のほうが去年の9月から10月にかけて自治体調査を実施しました。本町におきましても、執行部のほうでも実態調査をやるんだということで報告を受けてるわけでありまして、その中間結果がそろそろまと

まりつつあると。県のほうは3月末が最終的な集計をまとめるリミットとしておるわけでありますが、そういう点ではまだ中間になりますけども、（1）本町のアンケート対象者数、小学校、中学校、高校別から伺いたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

今、御指摘のとおり、鹿児島県では昨年9月1日から10月3日までの期間で、抽出によるヤングケアラーに関する実態調査を実施し、昨年の12月下旬に調査結果の一部を速報値として発表しました。なお、本調査は原則無記名であり、個人や学校等は特定されない方法で行われ、市町村ごとの発表等は行われておりません。

そこで、御質問の本町の調査対象者数は喜界小学校6年生が全員の53人、喜界中学校が全校生徒の167人、喜界高校が全校生徒148人の合計368人を対象に実施いたしました。

なお、県全体の対象者数は1万5,528人であり、そのうち回答者数は9,414人で、回答率は60.6%でございます。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

2番目以降の質問につきましては、関連しますので、自席のほうでぜひお願いします。

項目の2番目でありますけども、県全体でということ、喜界町のデータは把握できないということでもありますけども、県全体でのヤングケアラーの比率の問題、あるいは周囲への相談状況等の実態はどうなってるか。もちろんそれ以外の項目でも、教育委員会としてぜひ訴えたいものがあれば一緒をお願いしたいと思うんですが。

あと、家族の世話の問題だとか含めてありますので、その辺は教育委員会の判断でお願いしたいと思います。

そして、3番目には、これらの実態が中間的にも報告され、そして、これからまとまってくるところでありますけども、その結果を受けて、これをどういうふう to 評価して、本町での取組をどのようにしていくかというあたりについて、全体をまとめて答弁をいただけますか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

県全体での特徴等についてですが、お答えいたします。

比率に関しては、「世話をしている家族がいる」と回答したのは、小学6年生が9.1%、中学生が5.8%、高校生が3.8%でございます。

世話をしている家族については、兄弟が最も多く、次に父母や祖父母の順となっております。

周囲への相談状況については、「相談した経験がある」と回答した比率は、小学6年生が

8.5%、中学生が15.5%、高校生が19.2%となっており、多くは相談したことがないという結果でございます。

なお、相談した経験がない理由については、「相談するほどの悩みではない」という回答が、全ての校種で7割から8割以上と極めて高い一方、「相談しても変わらない」が7%前後、「どこに相談するのがよいか分からない」が3%弱存在するという結果も見られます。

また、ヤングケアラーの認知度に関する質問では、「聞いたことがない」という回答が全ての校種で約5割前後と高く、「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答したのは20%前後の結果となっております。

また、個人が支援を求める場合はこのアンケート調査でも記入することになっておりますけれども、それについては個別に連絡、対応するとなっておりますが、本町に関しては、そういったのも小中学校、高等学校は来ておりませんので、ないと認識をしております。

今後につきまして、町の面ではまた必要であれば、保健福祉課かもしれませんが、学校教育においては、先ほど指摘ありましたけれども、年度末とされておりますが、後日示されることになっている詳しい結果を見ながら、周知啓発による認知度の向上に加えて、これまでも実施しておりますが、教育相談あるいは悩み調査などを活用して、喜界町の場合は薬局は対象がないようでありませぬども、ヤングケアラーについての実態把握に努め、必要に応じた対応を講じてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

それでは、保健福祉課サイドのほうからのヤングケアラーの対応策についてお答えいたします。

ヤングケアラーは本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっております。今回の県のアンケート調査においても、「世話をしている家族がいる」と回答した児童生徒のうち、「誰にも相談したことがない」という生徒がいることから、本町においても教育委員会をはじめ、様々な関係機関が連携し、早期発見、把握に努めていく必要があると認識しております。

県の今後の取組といたしましては、福祉、介護、医療、教育等の関係職員向けの研修会において、専門家による講演や調査結果の共有等を行い、共通の認識の下、多機関・多職種による円滑な連携を図ることとしております。

また、本町においては日々の相談対応の中で、家事や家族の世話などを子供が日常的に担っており、教育等に影響を及ぼしていると思われる家庭と判断した場合は、福祉サービス等の必要な支援につなげていくとともに、要保護児童対策地域協議会などの機能を活用し、ヤングケアラーの支援体制強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

教育長の報告で1点お聞きしたいのは、家族の世話をするというところで、小学生が9.1%ということでありますけども、データが去年になるんだけども、国の調査ですと6.5%なんです。中学生とか高校生は国のデータとほぼ似通ってますよね。中学生ですと、県の調査で5.8だけど、全国調査は5.7。そして、高校生の場合は、県の調査で3.8、国の調査は4.1。コンマ3ポイントの差はありますけども。小学6年生だけがこれは2.6ポイントですか。やっぱり多いんですね。

これは特別、何か理由が考えられますか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

県の調査において、そこまで例えば分析あるいは理由、背景等までは今回は示されておられませんけれども、小学生のほうはどうしても発達段階の問題もあります。例えば世話をしているという、この世話の受け取り方といいたいでしょうか。中学生あるいは高校生になりますと一定のものがあるかと思うんですけれども、小学生の場合はその受け取りがですね。

今回、詳しく、例えば学校で説明をしてということじゃなくて、これはもう封をしたまま回答するというようなことになっておりますので、その受け取りが家庭あるいは小学生本人によって、若干異なった点はあるのかなと私のほうは受け取ってるところでございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

今後の調査、分析も待ちながらということではありますが、基本的な対策の方向としては、今、吉行課長からありましたように、町は総合的にヤングケアラーの発見、自覚も含めて取り組んでいくということですので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃあ、次に進みましょう。

質問事項の4番であります。

先般、日米共同訓練ということで3月3日に行われたわけでありまして、訓練の実態について、まず伺ひます。

日時、参加人数。参加人数の中にはこれは自衛隊だけだったのか、あるいは米軍が参加したか。そこも含めて説明いただきたいと思ひます。それと訓練の場所、県道、町道の規制の実態、そして、宿泊場所。どこに宿泊されたかということでもあります。

それと関連しまして、3月6日は議会が始まった初日でありまして、メンハナ公園で陸上自衛隊による訓練が防災行政無線で案内をされていたようでありまして、これについては経過を含めて、申入れを受けた日時だとか、あるいは参加人数、何をやったかあたりも御説明いただけますか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

良岡議員の日米共同軍事訓練についての御質問にお答えいたします。

まず、第1空挺団の降下訓練の日時についてでございますが、当初、天候の状況等を勘案して、訓練期間として3月3日から7日までの5日間が設定されておりましたが、実施されたのは3月3日金曜日の13時から14時まででございます。

それから、参加人数でございますが、陸上自衛隊第1空挺団に所属する降下隊員が102名、地上で安全確保や連絡調整を図る統制員等が47名、合わせて149名が参加いたしました。

今、議員の米軍の参加のお話ですけれども、陸上の連絡調整を図る中に米軍の方がいらっしやったということ。それから、当然、飛行機を3基使用しておりますけれども、その中で1機が陸上自衛隊、2機は米軍の飛行機という情報はもう広報されてますので、その中で飛行機の操縦に関わる人員もそれは米軍の方だったと思っております。

それから、訓練の場所についてですけれども、これはもう報道等で発表されておりますが、長嶺、伊実久、小野津地区。いわゆる一本道付近の面積として約84ヘクタールの範囲で実施されております。

それから、道路の規制状況についてですけれども、事前に警察も含めまして協議を行っております。安全確保のため、訓練時間帯の前後。訓練は13時から14時ということでございましたが、12時から14時までの間、町道早町・伊実久線、それから町道塩道当原3号線を含む周辺の農道等を車両通行止めといたしました。

それから、宿泊場所についてですが、塩道の漁村コミュニティ、早町地区振興センター、自然休養村管理センター等を利用しております。

それから、3月6日のメンハナ公園で行われた訓練の実態についてですが、これも今回の降下訓練の……。訓練の中身としては、第1空挺団が3日に降下訓練を行いました。そこは当然、畑の上に降りたわけでして、そこから先の行動というのはできませんので、降りた後のシミュレーションというか、行動の訓練を実施しております。当然、第1空挺団の今回の訓練の流れの一部として、当初の申入れがあった段階でそのお話もありました。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

細かなところを後でまとめて質問しますけれども、（2）の製糖の繁忙期だったわけですね。ここについては、4月5日まで結果的には今シーズンは工場が稼働するようでありまして、いわゆる運搬車を含めて、相当、車が頻りに動くというのが3月いっぱい当初からも予想されてたわけでありまして、そこで交通規制をかけたり、あるいはそういう訓練をするという問題についてはいかがなものかという見方、考え方もあるわけでありまして、その場合の町民への事前の説明はどういうふうになってたか。

あるいはこういう訓練ですから、事故が起こる可能性は否定できません。その場合は町民への様々な責任はどういうふうにとっていくのかということについては、どうなりましたか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

町民への説明、それから補償の問題についてでございますが、今回、訓練について陸上自衛隊第1空挺団から当初お話があったのが昨年の6月でございます。その際に訓練の実施時期についてはお話しさせていただいております。

今、議員がおっしゃったように、例えば製糖終了後とか、できるだけ製糖時期を外していただけるようなお話もいたしましたが、最終的に3月の初旬実施ということになりましたので、できるだけ影響のないよう、関係機関、生和糖業、JA喜界、ハーベスター組合、土地改良区開発組合、喜界運送等と情報共有を図りながら、影響が予想される農家への説明も行っております。

具体的には11月の生産振興大会、12月のハーベスタオペレーター研修会。それから、1月11日から主に伊実久、小野津、志戸桶、佐手久、塩道、早町集落の関係する農家の皆さんに説明会を実施し、理解をいただいております。

それからまた、万が一の作物、特にきび、園芸もありましたけど、作物に影響があった場合の補償等についても、自衛隊のほうから直接、農家の皆さんにも説明を行ってまいりました。補償するという話をさせていただいております。

今回、結果的にはそういった事案はございませんでした。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

今回の陸上自衛隊とアメリカ海兵隊による日米共同訓練の一環として、喜界島では陸上自衛隊第1空挺団が約100名、課長の説明で陸上を含めると149名関わったということではありますが、パラシュート降下を行ったわけです。

町民は午後1時から午後2時までの約1時間、降下訓練を見学したわけでありまして、自衛隊の単なるパラシュート訓練だったのかという問題が出てくるわけでありまして。

町のほうでも、町民の皆さんには広報機関を使いまして、こういう案内をしておりますよね。これをいいますと、「陸上自衛隊第1空挺団落下傘降下訓練のお知らせ」ということを、日時と場所だけ書いてあって、そして、いかにもこういう訓練がこういう形だけでやられると受け止めて、じゃあ見学に行こうかとなるわけでありまして、果たしてこれでよかったのかという問題であります。

皆さんのお手元に英文と和文、裏面には和文にしてありますが、別紙の資料の2の①、②、これは裏表になっておりますけれども、ここにはこういう案内がされてるわけです。これはアメリカ軍の軍隊内で日々配られる情報の配信サービスを出力して、私のほうで知人に頼んで和訳してもらった部分であります。

英文のところを説明しますと、これはDVIDSと書いてありますが、これはアメリカの軍隊内の略称でありまして、アメリカ国防総省映像情報配信サービスの略称であります。DVIDS、アメリカ国防総省映像情報配信サービスの略称であります、ここが3月3日に出している情報であります。

この写真は訓練地帯、訓練場所のところで携帯用の無線を使って、このモールズという米軍

少佐がC130のパイロットと交信してる模様を映してる写真であります。細かくは2ページのほうに和訳したやつをつけておきましたけども、彼らはこういう行動をしてるんです。

本文を見てもらえばいいと思うんですけども、アメリカ第36空輸飛行隊C-130、スーパーハーキュリーズのパイロットのアンドリュー・モリス米軍少佐は、2023年3月3日に実動演習アイアン・フィスト。これは鉄の拳ぐらいの意味合いがあるそうです。アイアン・フィスト23というこの訓練の間、喜界島長嶺降下隊でアメリカ空軍C-130Jのパイロットと携帯無線で交信をしたと。演習中、米軍基地と自衛隊はアメリカ海兵隊が同時に行った海浜上陸地点への水陸両用強襲と同時に、島嶼の奪取を想定した訓練を作戦実施したと。

ページはこれから延々と続くんですけども、今日はポイントとなるのはこの部分です。要はパラシュートの降下訓練ではなくて、同時にこの離島を奪還されたやつを取り戻すんだという訓練を行ってるわけであります。

町民に見えておりますのは、このパラシュートが降りてくるところしか見えないわけでありまして、実際はここまでやってるとというのが、アメリカの軍事情報の中に書かれてるところです。

今回の訓練について、町はここまで認識されてましたか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

今、良岡議員がお示しになったその資料。私も今、初めて見させていただいたんですけども……。良岡議員がおっしゃってる今回の日米の全体的なアイアン・フィストという訓練の全体像のお話を今されたかと思うんです。我々は先ほど説明いたしました、6月に第1空挺団の方々がお見えになって、そこからの話、スタートはそこからでございます。その中で今回の全体的な訓練の全容というのは、我々は例えばこの記事が喜界島だけのことを触れてるのか、徳之島とか大分とか、沖縄も含めて全体的なそういった訓練の全容の中での一部なのか。その辺も分かりませんので、今回の認識とかそういうお話については、私のほうではお答えできません。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

今の議員の質問に私のほうから補足をして、お答えしたいと思います。自席のほうでお許しください。

今、議員が資料を示して、地上とそれとパイロットと携帯無線で通話をしたと。これは当然だと思っております。詳しいことは事前にこういったのは知らせてはいなかったんですが、見学をしている中で風向きとか、落下傘部隊が隊員が飛び降りるタイミングとか、その都度その都度の風の向きによって、タイミングを計らなければならないということを説明を受けました。

先ほど総務課長のほうからもありましたけども、そのためのそういった連絡分科会として、米軍、米兵が数名いたんじゃないかというようなことを申しました。そういった訓練の中身の、

今いう作戦の中身のことまでは知らされておりましたが、今、言われましたように、ここに書いてありますが、この訓練というのはアイアン・フィスト、島嶼に侵入されたときに、そこを取り返すような訓練。そういうことですね。私はそういうふうに認識をしております。別に敵地のほうに行って攻めるとか、そういった訓練じゃないということは間違いありませんので、そういったことに対して、喜界町としてロケーションが選ばれたということで、協力をさせていただいたわけです。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

お示ししております記事ですが、これは3月3日、当日の日付で喜界島に係る部分だけのペーパーですので、島でこういうことがあったと。その背景にはこういうことがあるんだよという説明資料と御理解いただければと思います。

今回の訓練はアメリカ空軍と陸上自衛隊の島嶼の奪取訓練。つまり相手方の国に占領された場合、これを奪取する、取り返すというための訓練なわけです。この文章に書かれておりますけれども、徳之島でやられたように、海側のほうからその島を奪取するための部隊が一つ動きます。そして、空のほうから今回やった訓練が降下してきて攻めるといふ訓練の構造になってるわけです。そういう点では、そういう軍事的なところが一切、明らかにされないで、こういう訓練をやるのはいかがかと思う。

なぜかといいますと、敵が上陸してきて、喜界島を取り戻すわけです。今、訓練の段階で喜界島が敵の支配下に落ちてるわけです。その場合、今、6,500名ぐらいいらっしゃる町民はどういう状態になってるかということ、イメージーションを働かせて考えてほしいと思うんです。6,500名の町民はそういうふうには占領される前に、安全のために島内からきちんと避難ができてるかどうか。そして、そこは全く考えないで、町民がいる状態の中で、今、言ったようないわゆるこの奪取訓練をやるのか。こういう点で大きく町民の命の問題とか財産の問題には、大きく影響していくわけでありまして。

だから、その辺はやっぱり6,600名の町民の安全はどうなるかという視点まで含めて、受入れ側はやっぱり考えるべきだろうと思うわけでありまして。

また、資料はつけておりませんが、別の報道によれば、アメリカのシンクタンクであります戦時国際問題研究所（C S I S）というところが台湾有事を想定したシミュレーションを出してあります。そのときには米軍とともに日本の自衛隊の参戦が前提になってます。米軍とともに日本の自衛隊の参戦が前提になってるわけでありまして。

その際、自衛隊がどのぐらいの被害を受けるかという点では、軍用機が90から161機。これは幾つかシミュレーションのパターンがありますので、そのパターンごとに低い影響、高い影響、基本的な影響とありますので、そういう幅が出るわけでありまして。軍用機で自衛隊は90から161機。艦船につきましては、14から26機を失うという試算がされております。大きなダメージであります。

そして、その後はこの攻撃につきまして、日本本土にまで及ぶだろうというのがアメリカの

シンクタンクが出してる一つの試算であるわけです。一気に被害が出てくるということであり
ます。

他方では、米国が日本を守ってくれる保証があるかということにつきましても、米国にとつて日本は自国本土への攻撃を避けるための防火壁。こういう言葉が使われますけども。防火壁に過ぎないということでもあります。戦場になるのは、喜界島を含むこの西南諸島や日本の本土
であります。

政府は今、軍拡による抑止力をアピールしているわけでありますけども、この軍事拡大につ
きましては、相手国のさらなる軍拡を呼び起こして際限がないことは歴史が証明しているところ
であります。今回の戦争もそうですし、やっぱり一旦攻撃が始まると、相手国はさらにと、
お互いに際限のない軍拡競争をやるとというのが今の実態であります。

我が国の場合は自衛隊が発足した後、幸いなことに現在までのところ、戦争等を通じて、外
国の若者を一人もまだ殺しておりません。また、自衛隊の若者が殺されるということも、一度
も一人もないわけであります。外国の若者を殺すこともないし、自衛隊の若者が殺されること
もなかったというのが、この間の実績と言ってもいいかと思いますが、これは誇るべきこと
でもあり、これが今の政府の個別的自衛権による専守防衛政策の表れであります。

ですから、今、自衛隊の若者はこういうことを服務で宣誓をしております。「私は、我が
国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、事に臨んでは危険
を顧みず、身をもって責務の完遂に努め、もって国民の負託にこたえることを誓います」と宣
誓をしております。非常に頭が下がる宣誓だろうと思います。

自衛隊の使命というのは、我が国の平和と独立を守る。我が国です。日本国なんです。日本
国の平和と独立を守るために彼らは宣誓をして、自衛隊に入っていくわけであります。

今の流れでいきますと、いわゆる集団的自衛権が去年、おとしの中で相当議論ありまし
たけども、実際は同盟国が攻撃されれば、自分たちの国が攻撃されたのと同じような位置づけ
をもって、戦争に参加をしていくということになっていくこととなります。

今回の訓練も部分的に見れば、町長がおっしゃるような対応も必要なんでしょうけども、全
体として見れば、やはり戦争に備えた共同訓練であるというふうに見たほうがいいだろうと思
います。

質問の3までありますが、昨日も沖縄のほうでこの訓練の終了式ということが行われたよう
でありますけども、今後は自衛隊と海兵隊と米軍との共同訓練が活発により積極的に進められ
ることが想定をし、自衛隊幹部もそういうふうにおっしゃってます。もっと訓練は強化
していくということをおっしゃってるわけでありますが、町としての基本認識を改めて伺いた
いと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

議員のただいまの、国を守る、平和を守る。そういった国防、防衛に関するいろんな情報、
ありがとうございました。お受けいたしました。

今後どういうふうにするかというようなお尋ねでございます。今後の訓練につきましては、

まだ来年以降あるかどうかはまだ情報がありませんが、今回と同様、先ほど総務課長のほうからもありましたけれども、事前に双方で十分に協議を行って、それから、共通理解を図った上で、今後、自衛隊、それから防衛省のほうから進んでプレスリリースをしていただいて、いろんな情報はオープンにしてできるだけお伝えしまして……。それと、安全を確保するのは本当に当然でありますので、この点は強く国のほうにも、自衛隊のほうにも、防衛省のほうに要望いたしまして、町民の生活にできるだけ影響が少ないように考慮しながら、状況に応じて、可能な範囲で協力してまいりたいと考えております。

議員がおっしゃいました国防、平和。これは本当に同じ思いですので、ただ、方法とか、それが若干、考えが違うということだけをお示しして、私のほうでは協力をしてまいりたいと存じております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ぜひ町長もおっしゃったような平和の問題を視点を置きまして、ぜひ行政も進めていただければと思います。喜界島もさきの戦争を経験してるわけでありまして、新聞報道等によりますと、もう記憶も大分薄れてきておりますが、こういう被害を受けております。太平洋戦争の末期、鹿児島県の奄美群島は本土防衛の最前線となり、海軍飛行場があった喜界島は米軍による空襲の標的となった。喜界町史によりますと、3,931戸のうち1,190戸、約3割の家屋が焼失、倒壊をして、119人の方が亡くなられると記録されております。これだけ大きな被害を戦争の末期については本町で起きたということでもあります。

そして、今、政府が進めております大軍拡。43兆円もの大增税に対して、多くの著名人が声を上げておりますので、若干紹介しておきたいと思っております。

お一人は作家の落合恵子さん。御存じの方も多いかと思いますが、こういうふうにおっしゃってます。子供の貧困が広がるときに、なぜ人を殺す武器にあんなにお金をかけるのか。戦争ができる国へと急シフトする岸田政権に「ちょっと待てよ」と言っておかなければならないと。こういうふう長い文章の中の一部ですけど、彼女の思いはそういうところにあります。

そして、作家の下重暁子さん。たしか元NHKのアナウンサーだったと思うんです。彼女は、気づいたときは空襲警報が鳴り、戦争のただ中にいたことを忘れません。そんな事態がもうそこまで来ています。絶対そうさせてはいけませんということをおっしゃってます。

あと、日本女医会長、日本の女性医師の会の会長さんの前田佳子さんです。医師はもともと患者さんに手を差し伸べる仕事です。大軍拡に使う予算があれば、出産費用や教育費、子供の医療費を無料にすることができます。税金は大軍拡ではなく、国民の利益のために使うべきですとおっしゃってます。

あと、先日まで法政大学の総長をやられた田中優子さん。最近テレビにも出てるようでありますけども、彼女は学者の立場からこういうふうにおっしゃってます。

今は1930年代とよく似ています。1931年満州事変、1932年京都大学滝川事件、1935年の美濃

部達吉の天皇機関説事件が起こり、学問、思想、言論への統制が強化されました。戦争が始まれば泥沼化します。今、黙らされず、戦争は嫌という声を上げましょうということは、彼女の立場からこういうふうに出しています。

紹介が最後になりますけども、今の憲法ができたときに、国民の決意として憲法の話ということの小冊子が出ております。こういうふうになってます。前段ですが、戦後の日本はおびたらしい命を奪った侵略戦争への痛苦の反省が出発点だったと。二度と戦争の過ちを繰り返さないと誓って制定されたのが今の憲法であると。

その決意は1947年の憲法施行の際、文部省が発行した中学1年生用の教材であります「あたらしい憲法のはなし」の戦争の放棄について、このように記述をして、学校現場で教育をしたということではありますが、こういうふうになってます。

「よその国と争い事が起こったとき、決して戦争によって、相手を負かして、自分の言い分を通そうとしないということを決めたのです。穏やかに相談をして、決まりをつけようというのです。なぜならば、戦を仕掛けることは、結局、自分の国を滅ぼすような羽目になるからです」ということをこの「あたらしい憲法のはなし」の中で書いてあります。改めて胸に刻んでおきたいメッセージではなかろうかと思っております。

町長、恐縮ですけども、全体として感想があればお願いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

議員の通告書にありますように、町長の基本認識を何うということで、先ほど答弁させていただいたつもりなんです。るる、いろいろ喜界島の歴史といったものを発表していただきまして、これも私も本とかで読んだこともございます。記憶にはございます。

ただ、そういうふうには不安にはなるんですが、そういうことにならないような、これが国のほうでいろいろ交渉とかやっているはずでございます。そのときに、それでも有事が起きたときにどうするか。この南西諸島のどちらかの島に、こうして侵攻されたときにはどうなるかということでの訓練かと思っておりますので。

ただ、喜界島だけを想定した訓練ではないと私は認識しているところです。先ほど申したとおりでございます。そういった戦争が起きないように、本当に世界が平和でありますように、そして、国は自分たちで守れるような体制をやっぱり持つておかなければならない。そして、国防費が40数兆だとか、今、国会のほうでも審議されておりますけども、そういうような高額な予算を使うことがないような、こうした世界、社会をつくっていただければと思っております。我々自治体は国の施策に応じた対策をしなきゃいけないということも御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。ぜひともそういう平和を守るんだという視点での行政にも改めてお

願いをしたいと思います。

次に進みます。

質問事項の5番。町民の福祉の一環にもなろうかと思いますが、公共交通機関の在り方の見直し。この間いろいろ協議をいただいているわけですが、バス路線あるいは早朝・深夜のタクシー等の足回りについては、現在どのようなところまで来てますか。そして、どのように変えようとしてますか。お願いします。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

良岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、公共交通機関の在り方、見直しについてでございますが、これまでの議会でも答弁いたしました。令和3年度に立ち上げました法に基づき協議が行われる喜界町地域公共交通会議におきまして、国、県の関係者はもとより、町民や議員の各代表、運送事業者等、本町公共交通に携わる関係者が一堂に会する会議におきまして、皆様より様々な意見をお聞かせいただき、本町の実情に即した輸送サービスの実現、持続可能な公共交通体系の確立が図られるよう、現在、取り組んでるところでございます。

次に、バス路線についてでございますが、現在、利便性の向上や運行の効率化に向けまして、バス会社と連携いたしまして、新しい路線の試験運行を行っております。今後は試験運行の結果を踏まえ、地域公共交通会議において協議し、対応を図ってまいります。

最後に、早朝・深夜におけるタクシー等の足回りにつきましては、既存のタクシー会社や代行運送の状況を確認しながら、営業時間外の利用希望者にどのようにしたら対応できるか。関係機関及び地域公共交通会議で引き続き協議してまいります。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

最後に触れましたバスの問題ですけど、これは3月末がいわゆるテスト運行になりますよね。3月末まで。その後どうしていくかというのは決まっていますか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

今、議員御指摘のとおり、3月の末日までということで町民の皆様にご案内しているところでございますけども、試験運行の期間といたしまして、夏場とかのほうもデータとしてほしいということで、そこら辺のデータに基づいて、本町にどういった運行路線が合うのかというのを協議したいと思います。現在、委員の皆様にご書面決議に基づきまして、そういった形で期間を延長が可能かどうかということ、今、お諮りしているところでございます。

また、お決まりましたら、皆様のほうにも御連絡したいと思います。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

夏まで様子を見てみようということですよ。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

夏までといたしますか、次回の公共交通会議までということをお願いいたします。すみません。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

試験運行をいつまでするかを、次回の公共会議の場までということですか。伺いたいのは、試験運行は3月末までということで、今、町民が利用してるわけですよ。これは延びないんですか。あるいは延ばすんですか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

試験運行の期間につきましては、先ほど申し上げましたが、3月末日までといった期間でございましたけども、その期間の延長を現在、委員の皆様书面決議でお諮りしてるところでございます。その書面決議におきましては、期間の延長につきましては、先ほど私が夏場まで申し上げましたけども、次期公共交通会議ということ。その次期公共交通会議の中で議論していくという形になります。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

一定、期限を決めてやって、そして、こちらの都合で会議まで延ばすということはなかなか理解しにくいですよ。

課長がおっしゃる書面決議をして、次期公共交通会議っていつまで延びるんですか。判断するまで。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

具体的な記述はまだ、明確にここで答えすることはできませんけれども、一応、ゴールデンウィークというのが一つの目安になるのかなと私のほうでは考えてるところです。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

一応の目安は分かりました。

ただ、最近でもスギラビーチを含めて、時々利用される方がいるようなんです。スギラビーチの利用。ですから、これは子供たちが海水浴に行く夏休み期間ぐらいまでは、こういうテスト的運行をしたほうがいいんじゃないかと思えますけども、そういう方向で進めていただけますか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

今、議員御指摘のとおり、スギラビーチのほうも2月の末までという形で、一旦、こちらでもデータは運行事業者のほうから吸い上げて、今、集計を上げてるんですけども、ちょっと稼働率がよくないというのもございまして、今、御指摘のとおり、いわゆる利用時期といったところも勘案しなきゃいけないのかなと思います。

そこを踏まえた上で、4月の末に海開きがございまして。その後のゴールデンウィークなのか、もう少し引っ張って夏場なのかというのは、公共交通会議の皆様とも協議をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ぜひともそのようにお願いをします。

それと、この間、交通機関の事業者の皆さん方から実情がどうかと幾つか教えてもらった件がありますので、これは紹介をしておきたいと思えます。

一つはコロナも落ち着いてきたということもありまして、喜界島の観光に見えられた関西方面からのパックスツアーの方が十数名いらっしゃるわけだけでも、島内に観光バスがないと。少なくともグループが使おうとする観光バスがないということで、どういうふうにしたかという、いわゆる定期バスを使って、その時刻に合わせて、町内の観光をされたという事例もありました。

これは、いわゆる交流人口云々と我々言ってるわけでありまして、なかなか観光バスも需要に対しては、まだ十分、提供できてないということの表れかと思えます。

それと二つ目には、これは一昨日、南海日日の地方紙にも大分大きくタクシー業界の実情が掲載されておりましたが、全くそれと同じような内容を先週伺っております。

タクシー業界で働く人は、今、タクシーでもらう給料、賃金だけでとてもとても生活できない。自分が年金をもらっていて、そして、その賃金を多少上積みして、やっとかっと生活している状態であるということで、若い世代の皆さんが生活ができないということで、このままではタクシーを事業として維持していくのも難しくなってきたんじゃないかという、悲鳴に近いような声も伺っております。

そういう点ではこれは同じようなことを地方紙にも書いてありましたけども、やっぱり行政

としての支援も一定、タクシー業界についても目を向けたらどうだという御意見もいただいとるところであります。

それと、バス路線につきましては、個々の皆さんの利便性から前より遠くなったとか、便利になったとかいろいろありますけども、中には95歳の高齢者がこの新しいバス路線を利用して、自分の住んでる集落の反対側に初めてバスで行ったと。バスから車窓から見るのができたという新しい発見とか体験もあったようにも伺っております。

業界は御存じのように、燃料代だとか、タイヤの消耗だとか、メンテナンス等で相当厳しい経営実態にあるのも確かであります。

レンタカー業界は非常に好調のようであります。最近、この……。最近といいましても、去年からですが、レンタカーの乗り捨ても可能にしているようです。例えば船で奄美へ渡ろうとした場合、急遽、早町港に入ってくるようになった場合は、従来ですとレンタカーをどうするかというのは大きなネックになってたわけでありまして、今は早町へ移動しておけば、そこに乗り捨てればオーケーというシステムになってるようであります。

いずれにしても、島の足回り、公共交通機関は非常に厳しい状況にもあります。そういう意味では正念場かもしれません。

ぜひこの協議会の中で全体を見ながら……。この話は早朝のフェリーのタクシーをどうするかというところからそもそも始まったんだけど……。それはそれで大事なんですよ。今、バスのテスト運行も大事だと思うんだけど、やっぱり全体を視野を持って、総合的に全体をどうしていくかという観点もぜひ検討していただければと思います。

私の質問の最後になります。

鹿の問題です。

頻繁に私も伺ってるわけでありまして、町民の側から見ると、今の状況ですと、このままじゃ大変なことになるという思いが農家の方を含めてあるんです。どんどん増えてるんじゃないかということとの関係で、どうやって駆除するかということでもあります。

伺います。(1)今年度4月以降、直近までの鹿の駆除数。そして、新たに駆除スピードを早めようということで、焼却処分をしようということをやられてるかと思いますが、この状況についてはどうだったか。

以上、お願いします。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの良岡議員の質問にお答えいたします。

駆除数につきましては、今現在、先週末の数字になりますが、報告を受けてる分で67頭となっております。焼却処分の執行状況については、1月以降の現在まで確認されている分で14頭となっております。また……。まででよろしかったですかね。焼却処分は14頭です。

○8番（良岡理一郎君）

もう一度お願いします。

○農業振興課長（武藤裕和君）

駆除数については先週末で67頭。焼却処分については1月以降で現在まで14頭です。
以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

今年度という点では、12月、1月に第2回目の頭数調査をしまして、その時点で喜界町には303頭はいるだろうと。もちろんこれは端数が正確かどうかというのはいいと思うんです。全体の構造の問題ですから。一応、303頭いるとして、これも獣医師を含めた専門家の試算ですと、やはり3割増えると。島の場合は気候も温暖だし、そして、食べ物もたくさんあるということですから、単純に言えば90頭ですから約400頭近くまで、その年始段階では、時間軸の問題はあるんだけど、増えてると見たほうがいいと思うんです。

そういうところで67頭というのが、かなりテンポは上がってきたとは思っただけでも、やっぱり相当厳しいんじゃないかと思うんだけど。

そこで、一つは焼却処分について、14頭ですけども、これを評価はどういうふうにしていますか。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

クリーンセンターのほうにもそういった焼却処分ができるということで、そこに持ち込んだ駆除従事者の方にお伺いしましたところ、駆除後の処理に関わる作業負担が軽減されて、大変ありがたいというお答えをいただいておりますので、一定の効果は出ているんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

当初の狙いどおり、一定作業の量が軽減されているということなわけですね。

ただ、このままのテンポでは、400頭近くまでなってる駆除のテンポとしては遅いですね。どういうふうにしますか。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

前回の12月議会でもお答えしましたが、これまで駆除の手数料としまして、1頭当たり1万円の駆除費を町のほうでも支給対策を取っております。それを1万5,000円のほうに単価アップしまして、それで12月以降、今、議員がおっしゃったように、捕獲数も劇的にまた増えてきております。

今後そういった効果も推移を見ながら、また、昨年度も実施しましたが、研修とかそういったのでスキルアップを図りながら、あと捕獲した場合の通報システムの機能を図りながら、そ

ういった駆除の対策を取っていければなと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

なかなかこれといった決め手がこれだということも見えない中での御苦労だと思うんです。ただこのまま増えていくと、町民の皆さんの声じゃないですけども、結構大変なことになりかねないということで、引き続きお互い知恵を出し合いながら、野生動物である鹿が駆除できるように頑張っていきたいと思いますということです。

以上で私の質問は終わります。

○議長（榮 哲治君）

これで良岡理一郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時5分からとします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

町長の施政方針について、ほか2件、土岐和貴君の発言を許可します。

土岐和貴君。

[土岐和貴君登壇]

○1番（土岐和貴君）

皆様おはようございます。参政党の土岐和貴です。本日も通告書に沿って進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、まず質問事項1です。

本町において、人口の減少に歯止めがかからず、過疎化や少子高齢化が依然として進んでおり、担い手不足や集落組織の弱体化などが見られ、「子や孫の世代が住んでよかったと思える元気な島」を実現するために、第6次総合振興計画を策定したと令和4年3月に発表しました。

そして、令和5年度、先日、町長のほうが発表しました施政方針の中で島の未来特別応援給付金制度も新たに創設しました。

その中でまず一つ目の質問なんですが、現状と課題の中で65歳以上の高齢者人口の増加傾向も変わらず、現在は高齢者比率も40%を超えており、典型的な高齢化社会であることは間違いありません。そして、人口ビジョンによりますと、令和22年には5,175人、令和42年に3,716人まで減少すると推測されております。

この危機的状況をどのようにお考えか。現在の町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの土岐議員の町長の施政方針についての御質問にお答えいたします。

まず、人口減少問題は本町におきまして最重要課題と認識しております。人口減少への対応は国の長期ビジョンにおいて、大きく二つの方向性が示されております。一つは出生率を向上させることにより人口減少に歯止めをかけ、将来的に人口構造そのものを変えていくもの。それから、もう一つは転出者の抑制と転入者の増加により、人口規模の確保を図るものでございます。この二つの対応を同時に進めていくことが人口減少問題に取り組む上で重要とされております。

本町の場合、出生数よりも死亡数が多い自然減と、転入者よりも転出者が多い社会減の同時発生が続いております。人口減少が進行している状況でございます。

このような現状分析を踏まえ、町では人口減少問題に取り組む基本的視点としましては、人口構造の若返りに重点を置き、社会減少への取組を図りつつ、自然減少への取組も同時並行的に進めていくことで、人口規模の確保を図っていくことが必要と考えているところでございます。

この目標を達成するために、施政方針で申し上げました各種施策を実施することにより、人口減少の鈍化を少しでも図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今、町長がおっしゃったように、今後、本町で重要になってくるのは若い世代、これからの世代の方々がどのように本町で仕事を生んでいくか、暮らしていくかというのが非常に大事になってくると思います。今現在の本町の人口移動は高校卒業後の就職、もしくは進学で15歳から19歳に大きく転出が見られております。逆に大学卒業後の就職期、20歳から24歳に大きく転入超過が見られております。その中でもやはりトータルして、大幅な転出超過が見られているのが現状です。

本町の社会減の最大の要因はやはり学生の進学や就職を伴う転出。大学卒業後、島内での就職希望が少ないこと、もしくは就職先がないというのが原因であると思います。

今後、喜界町にとって、先ほど町長がおっしゃったように、若い人材、若い世代の人口を確保することが大きな課題だと私のほうも考えております。

その中で引き続き二つ目の質問に移るんですが、雇用の創出とUターンの促進を実施し、ずっと住み続けたいまちづくりに取り組み、人口の自然減と社会減の対策を同時並行して進めるとおっしゃっていましたが、具体的にどのような取組か、見解をお答えします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいま議員がおっしゃった質問にお答えしたいと思います。

雇用の創出とUターンの促進につきましては、引き続き企業誘致に努め、それから働く場の

創出を図るとともに、基幹産業であります農業分野においても、担い手不足が課題となっておりますので、担い手の創出を農業分野においても図っていききたい。それから、島外の就農希望者とのマッチングを進め、人口減少の鈍化をさらに図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今現在も本町の取組で、農業であれば担い手不足の事業なども進めており、定期的に人材育成に進めておりますが、今現在の取組だけではやはり足りない部分も多いのではないかと思っております。

それと、今後は若い世代が働きやすい環境づくりが必要不可欠だと、私のほうも思っており、まずはこの危機的状況を町民の方々にもしっかり周知することが非常に重要だと思っております。

その理由としては、今がよければいいであったり、後のことは若者に頑張れなど、全体で考えられてない部分があるので、今後、若い方々が参入しやすくする環境、雇用も必要になってくると私のほうは思います。

将来、子や孫が本当に本町で暮らしていけるのかをもっと協議していく必要もあります。先ほど町長もおっしゃったように、農業をどんどんどんどん進めていますが、農業であったり、園芸もしくは漁業、特産品を新たにビジネスとして取り組む上で、今、既存である町民の方々、先輩方の意見と、やはりこれからの若い方々の意見というのをしっかり酌み取って、今後20年後、30年後を支えていくのは、これからの世代、若い世代の人たちがどういうふうにも本町でビジネスをしていくかというのが最も重要になってきます。しっかりそこは協議を行った上で、今までのやり方プラス、これから本町を守っていく若い方々の意見をいっぱい取り入れていく必要があると思っております。

この減少の問題を取り組む中で、大きく分けて二つあると思っております。

まず一つ目が、先ほど町長もおっしゃったように、出生率を向上させることにより人口減少に歯止めをかけ、将来的に人口構造そのものを変える方法。二つ目に、転出者の抑制と転入者の増加により人口規模の確保を図るものが一般的だと考えております。

しかし、例で挙げますと、本町は自然減の中で出生数は約50名、死亡数は150名。この3年間、コロナ禍に当たっては、出生数は30人前後で死亡数も上がっているというのが現状です。今後、高齢者福祉も推進していく中で、しっかり子育て世代の支援ももう一度見直しをして、推進していく必要があると思っております。

そこで三つ目なんですが、分野別基本計画「子育て世代支援の推進」の中で、少子化やひとり親世帯が増加、働きながら子を育てていく上で、母親に負担がかかっています。安心して妊娠・出産し、健やかな子育てができる切れ目のない支援と親と子の健康づくりを実施するとなっております。

年々出生数も減少していることを踏まえて、主な取組の支援の見直しが必要ではないかと考

えておりますが、見解のほうをお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

お答えいたします。

まず、第6次喜界町総合振興計画では、子育て世代支援の推進の主な取組として、令和3年度開始の出産祝い金や乳児紙おむつ券の支給。それから、令和4年度からは学校給食の無償化、子供医療費を一部助成から全額助成に拡大するなどして、子育て世帯の支援を図っているところでございます。また、妊婦検診費や出産時旅費助成等で経済的負担を軽減して、安心して出産できる環境整備に努めているところでございます。

この主な取組の見直しが必要ではないかということではございますが、この6次計画は今、走り出したところでございます。分野別基本計画につきましては、5年後見直しとなっておりますので、関係機関と協議をしながら、事業を検証してまいりたいと思います。

また、国のほうでも今、国会で議論されておりますが、子育て支援はいろんな施策が出ております。本町は離島であるがゆえに、ハンディを克服するような国に先んじた施策をやっているつもりでございますので、国の状況を見ながら、さらに進めてまいりたいと思います。

先ほどの繰り返しになりますが、見直しというのはまた5年後にする予定でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

見直しのほうが5年ということで、その中で今回、町独自の島の未来特別応援給付金ということで新たな制度が創設されましたが、対象者が1歳と2歳、75名に対して月5,000円掛ける12か月で、今回、450万円の補助が出るということで。

今回、この理由としては、先ほど町長も言ったように、ゼロ歳児はおむつ券を配布している。3歳児からは保育園や幼稚園等も無償化になるということで、今まで1歳から2歳までの町単独の支援がなかったということを踏まえて、また、新たにこの制度を創設したと思うんですが、私だけではなく、今回の令和5年度に挙げた新たなこの制度をもう少し手厚くできなかったかなど、私のほうは思うんですが……。

インパクトがあった前年度の出産祝い金の件のときは、本町独自の補助で経済的負担を緩和することができたと思います。その一方、1子目10万円、2子目20万円、3子目30万円と、そういうふうな形で支援が行われていたんですが、逆の視点で考えると、やはり1子目の世帯は若い世代が多く、所得も低く、経済的負担やそれだけではなく精神的負担が大きいのではないかと考えております。この決まった制度はほかの離島で成功されていた事例を基に策定したと思うんですけど、1子目に一番かかるとなれば、逆に1子目に30万円と、2子目20万円となってもいいのではないかと考えているのと、プラス、もしくは出産祝い金の金額を一律手当にすることも考えてはいいのではないかと、私のほうは思っております。

群島内の自治体のいいところを取り入れていくのは大切なんですけど、そのまま取り入れるの

ではなく、本町独自の新たな視点から創意工夫もしていくことで、子育て支援について、もっともっと充実していくんじゃないかと思っております。

先ほど町長もおっしゃったように、今現在も本町は子育て世帯に関しては様々な支援が行われております。なんですが、この支援というのはあくまで出産後の支援が主なものになっておりまして、今後、出生率を上げていくという取組に関しては、やはり出産前、妊娠時。妊娠する前の子育て世代の支援だったり、取組、出生数を上げていくための取組みも必要になってくるんじゃないかなと思っております。

人口ビジョンの中でシミュレーション1、2があるんですけど、2045年のシミュレーション1に関しては、人口は4,710名。そして、65歳以上が2,235名、約半分以上です。そのうち生産年齢15歳から64歳が2,000名と。この中で女性の人口も入ってくるんですけど、シミュレーション1では出生数であったり、雇用創出に向けては、あくまで今までどおりで進んでいくと、このような状況になるとなっています。シミュレーション2では人口が約1,000人ほど上がります。1,000人上がってるのは、やはり統計にも出ているように、出生数を上げることで、そして、若い世代が島に残っていられるように対策を打った上での2045年にはシミュレーション1と2では1,000人ほどの差が出てきてます。

私のほうから先ほども言ってるように、若い世代が今後、本町でビジネスであったり、雇用を参入しやすい状況をつくっていくのは、これは必ず早急に協議して考えていく必要があると思っております。

そして、四つ目の質問なんですけど、今後の課題解決に向けて、子育て世代の意見や考え、悩みなどをしっかり酌み取り、次につなげていく必要があるのではないかと考えておりますが、見解をお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

議員の今後の課題解決に向けて、子育て世代の意見や考え、悩みなどをしっかり酌み取り、次につなげていく必要があるのではないかという質問についてでございます。

次期子ども子育て支援事業計画策定に当たりましては、令和5年度に子育て世帯を対象にアンケート調査を実施予定でございます。内容につきましては、これから協議、検討をしておりますが、様々な意見が聴取でき、それから課題も見えてくるのではないかと考えているところでございます。これらの調査結果を踏まえまして、事業の見直しを検討してまいりたいと思っております。この事業の見直しというのは、今やっております事業です。これが金額的に加算できるのかどうか等を含めて、また、ほかの体制づくりといったものを考えていきたいと思っております。

それから、これは出産率のことなんですけど、その前にこれも私も方針だったんですけど、結婚関係ですね。若者が結婚するとき何が不自由してるのか。いろんな意見、一般質問でも当初ありましたけれども、家の問題とかそういったものも解決するようなことも併せて含めて、いろんなこういった見直しを検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

町長のほうで今後アンケートを実施していくということで、私も今からアンケートのほうを提案しようかなと思っていたので、すごくうれしいんです。

このアンケートの中身もなんですけど、やはり出産を経験して1年後、2年後たったお母さんの意見よりも、やはり出産前、出産後の一番危機を感じている、不安を感じているアンケートというのを特に重要視して、今後取り組んでいただきたいなと私のほうは思っております。

今現在、本町で出産ができない状況もリスク等を考えると、本町では今、出産ができないというのは、もう仕方ないことだと思うんですけど、さっき町長もおっしゃったように、このままでいいのかという疑問視をすることと、新たな対策や取組が必要ではないかというのも、このアンケートを通して、協議を行っていただきたいと思っております。

私も以前、出産に関してのアイデアというか、提案をしたんですが、妊婦時の経済的負担だけでなく、やはり精神的負担の軽減に向けて、例えば奄美での出産時における安心した環境づくりというのも重要です。そこで妊産婦が共有できるスペースを確保し、ウイークリーなどを造って、本町の妊産婦であったり、出産関係の妊産婦の方々が集える、そういうウイークリーも本町で考えていけば、また新たな安心材料として出産に臨む。で、安心した環境で過ごせるということもできてくるんじゃないかなと思っております。

先ほども私のほうでおっしゃったんですが、今後の高齢化社会では若い方々のサポートが必ず必要になってくるのは、データでも出ております。2045年シミュレーション1では人口が4,700名、そのうち65歳以上が2,200名と、島の半分が65歳以上となっております。

そのときに若い世代がしっかり本町に在籍していないと、少ない若い世代の方々の負担がすごく大きくなるのと、あとは本町でも掲げている高齢者福祉の安心した生活にも影響が出てくると思いますので、今後も自然減と社会減、双方の問題はしっかり協議を行っていただきたいと思っております。

先ほども私のほうで一番ここが重要だとおっしゃった若い世代が農業であったり、漁業、そして新たなビジネスを立ち上げやすい本町であることを望みますので、引き続きその点についても、執行部と議会等で議論していきたいと思っております。

それでは、質問事項2に移りたいと思います。

質問事項2、マスク着用は個人の判断に委ねるについてです。

新型コロナ対策としてのマスク着用について、政府は令和5年3月13日から屋内・屋外を問わず、個人の判断に委ねると方針を決定しました。実際に本日3月13日から政府はそのように決定しております。

ここで早速一つ目の質問なんですけど、本町はどのような形で周知徹底していくか、見解をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

マスクの着用について政府の方針の周知方法につきましては、町のホームページ、防災行政無線にて周知を行っており、今月発行の町広報紙にも掲載する予定でございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

本町の周知徹底の件では、今後、ホームページであったり、広報紙ということだったんですが、以前も屋外であればマスク着用は不要であるという政府の方針があったんですけど、それもなかなか本町に至っては、町民の方々にとっては、もう外でも暑い中でもマスクをされてたりとか、そこら辺のうまく周知徹底ってできていなかったんじゃないかなと思います。今回に関しても、一時的な周知ではなくて、継続的、定期的な周知も必要ではないかなと、私のほうは思っております。

そして、先ほど良岡議員もありましたが、5月から2類から5類に変更されるというものもありましたが、そもそも国会の間では今現在も5類でもないんじゃないかという国会での議論も行われております。

以前、約3年前であれば、5類は1月から3月にかけてインフルエンザがはやったときに5類という決定をしていたんですが、現在は弱毒化したウイルスであったり、インフルエンザもはやっていないという状況なので、この状況もしっかり今後アップデートしていく必要があるなと、私のほうも思っております。

そして、政府は今後も本人の意思に反したマスク着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう御配慮をお願いしますと、周知しておりました。

先ほど私のほうもお伝えしたんですが、本日3月13日から個人の判断に委ねるということで、本町のトップである町長がじきじきにしっかりマスクを外して議会に出てくることはすごくうれしいことです。やはり島の代表であるトップがそういうふうをしっかり行動することによって、外したかった人だったり、まだ今は外したくないなという方々のそれぞれの判断材料になると思います。町長ありがとうございます。

それでは、二つ目の質問に移ります。

学校教育の現場では新学期となる4月1日から着用を求めないことを基本とするほか、それに先立って行われる卒業式はその教育的意義を考慮し、児童生徒などは着用せず出席することを基本としております。

教育現場において、本町での取組をお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

御指摘のように、先般、国の対応方針の変更が示され、その中でマスクについては、行政が

一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とするとして、検討すると改められました。

それに伴い、4月1日以降の学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とするとしています。

ただし、留意事項等については改めて示されることとされていますので、その内容を踏まえて、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

今ありましたように、それに先立って実施される卒業式のマスク着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とすることや、留意事項等が示された通知等を踏まえつつ、最終的には各学校が実情に応じて判断することになります。

そこで、本町の各学校では基本的には個人の判断を尊重することとし、児童生徒や教職員には一律マスク着用を求めない方針ですが、不安や消極的な声もあることから着用することも差し支えないこととしております。

具体的には式辞や祝辞、送辞・答辞あるいは卒業証書授与及び入退場などはマスクを外すことを基本とし、校歌の斉唱や子供同士の呼びかけなど、大きな声を発する場面ではマスクを着用するなど、めり張りのある対応を考えてるところでございます。

ただし、保護者や来賓等については、通知にも示されておりますが、マスクの着用をお願いすることになるかと考えております。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今後、教育の場においては、この3年間、子供たちはマスク生活でいきなり取るのは難しいという意見も出てきております。いろいろ情報を聞く中で、すごく私のほうがびっくりしたのは、ある中学生の生徒であったり、体を見られるより今、顔を見られるほうが恥ずかしいということで、遠征の大浴場のところでもマスクをしたまま入ってる生徒とかもいたり。

そういう現状がある中で、今後、本当に外せてよかったなという生徒も出てきますし、やはり恥ずかしいであったり、この3年間でもう私は顔を見られたくない。だから、もうずっとつけていたい。健康被害等よりも私はずっとつけていたいという生徒もいるのは事実です。

今後、しっかり教育現場においては双方の心のケアであったり、子供たちの中でもいきなり外して、「何で外してるんだ」とか「いや、まだつけないといけない」とかというのは、必ず出てくると思うので、そこはしっかり教育現場だけではなくて、親だったり、保護者もしっかりそこと向き合って、子供と生徒と向き合っていく必要が必ずあると思っております。

ここで関連して、三つ目の質問なんですけど、この3年間のマスク生活でもちろん外したいという方もいますし、外したくないという双方の意見が出てくると考えられます。今後、双方が安心して生活していくためには、ケアや情報共有が必須になると考えます。

町全体の取組や教育現場での対応策などを伺いたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

今後のマスク着用への町の取組についてですが、議員おっしゃるとおり、マスクを外したい、外したくない、双方の意見をお持ちの方がいらっしゃると認識しております。

政府の広報にもありますように、周囲の方に感染を広げないために受診時や医療機関、高齢者施設を訪問するときや混雑した場所などではマスクの着用を推奨しております。

また、自身を感染から守るために高齢者や基礎疾患を有する方、妊婦など重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行くときなどは、マスクの着用が効果的だということがございます。

町といたしましては、議員からもありましたが、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、また、個人の主体的な判断が尊重されるよう、周知を継続してまいりたいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

学校関係についてお答えいたします。

今回のマスクの着用に関する見直しについて、今もありましたけれども、歓迎する声がある一方、また不安に思うなどの消極的や否定的といったような声も聞かれております。また、これも先ほど御指摘ありましたけれども、健康に及ぼす影響、一方でまたプライバシーに関わる個人の在り方。まさに個人の判断ということになるろうかと思っております。

そういったことを考えますと、しばらくの間は着用する人、外す人、双方が見られることが予想されます。

そこで、学校としては状況をきめ細かに観察しながら、差別や偏見等につながらないように、必要に応じた指導や呼びかけを行っていくとともに、広報周知という面では、学校だより、あるいは必要によっては安心安全メールといったのを活用しながら、適切な啓発や情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

特にこの問題については、今後も教育現場では非常に難しくなってくると思うんですが、やはりしっかり先生方がまずは寄り添うことが非常に重要になってくるんじゃないかなと思うのが、外すからいい、外さないからいいではなくて、もともとまずマスクというのはどういうためにあるかというのもしっかり周知する必要があるなと思います。

例えばなんですけど、もともとマスクというのは、健常者はしない。在り方としては、風邪のときであったり、せき、鼻水が出る、花粉症であったりとか、そういうときのあくまで対策としてマスクを着用するというのはあったんですが、今の子供たちというのは、そこも分かってない子供たちが非常に多いと私のほうは考えております。

特に低学年は小学生に入るときからマスク着用がほぼ義務づけられていたので、学校ではす

るもんだという認識でなってしまうので、そこをしっかりと、マスクというのはこういうことで使うんだよというのを、特に低学年の生徒、子供たちには周知徹底のほうを行っていただき、今後の子供たちが判断できる材料にしていきたいと思うんです。

やはり今の現状を踏まえて、子供たち、特に低学年は個人の判断なんていうのは到底厳しいものがあるので、そこはやっぱり先生方の意見だったり、親、保護者の考えを基に進んでいかなければいけないので、子供たち一人一人でもしっかりと判断できる、考えられる教育というのもしっかりと教育現場では行っていただきたいと思っております。

先ほど教育長と課長のほうからもありましたが、これまで屋内では基本的にマスクの着用を推奨されてきましたが、この扱いを変更して、行政が一貫してルールを求めるのではなく、個人の選択を尊重する形になりました。その中で、医療機関受診時や医療機関や高齢者福祉施設の訪問時にはマスクをつけるよう……。これもあくまで任意なので、必ずつけてくださいというわけではないというのも政府のほうは掲げております。今後、高齢者など重症化リスクの高い人が多い場所での着用を勧めているということ、あくまで分かっていたいただきたいと思っております。

そして、鉄道や飛行機などの公共交通機関も着用は個人の判断に委ねると、本日からなっております。

そして、先ほど私のほうも言ったんですが、一番重要なのが今後も定期的な町民向けの周知の徹底。そして、個人の尊厳が守られる教育現場。そして、マスクの在り方をしっかり全体で周知していただけるように取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、最後の質問事項3に移りたいと思います。

野良猫問題についてです。

去年9月に、野良猫問題やTNR不妊手術について質問いたしました。社会問題になっている野良猫も年々増加傾向であります。TNRもあくまで野良猫の繁殖抑制かつ苦情対策（マーキング、けんかの声、ふん尿、増え過ぎた猫による交通事故）などであり、ベストな対応策はありません。

ここで一つ目です。

本町は現時点ではTNRを実施しております。しかし、野良猫の増加傾向を考えると、今後、地域猫制度、地域の方々の同意や協力、あるいは行政の指導の下で野良猫を管理することを、今後は対策の一つとして考える必要があるのではないかと考えておりますが、見解をお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

土岐議員の御質問にお答えをいたします。

本町では今、猫の保護活動を行っている団体、にゃんだふるらいふ～喜界島～というのがございますけども、今年、そこが県の地域猫活動事業を活用しまして、TNR、それから地域猫活動を行ったところであります。現在スタートしたばかりですので、まだ手探りな状況ではありますけども、これをきっかけに各集落に活動が広がっていければいいと思っております。

なお、令和5年度は町の事業として地域猫活動の予算を計上してございますので、町と県、各団体と連携しながら、活動を進めて広げてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今、課長がおっしゃいました今年度から新たに予算のほうでも、当初予算でも入っております地域猫に対する予算が組まれておりましたが、今後、野良猫の頭数であったり、手術を1か月、2か月で何頭ぐらいやってるかというのを、データを基に6月の補正に向けても、しっかり手術の猫の数と必要な経費というのをしっかり両立していく必要があると思っております。

そもそも野良猫問題なんですけど、飼い主のいない猫が増える原因は二つあると思っております。

一つは、猫は捨てる人がいること。動物の愛護及び管理に関する法律では、猫に限らずペットとして動物を飼い始めた人は最後まで飼育するのが努力義務となっており、ペットを捨てること100万円以下の罰金と定められています。動物の遺棄は犯罪ということも、町民の方々にはもう一度、周知徹底する必要があると思っております。

また、もう一つの大きな原因は飼い主のいない猫同士が繁殖して、子猫が生まれることだと考えております。

この地域猫活動については、主な活動としては、やはり飼い主のいない猫を今以上に増やさないための活動。そして、今、生きている猫が地域猫として、その地域と共生するための活動。猫による迷惑をできるだけ減らすための活動。寄生虫や感染症の発生元になることのないよう、猫の健康管理にも留意することなどが挙げられていました。

その中でもやはり具体的な対策としての重要な部分は、飼い主のいない猫を今以上に増やさないこと。そうすることによって、数が減れば、自然と猫による迷惑行為もなくなってくるという分析も出ております。

このことを踏まえて、二つ目なんですけど、保健所や家畜保健衛生所との協働はどのようになっているか、お聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

今回の地域猫活動は県の事業でしたので、本町の名瀬駐在の保健所の先生とも連携を取っております。それから、一部、牛舎での猫が出入りが見られるということで、家畜保健衛生所ともお話をしておりますので、こういった情報を共有しながら、お互いに協力して、問題解決に当たってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

家畜保健衛生所とは、今後、主に連携を取っていくという形でよろしいでしょうか。

○町民税務課長（富 充弘君）

はい。

○1番（土岐和貴君）

現在も先ほど課長がおっしゃったように、牛小屋等にも野良猫等が入り始めてるという苦情も出てきているので、家畜保健衛生所とも連携が必要になってくると思います。

群島内での取組を紹介したんですけど、以前、奄美大島と徳之島の各自治体が定例議会に飼い猫の管理条例を強化する改定案を出し、それぞれ奄美大島でも徳之島でも可決されました。奄美大島では違反者への罰則を導入。徳之島では屋外で飼う猫への不妊去勢手術などを義務化し、罰則も決めました。

奄美大島では飼い猫の登録やマイクロチップの装着などの義務規定に反し、行政の指導や勧告、命令を受けても対応がない場合は5万円以下の過料を科すという制度もつくっております。徳之島であれば、屋外で飼う猫への手術を義務化し、5匹以上飼う場合は町の許可が必要となっております。

これまでも飼い猫の登録などをせず、行政指導にも従わない場合は2万円以下の過料でしたが、今回の改正で5万円以下に引き上げたという事例も出てきております。

このことを踏まえて、三つ目なんですけど、奄美大島や徳之島では飼い猫の登録、手術が義務。野良猫は徹底したTNR、山に入っている猫は保護を並行して実施しております。

全国的にも進んでいることを踏まえて、本町でも協議会を立ち上げる必要があると考えておりますが、見解をお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

そういった事例があることは承知をしております。ただ、奄美大島と徳之島では世界自然遺産の絡みもございますので、そういったこともありまして、条例の制定や協議会を立ち上げているかと思えます。

協議会の制定については、今後、必要であれば検討してまいりたいと思っております。今のところはそこまでは考えていないところです。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今現在、野良猫問題について、しっかり協議会というのを行っていないというのもあるので、今後、協議会を定期的で開催していく上で、こういう事例を踏まえて、本町でも必要になってくるということが必ず出てくると思うので、そこはしっかり協議していただきたいなと思っております。

今後、本町においてもやはり啓発活動が非常に重要になってくると考えております。まずは置き餌に対して、デメリットなんですけど、やはり置き餌をする場合はカラスやハエが集まり、暖かい季節では腐敗による悪臭で、近所の方々にも迷惑がかかるということもあります。逆に置き餌をすることでメリットとしては、置き餌は猫にとっては常に餌がある状況。時間を決め

て与えれば、餌は人が与えてくれるものとなり、人にも慣れやすく、一番重要な健康管理がしやすくなるというデータも出てきております。

そして、苦情で上がっているんですけど、猫によるふん尿であったり、関係ない家の庭でトイレ、尿をするということもあります。その点についても、そういうふうにな不快に思う御家庭には専用のトイレを設置などすることで、猫によるそういう迷惑行為も徐々に減ってきている自治体も実際にありますので、そういうのも今後、共有していきたいと思っております。

そして、四つ目なんですけど、猫は野生動物じゃないことは皆さんも承知だと思います。近年では独居老人や生活保護の餌やりで増やしてしまう例も少なくありません。孤立し、手術する余裕がなく、猫は増え続け、手に負えなくなる多頭破壊は全国的にも現在、起きております。

今後は行政の介入、特に保健福祉関係の横のつながりも含めた対応が重要になってくると考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

猫の多頭崩壊です。こういった事例が数件ございます。そういったことも含めまして、先ほど、今、議員がおっしゃられたように、高齢者でおひとり暮らしで、猫も家の中にたくさんいて臭いもすると。それを布団の中に入れて温まって寝るといような状況というのも聞いております。

そういった状況について、保健福祉課とも情報を今、共有をしておりますので、また、現場への同行とか、あるいは対策の協議等を含めて、お互い連携していきたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今後、私のほうにも独居の中で見える部分、外の部分と中の部分、やはりおうちの中までは見れない部分もあるんですけど、こういう中で今現在、各集落に在籍している民生委員との連携も今後必要になってくると思いますが、猫の数が減少すれば、被害が減少するののももちろんそうだと思います。

問題なのは、今まで猫が嫌だと思っている方々も本町の現状を知れば、地域猫活動の対応を和らげてくれることも多く出ております。地域猫活動は推進している人たちが中心となって、行政の相談と困っている人の理解と協力を求めて進めていく必要があると思っております。

以前も私のほうがおっしゃったように、やはり三者協働が必ず必要になってくると思いますが。自治体であったり、ボランティア団体、そして、一番重要な地域住民ですね。この地域住民の方々の理解をどういうふうに進めていくか。この問題を重視していくかということをしっかり取り組んでいかないと、先ほど私が人口ビジョンでも言ったように、20年後30年後、人口が3,000人になったときに、猫の数のほうが増えている島になる可能性も出てくると、私のほうは自負しておりますので、しっかりこの点についても全体で考えていく必要があると思っております。

そして、最後なんですけど、今後、高齢者の独居暮らしの方々が安心して生活を実施するためにも、野良猫問題をもう一度、真摯に受け止め、各集落で活躍されている民生委員等の連携が必要になると考えていますが、見解をお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

にゃんだふるらいふ～喜界島～の地域猫活動も区長さんの許可を受けたり、説明をしたりしております。ですので、今後も区長あるいは今言われました民生委員をはじめとして、ほかにもケアマネ等も家庭の中に入りますので、福祉に関わる方々と連携していくこととしています。

また、これまでも度々広報きかいのほうで「適正な飼養を」ということで呼びかけをしておりますので、そういった広報活動についても、今後も継続してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

課長のほうがおっしゃったように、今後、連携を図っていくということなんですけど、令和5年度からしっかり民生委員だったり、福祉と町民税務課も含めて協議を行っていくということでもよろしいでしょうか。

○町民税務課長（富 充弘君）

はい。

○1番（土岐和貴君）

今後、この野良猫問題については、地域猫活動を推奨していくに当たって、現状、町民の方々がどういうふうに認識してるかというアンケート調査も実施して、どれぐらいの方々が問題視しているか、迷惑をしているか、そもそも何も考えていないかというのも、データとして必要ではないかと思っています。引き続き啓発活動として、飼い猫の不妊手術の指導であったり、飼い猫のいない猫対策であったり、そして、先ほども言ったように、自治体とボランティア団体、そして、地域住民の三者協働が必要になってくると思います。

そして、動物、ペットの遺棄は犯罪ということも周知徹底する必要があるのと、子猫を捨てる行為を防ぐためにも、警察と連携し、積極的に周知を進めている自治体も今現在、増えてきていますので、そういう取組も踏まえて、本町独自の取組を行っていくことが重要だと考えております。

野良猫に対して、やはり町民の方々もいろんな意見があると思います。生きているから何かしてあげたいと思っている方々もいますし、その一方で野良猫は迷惑だ、嫌いだというような方々もいます。そして、地域には猫が好きな人、無関心な人、そして、嫌い、あるいはアレルギー等で苦手な方々が混在して住んでいることも踏まえて、今後も地域の中で意見交換をして、できるだけ合意を得て、地域猫活動を今後も進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これで土岐和貴君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は13時30分とします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時30分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

男女共同参画推進について、ほか3件、生島常範君の発言を許可します。

生島常範君。

[生島常範君登壇]

○3番（生島常範君）

町民の皆様、議場の皆様、うがみんせいら。無所属1期目、生島常範です。

今回も町民の方々からいただいた御意見、要望をお届けしたいと思います。皆さんと一緒に考える機会になればと思います。よろしくお願ひします。

まず最初ですけれども、男女共同参画推進についてです。

令和4年度から10年間の第6次喜界町総合振興計画、「未来へ繋ぐ地域づくり」の中で、男女共同参画の取組を明記しております。また、令和5年度施政方針でも町長のほうから、女性の社会参画機会の増加を目的に各種委員の女性登用に努めるとともに、男女平等意識の啓発を進めていくとありました。

国においては、皆さん御存じのように、平成11年、1999年に男女共同参画社会基本法が制定され、それに沿って男女共同参画基本計画が策定されております。そして、本町、喜界町においても、喜界町の職員の中における女性の活躍を推進するための各種取組をしているところでございます。

そこで質問ですけれども、第6次喜界町総合振興計画において、各委員会での女性の登用率を30%以上にするという目標を設定していますが、現状は何%ぐらいなんでしょうか、お伺ひします。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

生島議員の御質問にお答えいたします。

報酬及び費用弁償条例における各委員会等の現状は、現状で14.58%でございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

14.58%でしたか。私も実は個人的に調査していたんですけれども、私の数字では16%ぐらいあったんですけれども、それよりも低かったということですね。

その中で私が気づいたのは、例えば女性ゼロの委員会も20ぐらいありまして、そして、女性の意見、目線が必要だと思われる防災会議委員の中にも12名の中の定員で1名しかいないとか、基本計画の中で出ている農業委員の女性登用率も増やすとなっておりますけども、11名中2名という数字も出ております。

そこで質問ですけども、目標値を30%としております。そうなると、現状は14.58%で低いんですけども、目標値30%では最大でも全体比の3割、つまり7対3の率でしか人材の育成ができないんじゃないかといった懸念があります。

人材育成には御存じのように経験や学習の機会が必要と言われます。そのためには目標値を50%以上と設定して、多くの女性に経験や学習の場を提供して、人材を広く育てる仕組みが必要だと思いますけども、その辺はいかが考えていますでしょうか。教えてください。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

生島議員の御質問にお答えいたします。

そもそも目標値30%以上ということでございますので、議員がおっしゃる50%以上もその中に含まれるものという理解でございます。

また、男女共同参画の目的は、女性や男性というイメージに当てはめてしまうことなく、一人一人が持っている個性や能力を十分に発揮できる組織や社会にすることであり、女性登用率もそのための一つの目標計画、計画目標であります。

さきに申し上げましたとおり、現状は目標値の半分にも満たないという結果になっております。そういったことも踏まえまして、まずはより実現可能な目標数値の設定といたしております。御理解ください。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

確かに現状は目標値の30%、最低30%の半分にも満たないという状況なので、取りあえず30%を目指す。もしくはそれ以上ということで理解はできます。

ただ、最終的には私は基本計画にはこの文言も要らなくなるぐらいになるのが最終目標だと思っております。もう性差に関係なく、自然とそうなっていると。50%ぐらいは、五分五分ぐらいで構成されてるとというのが理想だと思いますので……。また、これ修正もあると思うんですけども、この辺をですね……。私が心配してるのは、30%がマックス、上限というふうな誤解を生まないような周知、広報の仕方を徹底していただきたいと思っております。

ほかの市町村を見ますと、50%以上とか6割とか、そういったところも設定していますので、それからすると喜界町は30%というのはどうかなと思って提案しました。引き続き50%を目指すように、私たちも啓発活動もしていかなきゃいけないと思っておりますので……。取りあえず、じゃあ30%以上で50%を目指すという理解でしたいと思っております。

それで、そうなりますと、今、3番目の問題に移りますけども、現状は充て職というの

が多いと思います。これは慣例となっているようなんですけども。

次世代の人材を育てるためには、組織内だけじゃなくて、組織外も含めて、お互い互選して、推挙する視点も必要だと思いますけども、この辺はいかが考えていますか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

御質問にお答えいたします。

既に役場内外における各種委員会等では充て職ではなく、互選とする取組も実施されておりますが、現状といたしましては、どの組織においても女性の成り手不足が問題でございます。女性の成り手を育てるためにも、女性が立候補しやすい、女性が活躍したいと思えるような環境づくり、そういったことが必要だと思っております。

来年度は、男女共同参画の基礎講座の本町開催が予定されておりますので、まずは多くの皆様に受講いただきまして、男女共同参画に対する意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

その件ですけども、どうしてもそうなるということですね。実際は互選でしてるんですけども、現実はそのような状況だということですね。

もちろん組織をお願いして、代表を出してもらってるんでしょうけども、代表者以外の方が委員になるということもあるんでしょうか。これは関連してお伺いします。例えば地域女性連協議会とか、地女連がありますね。そこの代表者だけでなく、そこで互選して出した別な会員の方が代表になるという例もあるんでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

お答えいたします。

各委員を全て私どものほうで把握してるわけではございませんけども、私どもが所管している委員会の中では、互選によって、例えば委任状によっての参加を認めるというのもあるかと思っております。そこを各組織における代理人を立てていただきたいという形で、いわゆる広く間口を広げるといった考えは持っているところもあるかと思っておりますので、そういった現状というのを御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ぜひそういった考えでそれをですね……。もちろんこれは企画観光だけじゃなくて、各種委

員会というのは全課にまたがってますよね。ですから、それをぜひそういうふうにして、特定の団体だけでなく、特定の団体の長だけじゃなくて、特定の団体の団体の中で互選、もしくは適任がない場合は、外から外部の団体も含めて互選するといった形で出させていただいて、1人の方に負担が偏らないような、そういった取組も必要ではないかと思っておりますので、ぜひ引き続きよろしくをお願いします。

また、今年は男女共同参画の基礎講座が喜界町で開催されるということですので、それでまた、そういった機運も高まると思いますので、それを期待したいと思っております。

人材育成の観点からなんですけども、お配りした資料を御覧ください。1枚目の資料ですけども、群島内には女性議員がない議会があります。私たち喜界町もそうなんですけど、含めて6町村あります。12市町村の中の6町村、6の自治体が女性議員ゼロでございます。それを何とか打開できないかということで、女性議員を増やす取組として、昨年10月14日に知名町が行政主催で女性議会を開催しました。この新聞にあるとおりですけども。全く同じ内容でなくてもいいんですけども、女性議員ゼロの喜界町としても、ぜひこれを参考にできないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

生島議員の御質問にお答えいたします。

まず、知名町の取組につきましては、議員と地域女性団体連絡協議会のいわゆる地女連の語る会におきまして、知名町には女性議員がないとの意見があり、それをきっかけに女性議会を実施したと伺っております。

さきの答弁でも申し上げましたが、本町におきましては、まず男女共同参画の基礎講座や各種検討会を通しまして、男女共同参画に対する意識向上の取組から実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

私がちょっと聞いた限りでは、問題意識を持った行政側からの提案で、地女連さんとか商工会さんとかJAさんとかに話をして、こういった会議を開催したというふうに聞いてますけども。どちらが先ではなくて、そういった問題意識を持ったところから提案して、協議をするということは大事だと思うんですけども。

女性の目線での知名町を見ますと、買物弱者の対策の問題とか、あと防災の対策の問題とかごみ問題とか、確かに女性目線の提案、意見が非常によく盛り込まれています。そういったことは今後の喜界町の発展のためにも、女性が活躍する喜界町を目指す意味でも大事なことだと思いますので、ぜひその辺を継続して各団体と話をし、そういったことをできないかと思っておりますので、引き続き検討をよろしくをお願いします。

これに関して町長にもお伺いしたいんですが、町長、どういうふうにお考えを持ってらっし

やいますか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

自席で答弁させていただきます。

今、議員がおっしゃいました女性議会の開催ですか。これが他町村でこういう開催がされるといような事例をお出ししましたが、女性参画は話分かるんですが、議会に関して、要するに女性議員ということは、皆さん、今12名おられるわけですが、何人かが交代されるわけですから、こういうことを当局が率先してするというのは私は今、考えておりません。

というのは、模擬議会は町政に対する関心を持ってもらうとか、そういうことで生徒さんたち、子供議会とか、そういう教育委員会が主催となって、議員の皆さんも後援としてするでしょうけど。その中には男女混ぜて参画されると思うんですけども、今、言われるような女性議会将を私のほうで主催してどうのこうのということは、私は皆さんに対して、本当に失礼かなと思っております。

これは議員の皆様が、例えば議会条例をつくるなり、ちょっと言葉が悪いんですけども、議員の質を上げていこうとか、改革していこうとか、その中で女性議員もいたらいいよねという形で皆さんが率先して、そういう団体、今いう地女連とか、そういう方たちを巻き込んで、そういうような雰囲気づくりをするなら分かるんですけど、私のほうでその女性議員を増やしましょうというような体制でやることは、私としては今のところ考えておりません。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ちょっと誤解をされてるようなんですけども、私は議員を増やそうというんじゃなくて、議会にもゼロというところが6町村もあって、その町村の中でリーダーを育成するための一つの試みとして、知名町がこういったのを開催しましたと。それによってすぐに女性議員が増えるとは思いませんけども。

でも、明らかなのはこれによって意識が変わって、女性も積極的に意見を出さなきゃ駄目だなど、提案しなきゃ駄目だなど、そういった機運が高まると思うんです。そういったことを期待していて、その一つの方策と方法として、この女性議会というのがありますけどもということと提案したわけですので、そういったふうに理解いただければと思っております。

これは、知名町はそういうふうにしたんですけど、喜界町もまた別な方法で、手段で、女性の社会参画を増やしていく、そういった試みをするというふうな理解をしたいと思っております。一つに参考にしていただければと思っておりますので、よろしく願います。

続きまして、次の議題に移らせていただきます。

2番目の議題ですけども、フェリー航路についてでございます。

令和4年度同様、先週の令和5年度の施政方針の中でも航路対策について、町長は町民にとって欠くことのできない重要な生活航路としながらも、航路距離が長いことなどから費用が増

大し、構造的に欠損額が高くなっている。事業者が単独で航路を維持していくことには困難な状況にある。しかし、引き続き国、県、奄美群島の市町村と連携して、航路の維持、運営に努めるとおっしゃいました。

第6次喜界町総合振興計画でも2隻で週5便体制をうたっており、施政方針でも同じように強調しています。

この資料を見ていただければ分かりますけども、フェリーあまみは今年で17年になります。フェリーの耐用使用年数は20年が目安と聞いてます。そろそろ後継船の計画も始めないと間に合わないのではないかという声もあります。

そこで、フェリーあまみの引退も迫りつつある中、後継船について心配する声が聞かれますが、町としてはどのように考えてらっしゃるか、お伺いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの生島議員の御質問にお答えしたいと思います。

2隻で週5便体制の維持については、本当に喜界航路は国や県の補填を受けながら、補填を受けないと航路が運航ができない状況であります。施政方針でも先ほど申し上げましたように、町民の生活を守る生命線でもありますので、本当にこの問題は重要な問題だと思っておりまして、国をはじめ、船会社などと協議を重ね、現体制の維持を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

総合振興計画では2隻で週5便体制とちゃんと明記してありますけども、施政方針では2隻で週5便体制というのは文言はないんですけども、航路の維持運営に努めるとうたってますけども、理解としては2隻で週5便体制を維持するという理解でよろしいのでしょうか。すいません、確認です。お願いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

そうですね。やっぱり現在の2隻で週5便体制はぜひ維持していきたいという形で、今、議員もおっしゃいましたように、また、船の造り替え、新造船とか、いろんな問題が入ってきますので、とにかく現状は維持していきたいということをまず考えています。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

後でも述べますけども……。資料を見ていただければと思います。2番目のフェリー航路についての参考資料です。これは奄美海運のホームページから書き写してきました。比較してい

ただければと思います。見ながらお願いします。

最近、欠航の判断が早いのではないかという町民からの声が多く聞かれます。今は荒れた天気なんですけども、今後、快方、よくなっていく方向に向かう場合は、以前でしたら、鹿児島を定時に出航した後、谷山港沖で天候回復待ちとか、もしくは出港後は古仁屋港沖で避泊、避難停泊するなど、対応を取って行っていましたけども、最近、船会社の判断と島民の肌感覚との乖離が大きいように思います。

この一つの理由は、船が小さくなったことも理由ではないかという声も聞こえます。私は専門家でないので、これを見ながら思ったんですけども、フェリーあまみとフェリーきかいは長さが10メートル違います。トン数も500トン違います。3,000トンクラスと2,500トンクラスです。もちろん旅客数も違ってきます。243名と196名です。あとの機能は、性能はほぼ同じなんです。これはもちろん町民の肌感覚でございます。こういったことも一つの理由じゃないかと思えます。

これに関して、これが欠航の理由じゃないかという声も多いんですけども、それに関してはどう思われますか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

生島議員の御質問にお答えいたします。

まず、船が小さくなったからとか、私も専門家じゃないので、そこら辺は分かりません。分かりかねるところですけども。

あと、以前の運行の判断につきましても、私どもで把握してるわけではございませんけれども、まず欠航の判断につきましては、安全運行が第一でありますので、船会社の判断にお任せするしかないと考えているところでございます。

冬場のしけのため、欠航が多くなりますけれども、本年の1月15日、それから2月12日におきましては、御承知のとおり、臨時便の運行をしていただきました。私どもは今後も欠航が続く際には、臨時便運行による対応をお願いしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

確かに1月と2月には臨時便もありました。助かったという声もあります。

それも踏まえて、先ほど町長のほうからも2隻で週5便体制を維持ということをおっしゃってありますが、心配なのは実は平成29年3月に発行した喜界町観光振興計画の中にも明示してありますが、交通アクセスの利便性と快適性の向上の中に、喜界町への交通アクセスの向上に向けた取組を検討しますと。考えられる具体的施策として、生活航路を使った旅の快適性の向上とか、あと具体的な方策は船内環境の改善、もしくは船内の楽しみ方の紹介などなど出てます。

快適性とかなくなってくると、どうしてもやっぱり……。これはもちろん素人の肌感覚ですけども、鹿児島から沖縄に向かう船は8,000トンクラスでございます。喜界島に来る船は3,000トン

クラス。これが今は2,500トンクラスに1隻は変わりました。

今年17年目を迎えるフェリーあまみの後継船の計画の検討もこれから始まると思います。この時点において、2隻を維持するがために船を小っちゃくして、そして、週5便体制を維持するというふうな、それが簡単かもしれませんが、快適性とか欠航率とか考えた場合、何とかフェリーあまみクラス以上を目標にできないかなと思っております。

それを踏まえて、3番目の質問です。

沖縄航路は4隻体制です。ですから、ドックにつき船便なしという日はありません。つまり年中365日、船が来るんです。もちろん欠航とか条件付もあります。

一方、喜界航路は冬場の天気が荒れる時期にドック入りがあり、農家の方々の出荷とも重なって、悩みの一つになっております。それだけでなく、漁師の方々もそうです。あと島外へ通院する方々の声も聞いてます。新造船建造の時期によって、ドックの時期が決まってきます。資料にもありますけども、現在は2月と4月がドックです。就航の年月日を見てください。4月と3月になってますけど、この前後でドック入りする日を決めるそうです。今年に限っては2月と4月でした。この時期に関して、船会社と検討をする必要があると思うんですけども、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

生島議員の御質問にお答えいたします。

船のドック入りにつきましては、現在の船の造船時期、船会社やドック受入れ会社のスケジュール等も確認し、変更が可能であるか。また、町にとって一番影響が少ない時期はいつであるかなどを調査いたしまして、判断したいと考えておりますけども、まずドック入りにつきましては、1年前からの予約が必要とお伺いしております。

そういったこともありまして、議員御指摘のとおり、冬場であったり、梅雨時期等は避けていきたいというのが本音ではございますけども、そういったところも加味しまして、船会社、それから受入れ会社のほうとも協議をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ですから、今、おっしゃったように、就航時期によってドックの時期が決まるんです。その日を中心にして前後1か月ということだったと思いますけども、その間にはドック入りしなきゃいけないわけです。

そうなってくると、その時期をもしずらす場合は、建造日を調整しなきゃいけないようになってくるんですね。これだと今からでもそれを考えた上で、航路に考慮して、船会社と検討してほしいというのが私の趣旨でございます。農家の方、あと漁師の方以外に、先ほど申し上げたように、通院してる方々の悲痛な声が聞こえます。どうしても島では治療できない病気を持つてる方々が結構いらっしゃいます。高齢者の方々が結構多いんです。奄美とか鹿児島に行く方がい

ますので、その方々の声にも耳を傾けていただければと思っております。

その件はまた引き続き検討をぜひお願いします。

続きまして、次に参ります。

国立公園の整備計画についてでございます。

この問題も町民の方からいただいた内容です。資料も提供していただきました。喜界町の町民の方の中にはすごく真剣に喜界町の発展のことを考えてる方がいらっしゃいます。今やまたネット社会ですので、インターネットでいろんな資料も探せます。その資料を丁寧に探して、提案してくれました。それを御紹介します。

環境省が作成した「奄美群島国立公園、公園計画書」令和2年2月26日発行ですけども、これをお手元にお配りしてます。本当は長い何十枚もあるんですけど、その中の喜界町の部分が2ページにわたってありました。それを一枚に凝縮してあります。御了承ください。

それによりますと、本町内の国立公園内にある4か所の整備方針が示されています。位置は志戸桶海岸、百之台公園、荒木海岸、そして、中西公園です。

環境省によりますと、私も電話で確認したんですけども、この整備方針というのは、環境省と県と喜界町の担当者が立会いの下で検討し、そして、さらにパブリックコメント、つまり住民の意見を参考にして策定したものということでした。もちろんこれは見直しもあるということでした。

そして、「実施に当たってはどうすればいいんですか」って聞いたら、これはもちろん喜界町のほうから要望を上げてもらって設計計画を開始しますが、工事費用に関しては10割国庫負担になるとは限らないということでした。何割負担になるか知りませんが、地元負担があるか分かりませんが、実施の計画を上げないことには、要望を上げないことにはこの計画は進まないということでございます。そこで、この整備計画、整備方針が4か所ありますけども、それに関して現状の変更予定も含めた今後の計画をお伺いいたします。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

お答えいたします。

まず、国立公園、公園計画書につきましては、先週の本年3月9日、環境省と再検討のための点検を実施しているところでございます。今後は計画の変更など、内容の方向づけを行っていくこととなっております。

なお、計画変更につきましては、二、三年を要する見込みでございますので、詳細等が決まりましたら、広報紙等でまたお知らせをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

私も実は気づかなかったんですけど、せっかくこういう公園計画書があって、今、公開していて、喜界町の4か所が明記されていて、整備方針まで細かく書いてある。展望台やら通りの

整備とか書いてますので……。

すなわち環境省、国がこの国立公園のこの場所はこういった整備が必要だろうということで認めてるわけですから、計画をすれば、ちゃんと要望を上げたら実施される可能性が高い、また費用も喜界町の負担も少なくなる可能性があります。

ですから、ぜひそういうふうに計画を立てて上げてください。それを期待しております。

そして、それを踏まえてですけども、この資料を見てください。百之台公園についてでございます。

百之台公園の整備方針は、ここにありますように、段丘斜面、耕作地、集落及び隆起裾礁の……。これはサンゴ礁のことですけども。海岸が一望できる視点場として、展望台やトイレなどを整備するとあります。また、喜界町観光振興計画及び総合振興計画の中には、本町ならではの特色ある地域資源を活用したアカデミックな観光を展開すると明記されております。

隆起段丘の島は世界で3か所しかありません。隆起速度の速さは世界2位とされています。まさに喜界島の成り立ちや地形・地質は壮大な地球の営みの結果で、学術的価値が高いと思います。

現在は百之台にある展望台がありますが、島全体を見渡せる展望台はありません。太平洋側から伊実久ぐらいまでしか見れません。東シナ海が見えません。

ジオパークを目指す喜界町として、子供たちをはじめ、町民、さらには島外からいらっしゃる方々にも感動を与える施設になると思います。そして、喜界島の成り立ちを理解できる絶好の学びの場になると思います。

百之台公園に島が一望できる、水平線が見える展望台を整備するという案がありますが、提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

生島議員の御質問にお答えします。

まず、今、議員が資料を添付してございますけども、環境省の奄美群島国立公園、公園計画書、いわゆる整備方針に基づいて、今の御質問があるかと思っておりますけども、あくまでも整備でございます。整備方針でございますので、整えるという意味では、現状で既に喜界町の百之台公園にはトイレ、展望所が整っていると私どもは認識しております。

今後は既存の施設の有効利用、それから島内全域での公園修繕等について検討していく必要があるのかなと考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

よろしいですか。

今、担当課長が申しましたように、この環境省の事業計画については、今、本当に課長が言いましたように、百之台の展望所とか、それから斜面関係。これは私が担当のときから、平成

元年、その前から、昭和61年とか、7年、8年、約10年近くかけて、百之台はずっと整備したわけですがけれども、あのときは国定公園内でありまして、その中で今いう展望所を整備をしたりとかで……。

それから、平成7年度もちょうど私が担当が終わる頃なんですけども、今の七島鼻、ポイント211の辺りに平成7年度に差しかかったときに、7年度、8年度の計画として、あの場所に今、議員が言われた360度が見渡せるような場所ではないか。じゃあどのぐらいの高さが必要があるかということで、クレーン車を使って調査をしたことがあります。クレーン車は大体12メートルから15メートルもないのかな。それで小野津方面が引っかかって、やっぱり海は見えないという形です。

ですから、それからさらに何十メートル上げればいいのか。これは事業としてはもう無理だなという形で断念した経緯がございます。

確かに議員が言われるように、本当この小っちゃい島で今いうサンゴの隆起の断層が見えるような形と、それから、東シナ海と太平洋が本当に臨めれば、こんなにいいポイントはないだろうなと思ったんですが、残念ながら、今、言いましたように、調査をかけたときにやはり無理でした。

これははっきり私のほうで体験上、もう30年ほど前から、自分もこういう同じような夢を描いていたんですが、360度に関しては今言うように、これは無理かと思います。

もし、これを見えるようにするのであれば、本当に40メートル、50メートルなのか分からないです。それはもう歩いて登れるような状態でもないだろうし、ましてや国定公園の中にそういったもの、人工物が造れるかどうかという懸念もありますので、そこはまた一步退いて、残念ながらそういう形で、私としては、個人としては、そういうふうに思っております。理解いただければと思います。よろしくです。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ありがとうございます。

町長がかつて同じ思いで実験されたということなんですけども、場所は七島鼻だけだったんでしょうか。

私も調べてみたら、国立公園内には13メートル以下の建物は建てられるということなんです。七島鼻は13メートルでも駄目ということですね。今、百之台公園にある展望所は多分3メートルぐらいなので、あそこからあと何メートルぐらい高くしたら見れるのか。そこはまだ百之台では実験はされてないんでしょうか。お伺いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

実際、あれ以来やってはいないんですが、今いう百之台公園であると、なお今度は逆に中西側のほうが高いわけですから、今度は逆の向こうのほうが海に引っかかります。これは大体、標高を見れば分かるわけですから。200メートルある七島鼻、向こうで上げたときに小野津側。

小野津側というか、長嶺側ですよ。長嶺集落、あの辺がちょっと高いわけですから。ちょっと海に引っかかって見えないと。それが百之台のほうに降りてくると、これまた今言う中西側が見えないんだと。

いや、これはもう想像です。これは上げてないんで。実際しようと思えば、今、ドローンがありますので、そういったことってできるでしょうけども。でも、私は以前、今、ソフトのグーグルアースを使って、その辺で地上何メートルぐらいで見渡せるかなとやったんですけども、これはあんまり正確性がないんで……。もしするのであれば、そういった調査が必要だろうかと思えますけども、今いう事業費とか、今、言った標高とか高さですよ。これはちょっと事業としては無理かなという形が思っているところです。

以上です。

それよりも今言う新たな観光施設場所、それから既存の観光施設場所を補修なり、トイレを設置していくといった方向に予算を使うのが一番ベターじゃないかと思っているところです。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

今、ドローンが比較的安価で容易に調査できると思えますけども、この時期にこういった町民の声もあります。ドローンで1回、この調査してみたいかでしょうか。百之台の場所です。どれぐらい上げたらできそうだと。これだと、さっき13メートルと言いましたけど、13メートルはこれは規定で決まっていますので……。どうでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

これは事業云々よりも、私個人として趣味としてやってみようかなと思ってます。

○議長（榮 哲治君）

生島君をお願いします。

通告外の質問になりますので、この辺で次の質問に移ってください。

○3番（生島常範君）

はい、分かりました。情報はまた共有させていただければと思ってます。よろしくお願ひします。

それでは、4番目の最後の問題ですけども、危機的状況にある言語・方言サミット開催についてでございます。

1月28日と29日に沖永良部知名町で危機的状況にある言語・方言サミット沖永良部大会が開催されました。前回、オンラインも開催するものですから、私はこれを喜界町でオンライン特設会場をつくって、町民の方々にもお呼びかけできないかということ提案しましたけども、コロナの感染もありましたので、ちょっと難しい。けども、チラシの配布と行政無線の案内をしていただきました。本当にありがとうございます。多くの町民がこういったのがあるんだということを初めて知ったといった感想がありました。

そして、1月28、29日の知名町で開催された沖永良部大会には、喜界町からも話者が登壇しました。そして、湾の方でしたので、湾の言葉で発表していただき、すばらしい発表でした。そして、主催地の沖永良部の取組や全国各地の継承活動の団体の皆さんとの交流をすることもできました。

そこでお伺いしますけども、前々回の奄美大会に続いて、喜界町は職員を派遣し、各地の取組などを真剣に学んでいただきました。他市町村の取組などを見てどう思われたか、教育長にお伺いしたいと思ってます。よろしくお願ひします。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

今回の沖永良部大会には教育委員会の職員1名を派遣し、他市町村の発表や取組などの理解、把握に努めました。当該職員の報告によれば、学校での取組や公民館講座の取組など、本町でも実践しているものもあるが、家庭や地域で実践している特徴的なものもあり、参考になったと聞いております。

また、できる人たちができることからやるとか、個人や家庭での取組が大事とか、自分たちで考えて取り組む家庭が増えれば残っていくのかななどといったことが、専門家を交えた話題として上げられたということも聞いております。教育委員会としては、こういったことなどをまた精査しながら、今後の本町の取組の参考にしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ありがとうございます。確かに各地の取組はすごかったです。参考になるかと思って、私が……。私も実は勉強しようと思って行ってまいりました。大変な悪天候だったですから、1日遅れたんですけども。

こういったかるたなどを作って……。各小学校でもかるたを作っていました。その発表がありました。あと、各家庭の発表とかありました。

そういったことで非常に沖永良部全体が継承の意識が高いなという気がしました。そのためにこの開催に向けて準備してたからだと思います。何年前から準備したか分かりませんが、かなり意識が高いなと思いました。

そこで、今回の沖永良部大会は、規模も縮小して、対面とオンラインのハイブリッドでの開催でありました。私も会場に行っただんですけども、そんなに会場にお客さんはいないんです。半分も入ってないぐらいでした。

奄美群島内で現在これまでに実施していない島は、徳之島と喜界島だけとなっております。

ちょうど2年前の令和3年度、第1回定例会議会でも喜界町でも開催をしませんかと要望したんですけども、当時は教育長の答弁は「現在はコロナ禍でもあり、早期の誘致は困難だと思

う」ということで答弁でした。

今回の沖永良部大会を参考にして、コロナも一つの区切りを迎えそうな感じですので、喜界町も開催に向けての検討を始めてはと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

前回、この議会でも1回、議題に取り上げられまして、紹介があったようにお答え申し上げております。

このサミットはこれまでも地区内の幾つかの島々で開催されております。今回は沖縄県の与那国島での開催が予定されていると聞いております。

まずは、これまで開催した市町村の状況あるいは意見等を把握し、参考にしてまいりたいと考えております。また、御存じのようにこのサミットは文化庁及び国立国語研究所が主催し、開催するものであります。したがって、開催に当たっての必要な手順や方法及び条件などについて情報を収集して、開催することも視野に総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

コロナは一段落つきそうな感じでございます。もちろん感染対策はしながらのことですけども。あと、そうしながらも喜界町町内の文化活動も停滞しております。集落の行事も滞って、中止が続いておりますので、だんだんこの島らしさといいますか、島の教育が、社会教育がだんだん薄くなっていくような感じがしますので、ぜひこれをまた一つの起爆剤にできたらと思っております。

言葉だけではございません。言葉によって紡ぎ出された文化活動が全て、あと、集落の伝統行事も含めて、食文化も含めて関わってきます。

今回の言語サミットの中で学んだことは、なぜ言語・方言を守らなきゃいけないかということに対して、言語・方言というのは、その土地の文化の歴史や生活の知恵を表現するという役割を持っているということです。つまり文化やアイデンティティーの基層になってるわけなんです。

私は喜界島出身なんだということを堂々と語れるそういった子供たち、大人、喜界島人を育成するのが我々の仕事ではありますけども、その一つ的手段として、こういった歌がありますよ、こういった行事がありますよ、こういった料理、お菓子もありますよ、こんなのを使えますよという説明ができる。まさに文化ですね。そして、私はそれによってアイデンティティー、自分とは何者だということをちゃんと正々堂々と世界中の人にそれを伝えられるといった喜界島人を育てるということは、非常にこれが大事なことだと思っております。

どんどん人口減少が進んでいきますけども、そういう気概を持った子供たちが育っていくことを期待しておりますし、それを育てるのは学校だけじゃなくて、我々地域の人たちも地域もそれに関わらなきゃいけないと思っております。

ですから、言語が残るか消えるか。私たちの手にかかっているということなんですね。それも学びました。ただのコミュニケーションのツール、道具としての言葉だけではないということも学びました。もっと大きなものを失うような気がしますよ、それでもいいんですかと。

あと、こういった新聞にもありましたけども、方言の消滅は島の消滅というショッキングな表現をしてる記事もありました。そういったことを深く考えさせられる機会となりました。

そこで、次の質問に移りますが、対面及びオンラインで参加した方々から、高齢者の方ですけども、「我々高齢者は伝統文化を伝えることはできるんだが、各地区で親子3世代の伝承家族のモデルを公募したり、あと、高齢者とのかるたや漫画を使った交流などに向けた連絡調整役を行政にお願いできないか」という声がありました。

強い要望がありますけど、その辺いかがでしょうか。検討はできないでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

今回の沖永良部でのサミットにおいても、今、話題になりました親子3世代による方言の継承事例というのが発表、紹介があったようであります。知名町の教育委員会に問い合わせたところ、そのほかにもまた交流活動として、ある集落では夏休みのラジオ体操の後、地域の高齢者と子供たちが方言を使って交流しているという特徴的な事例なども紹介いただきました。大変参考になったところでございます。

そういったことになりましたと、この親子3世代への取組も集落の高齢者と子供たちの交流活動も、その家庭や集落、老人クラブなどが自分たちで自分たちのところの特徴を考えて、自主的に取り組んでいる活動であるということでもあります。

先ほど言われたサミット、あるいは喜界町でも開催しております島唄シマユミタ大会といったようなことなどで危機意識の啓発を図るとか、気運を醸成するといったところは行政が担う部分であろうかと思っております。

また、個人あるいは家庭、地域や各種団体がそれぞれの特色や違いなどを踏まえて、自発的、主体的に取り組む部分と、お互いが役割を担っていくということが重要ではないかとまた知名町の教育委員会のほうもそのようなことを言っておりました。

今後、御指摘の高齢者と子供たちの交流等については、長寿会あるいは子供会等で話題にしていきたいと。行政が連絡調整の中身にもよりますけれども、それぞれの担う部分がまた異なるところもあるのかなと思っております。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

家庭、地域が自発的ということですね。確かにそうなんですけども、これまでの歴史を見てきても、言葉や文化を否定されて教育を受けた人たちが我々の年代なんですけどね。昭和35年ぐらい以上の方々はそのなんですけども。そういった方々は今、方言をしゃべれるわけです。

そういった方々はいきなり使おうと言われても使っているのかと。方言って悪い言葉じゃなかったのかといった意識が変わってないんです。それはやっぱり行政が関わっていただいて、

もう時代が変わりましたよと。当時はそうだったけど、今は違いますよと。教育長は専門ですけども、学校の指導要綱も方言と共通語の違いを学ぼうといったことを今はやっています。そして、学校の中でも盛んに、「共通語ではこう言いますが、方言ではどうなりますか」という調べ学習なども始まっています。

学校は進んでるんです。ところが地域がついていけないというのが現状だと、私は感じております。このギャップはどう埋めるか。これはやっぱり教育委員会が頑張ってください、地域のそういった方々のこれまでの考え方を変えていただくといった啓発活動をしていただきたい。それこそ社会教育の原点じゃないかと思っています。

そして、先ほど教育長が長寿会と子供会の連携とおっしゃいました。まさに私も実はそこを念頭に入れてるんですけども、今、見てみましたら、子供会は子供会だけ、長寿会は長寿会だけの活動にとどまっているような感じがします。

以前はもう少し交流があったように聞きますけども、最近はなかなかないようでございます。そこはやっぱり教育委員会に関わっていただいて、連絡調整をしていただく。その中で別に言葉だけじゃなくても、食文化も含めて、遊びも含めて、交流できる。そういった場をつくるどうか、調整をしていただけないかと思うんですけど。

まずそこから、現状から、喜界町の現状はそういう分断してるんで……。分断ってちょっと言葉がきついですけども。そういったところからやっていく必要があるんじゃないかなと。特にコロナも収まりつつありますので、ぜひ検討していただきたいんですけども……。

よろしいでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

幾つか要素がありましたけれども、かつて方言が使えなかったといいましょうか、使わないというようなのがあったと。そういった意識がまだ残っているのではないかということについては、私もまだ調査を行ってるわけでもございませんので、そういった意識があるかどうかについては把握しておりません。

ただ、議員がおっしゃるアイデンティティーであったり、あるいはまた伝統文化の重要性、大切さ等については、これはある種、総論のところにおいては、町民、あるいは場合によっては、地区内、郡島民、おおむね変わらないんだろうと思います。

ただ、それぞれ今度はどういった形で継承していくかという各論になってきますと、考え方の違いであったり、実践できるところできないところ、集落等によっても異なってくるんだろうと思います。

また、子供たちが減少していく中で、今後、高齢者との交流をどう進めていくか。今、評価いただいたとおり、学校ではやってるわけですけど、これをじゃあ社会教育の面で集落等においてとなりますと、さっき申し上げたとおり、それぞれの違い等も出てまいりますので、以前にも申し上げましたけれども、そこまで企画立案的なところから行政が、教育委員会がということは難しいんじゃないのかなと思っています。

先ほど申し上げましたとおり、全体的な方言を大事にしていきたいと思いますといった啓発等につ

いては、町全体の取組として、イベントを含めて、今後も続けていきたいと思っております。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

よろしく申し上げます。

ですから、長寿会、子供会も全て教育委員会と深く関わってますので、そういう総会の場でもそういうことを伝えていただいて、連携するような体制をつくっていただきたいと思います。

喜界島のいいところは、人と人のつながりだということをお子たちも言っております。都会だとそれがありませんけど、喜界島はよく知っている。しかも、いろんなことを行動、活動してきたという、子供たちにとっても大きな財産だと思いますので、その財産をいっぱいつくって成長してほしいなと思っております。

今は顔は知ってるけども話ししたことないとか、そういうふうな声も聞きますので。特に学校が少なくなってきたからですね。

ですから、今こそ行政がてこ入れして、長寿会と子供会、ほかの社会教育団体も含めて結びつける、そんな作戦を展開していただきたいと思っております。

そして、一つの案としてこれを持ってきたんですけども、一つ載せてますけども。かるたです。載せてます。上のほうはこれは八丈町教育委員会が作ったかるたなんですけども、こんなふうな「めじろ」って書いてます。読み札のほうは2地区しか書いてませんが、実は裏面もありまして、ここは私が持ってきたんですけど、こんなふうな実は5地区、五つの集落なんですよ。の言葉で書いてあります。これも面白いなと思っております。喜界島は33もあるので、どうするかはまたあれですけども、これは面白いなと思えました。

下はつい先日の沖永良部大会で、先ほど教育長からもありましたように、次回は与那国町で開催しますので、与那国町の役場の方が数名来ておりました。そして、こういったのがあったので、注文して送ってもらいました。与那国町教育委員会が作ったかるたでございます。これはまたなかなかきれいでよくできてまして、こんな感じなんですけども。

このことわざが喜界島と同じだと思って、これを選ばせてもらいました。「だー ならい どう ふが ならい」「やーなれー どう ほーなれー」。喜界島と「やあなれいどほうなれい」ですかね。同じだなと思えました。

こんなかるたなんかを長寿会と子供会で一緒に作って、それで遊ぶと。そんな活動なんかも一つのいいあれじゃないかと、楽しい活動になるんじゃないかと思っておりますので、一つの例として参考にさせていただければと思います。

それも踏まえまして、最後の質問です。

昨年、広報きかいに連載していただいたシマユミタまんがは、子供から高齢者まで大変好評でした。町民とあと島外に住んでる出身者の方々からも、「これはすばらしい企画だ」と、「ぜひ再開してほしい」という声があります。多様性が島の魅力なので、できれば毎回変えるのは大変だろうから、同じ漫画を毎月各地区の言葉で紹介してはという、そんな具体的な案まで寄せていただきました。

このシマユミタまんがは大好評でしたけども、今後も継続できないか検討できないか、教え

てください。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

お答えします。

シマユミタまんがについては、当時の歴史民俗資料室の担当職員が自らのアイデアで、また、自らの特技を生かしたイラストを活用し、地域の方の方言指導の協力を得ながら作成しました。そして、令和4年1月から8月号までの広報きかいに掲載したところでございます。

御指摘のように評価する声をいただきましたが、残念ながら担当職員が退職したこともありまして、掲載を中止したところでございます。

そこで、再開についてはこれまでの形や内容で継続できるのかどうか。少しアレンジしたもので工夫できるかどうか。あるいはシマユミタを取り扱った別の何かを検討するかということは今、協議しているところでございます。

御理解いただきたいと思えます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ぜひ検討してください。

1月号から8月号まで掲載ということですね。その漫画をもう1回使うということもありかなど。一応、島外の声もそれを使ってみないかという声もありますので、それも含めて検討していただければと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。うふくんで一た。ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで生島常範君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は14時45分といたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時45分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

町内出産の実現性について、ほか1件、米田信也君の発言を許可します。

米田信也君。

[米田信也君登壇]

○2番（米田信也君）

町民の皆さん、こんにちは。本日の最後の一般質問をさせていただきます。実久集落、米田信也です。よろしくお願ひいたします。

まず、私のほうの一般質問からですが、町内出産の実現性についてというかなり大きな問題になるんですけれども、知事と語ろう会の中でも出た話なんです、島で子供を生みたいとい

う要望がありました。

この方と出産するお母さんのほうからいろいろなお話を聞きましたら、まず島から1か月前に出産のために島を出なければならない。このことへの妊産婦さんがストレスをやっぱり抱えられる。さらには、第1子のときはいいですが、第2子、第3子のときには、お子さんを連れていけるか方はいいんですけれども、連れていけないという方に関しては、どうしてもお父さんの負担、もしくは御家族、おじいちゃんおばあちゃんの負担があげられると。

そして、何よりも子供たちが受けるストレスが大きいということを言われまして、町内での出産。これは今から約二十数年前ですか、20年から30年ぐらい前には町内での出産されてました。喜界徳洲会の中にも出産する設備がありました。私も見たことがありますけれども。

そういうような意味でなかなか難しい問題ではありますが、協議をする価値はあるのではないかと思います、今回、この問題を質問させてもらうことにしました。

まずは町内での出産の可能性について、実現性があるのかどうかをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

米田議員の町内出産の実現性についての御質問にお答えいたします。

議員からもありましたとおり、本町内でも以前は医療機関での出産が可能でしたが、産科、小児科医の確保や小児科の常設、緊急時の対応が困難等の理由により、現在は休止をしております。

妊婦の身体的、精神的、また、経済的負担。それから、家族の負担等の観点からも島内での出産ができるに越したことはないというのが認識でございますが、先ほど申し上げた諸事情を考慮しますと、現時点では町内での出産の体制整備は厳しいと思われれます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。

実際問題、喜界町の抱えてる問題として、人口減少であったりとか、企業誘致のなかなかできないところであったりとかというのがあります、人口の減少等考えられます。やはりそこで思い切った施策の転換といいますか、今言われたようになかなか町での出産が難しい理由はたくさんあると思うんですけれども、一つ一つクリアして、何とかこぎ着けないかと強く思っております。

それで、まず二つ目の質問に……。二つ目というか、町内出産の二つ目の質問に行くんですけれども、2年後に新築移転される喜界徳洲会病院にこの現状を打破するように、産婦人科、小児科を常駐できるようにならないか。徳洲会病院との検討会というものを、まずは持つことができないかという可能性についてです。

まずはお話からだと思うんですけども、そういうふうな前向きな行動というのは、まだ無理

なのかどうかというのを伺いたしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

新築される徳洲会病院に産婦人科、小児科を常設できないかとの御質問ですが、先ほど申し上げたとおりの理由などから、現時点では産婦人科、小児科の常設は困難とのことでございます。徳洲会病院のほうとも検討会という形ではありませんが、こちらのほうから要望等もしているところですが、なかなか厳しいというような回答が返ってきております。

今後も妊産婦検診費や出産時妊産婦検診旅費助成等で負担を軽減し、できるだけ安心して出産ができるよう支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。

いろいろと今現在、助成であったりとか、妊産婦の方への手厚い助成はされてると思うんですけども、ぜひまた前向きに、これは5年後10年後というところを見据えた上でのお話になると思いますけれども、ぜひ島内での出産というのは実現すればいいなと思っております。

二つ目の質問に移ります。

二つ目の質問なんですけれども、これは生島議員からのお話もあったようですけれども、私からも再度、確認とあともう少し違う角度からのお話をさせていただければと思います。

船航路についての話なんですけれども、約3年後に耐久年数を迎えるフェリーあまみの代替船について、町はまだ今、検討中ということでお話をいただいています。

町民の足であり、物資輸送の要でもあるフェリーについて、新造船を造るのか。または現在、沖縄航路として運用しているフェリーを活用するのか。その辺をどういうふうに考えているのか、一度伺いたしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

まず、米田議員の船航路についての御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの生島議員への答弁同様、2隻体制を維持することが町民の生活を守ることに直結いたしますので、国や県、船会社など関係機関と協議を行い、新船の建造に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

また、そのためには引き続き基金の積立てや有効な運用を行い、新船の建造に向けて準備を行ってまいりたいと思っております。

これは待っていてできるものではなく、本当に強固な要望が必要になるかと思っておりますので、

議員の皆さんも一緒になって、協力のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。

もうあと3年後5年後という差し迫った問題ではあると思います。

二つ目の質問なんですけれども、これも生島議員が質問したんですが、近年、フェリーに欠航が増えたことを踏まえて、これは船が小さいとか、性能がどうかという話もありました。やはり欠航したときへの臨時便というのを、日曜日とか月曜日にフェリーあまみ・きかい同様、出てくるんですけれども、実際、沖縄航路のフェリーというのは毎日走ってるわけでありまして。それを臨時的に、もしくは試験的に寄港できるように検討できないかをお伺いします。

このことに関しては、湾港内で豪華客船である日本丸2万2,000トンの着岸が可能であるので、6,000トン、8,000トン級の波之上やあけぼのの運航はできるのではないかという検討の余地があるのではないかと思うんですけれども、そのところをお伺いできればと思います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

米田議員の御質問にお答えします。

まず、沖縄航路の臨時的寄港につきましては、喜界島に寄港することにより、今の船の大きさとかの問題ではございませんけれども、他の寄港地に及ぼす影響といったところを考慮いたしますと、難しいのではないかと考えているところです。

先ほどの生島議員の答弁でも申し上げましたけれども、今後も欠航が続いた際には、臨時便の運航によりお願いしていきたいと考えてるところです。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。

実際の問題、なかなか難しいというのはあると思うんですが、どうしても物資の供給とか、もしくは島内からの出荷の問題等あるので、臨時便の確保というのは、やはりこれからもしていただければ……。欠航になった場合ですけれども、していただければと思いますので、その辺、またよろしく願いいたします。

以上をもちまして、今回の私の質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで米田信也君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了いたしました。
次の会議は3月17日9時30分から開きます。
本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 2時55分

令和 5 年第 1 回喜界町議会定例会

令和 5 年 3 月 17 日

(第 3 日)

令和5年第1回喜界町議会定例会

令和5年3月17日（金曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第3号）

[予算審査特別委員長報告]

- 日程第1 議案第2号 令和5年度喜界町一般会計予算について
- 日程第2 議案第3号 令和5年度喜界町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第3 議案第4号 令和5年度喜界町介護保険特別会計予算について
- 日程第4 議案第5号 令和5年度喜界町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第5 議案第6号 令和5年度喜界町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第7号 令和5年度喜界町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第8号 令和5年度喜界町水道事業会計予算について

[総務文教常任委員長報告]

- 日程第8 議案第9号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第10号 喜界町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第10 議案第11号 喜界町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第11 議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 日程第12 議案第13号 喜界町過疎地域産業振興促進条例の制定について
- 日程第13 議案第14号 喜界町サンゴ留学による寮設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第15号 喜界町お試し移住用施設設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第16号 喜界町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第17号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

[産業福祉常任委員長報告]

- 日程第17 議案第18号 喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第25号 喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約の締結について
- 日程第19 発委第1号 喜界町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第20 議員派遣の件について
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

1. 出席議員（11名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
11番	生駒弘君	12番	安田英次郎君
13番	榮哲治君		

1. 欠席議員（1名）

10番 幸一美君

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	富充弘君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	税対策監	岩松利和君
農業振興課長	武藤裕和君	まちづくり課長	徳勝志君
教委事務局長	菊地典子君	会計管理者	竹内功君
喜界分署長	原田久吉君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君

△ 開 議 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

-
- △ 日程第1 議案第2号 令和5年度喜界町一般会計予算について
 - △ 日程第2 議案第3号 令和5年度喜界町国民健康保険特別会計予算について
 - △ 日程第3 議案第4号 令和5年度喜界町介護保険特別会計予算について
 - △ 日程第4 議案第5号 令和5年度喜界町後期高齢者医療特別会計予算について
 - △ 日程第5 議案第6号 令和5年度喜界町農業集落排水事業特別会計予算について
 - △ 日程第6 議案第7号 令和5年度喜界町公共下水道事業特別会計予算について
 - △ 日程第7 議案第8号 令和5年度喜界町水道事業会計予算について

○議長（榮 哲治君）

日程第1、議案第2号、令和5年度喜界町一般会計予算についてから日程第7、議案第8号、令和5年度喜界町水道事業会計予算についてまで、以上7件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、安田英次郎君。

[予算審査特別委員長安田英次郎君登壇]

○予算審査特別委員長（安田英次郎君）

おはようございます。令和5年度予算審査特別委員会委員長報告を申し上げます。令和5年度第1回定例会において、予算審査特別委員会に付託されました令和5年度喜界町一般会計予算ほか6件について、審査の結果を報告いたします。

去る3月7日、8日の2日間にわたり、議長を除く11名の委員で付託されました令和5年度当初予算7件について、担当課長の出席を求め、各会計歳入歳出事項別明細書、当初予算説明資料等に基づき、審査を行いました。

審査の過程において、令和5年度の当初予算に関わる課題について質疑がなされました。質疑につきましては、皆様御承知のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

議案第2号、令和5年度喜界町一般会計予算について、議案第3号、令和5年度喜界町国民健康保険特別会計予算について、議案第4号、令和5年度喜界町介護保険特別会計予算について、議案第5号、令和5年度喜界町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第6号、令和5年度喜界町農業集落排水事業特別会計予算について、第7号、令和5年度喜界町公共下水道事業特別会計予算について、議案第8号、令和5年度喜界町水道事業会計予算について、以上7件は討論なく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第2号から議案第8号までの7件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。

議案第2号から議案第8号までの7件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（榮 哲治君）

起立多数です。したがって、議案第2号、令和5年度喜界町一般会計予算についてから議案第8号、令和5年度喜界町水道事業会計予算についてまでの7件については、原案のとおり可決されました。

-
- △ 日程第8 議案第9号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第9 議案第10号 喜界町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
 - △ 日程第10 議案第11号 喜界町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
 - △ 日程第11 議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
 - △ 日程第12 議案第13号 喜界町過疎地域産業振興促進条例の制定について
 - △ 日程第13 議案第14号 喜界町サンゴ留学による寮設置条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第14 議案第15号 喜界町お試し移住用施設設置及び管理に関する条例の制定について
 - △ 日程第15 議案第16号 喜界町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第16 議案第17号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（榮 哲治君）

日程第8、議案第9号、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第16、議案第17号、喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまで、以上9件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、野間弘也君。

[総務文教常任委員長野間弘也君登壇]

○総務文教常任委員長（野間弘也君）

おはようございます。

去る3月6日、当委員会に付託されました議案第9号から議案第17号につきまして、審査概要を報告申し上げます。

当委員会は全員出席の下、審査期間を3月9日の1日間と定め、担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案第9号、町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、平成16年度から実施しております町長、副町長、教育長の給料を財政面を考慮し、特例的に10%減額するため、期間を令和6年3月に改めるためとの説明がありました。附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。

次に、議案第10号、喜界町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、法律の一部改正に伴い、必要な事項を定めるため、既存の喜界町個人情報保護条例を廃止し、新たに本条例を制定するもので、取扱い手数料については、これまでの条例と同様との説明がありました。附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。

なお、経過措置について、第3条、第4条、第5条で制定されております。

議案第11号、喜界町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、これも法律の一部改正に伴い、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときには、審査会に諮問することができる規定、組織や委員、審査の手続等について必要な事項を規定し、審査会の設置や必要な事項を定めるためとの説明がありました。

委員から審査会委員の選任についての質疑に、鹿児島県で共通する方を協議会で選定し、弁護士、学識経験者、住民の代表で5名が選任されるとの答弁がありました。附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。

次に、議案第12号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について、坂嶺地区配水管移設工事の追加を行うため、これは辺地に係る公共的施設の総合整備であるため、財政上の特別措置等に関する法律第3条8項において準用する同条第5項の規定により、総務大臣へ喜界町辺地に係る総合整備変更計画を提出する必要があるためとの説明がありました。

次に、議案第13号、喜界町過疎地域産業振興促進条例の制定について、これまで固定資産税の課税免除などの税制措置、特例措置は、過疎法、離島振興法、奄振法のそれぞれで規定され、適用されておりましたが、政府税制改正大綱において整理が行われ、令和5年度から過疎法に基づく特例措置を適用することとなり、それに伴い、喜界町過疎地域産業振興促進条例を制定し、制度改正への対応を図るためとの説明がありました。附則、この条例は公布の日から施行し、令和5年度分の固定資産税から施行する。

次に、議案第14号、喜界町サンゴ留学による寮設置条例の一部を改正する条例について、管理運営会社に関する条項を追加するため、その中で第9条、寮費は月額6万円と定めるとの説明がありました。

委員から、第4条、管理運営について、「町長が管理し」とあるが、留学生に問題があった際は町長判断での対応となるかの質疑に、最終判断は町長が行う。委員から、第9条、寮費についての質疑に、寮生から徴収する。内訳は寮費が2万5,000円、サンゴ塾費3万5,000円。そのうち2万5,000円は奄振事業の補助対象となるとの答弁がありました。附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。

次に、議案第15号、喜界町お試し移住用施設設置及び管理に関する条例の制定について、本

町へ移住等を考えられている方へ、実際に一定期間、地域の暮らしを体験できる施設を島中集落にある旧教員住宅を再活用し、整備しました。それに伴い、条例の制定を提案するもので、委員から、2ページ、料金設定の経緯についての質疑に、他の自治体の取組を参考に1日当たり2,000円から2,500円の算定基準を参考に決定した。委員から、移住目的外の利用者との見極めについての質疑に、移住体験プログラム等に参加する方などに利用していただき、審査するとの答弁がありました。附則、この条例は公布の日から施行する。

次に、議案第16号、喜界町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、ウオーキングマシンを小型家電とし取り扱うこととし、削除する。D I Y等の人気で持込みが増加し、処理費用が高額な石膏ボードとサイディングボードを1キロ150円。ただし、事業活動に伴って生じた廃棄物は除くを追加するためとの説明がありました。附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。

最後に、議案第17号、喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、この条例は円滑な運営を確保する観点から被保険者の保険料負担に一定の制限を設けるもので、法改正に伴い、国民健康保険の後期高齢者支援金等課税限度額が20万円から22万円に、減額対象となる所得の算定基準額が5割軽減世帯で28万5,000円から29万円に、2割軽減世帯では52万円から53万5,000円に引き上げるためとの説明がありました。附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。

以上で審査を終了し、討論に入りました。討論はなく、議案第9号から議案第17号までは、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第9号から議案第17号まで、以上9件を一括して採決します。本案に対する委員長報告は原案可決です。

お諮りします。議案第9号から議案第17号までは、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第17号、喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの9件については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第18号 喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（榮 哲治君）

日程第17、議案第18号、喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

産業福祉常任委員長、生駒 弘君。

[産業福祉常任委員長生駒 弘君登壇]

○産業福祉常任委員長（生駒 弘君）

おはようございます。

去る3月6日、本会議において産業福祉常任委員会に付託されました議案第18号、喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、審査が終了しましたので報告いたします。

当委員会は3月8日、委員会を開催し、審査日程を1日間と定め、審査に当たっては担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第18号、喜界町国民健康保険条例は出産育児一時金を現行の42万円から50万円に引き上げるもので、条例上では40万8,000円から48万8,000円に改めるものですが、産科医療補償制度に加入している病院で出産すると1万2,000円が加算され、50万円になるものです。

出産からお金の流れはどうかとの質疑に、直接払いと償還払いがありますが、直接払いは手出しをしないで健康保険から直接病院に支払われるもので、ほとんどの方がこの方法でされているとの答弁でした。附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。

以上で審査を終了し、討論なく、議案第18号、喜界町国民健康保険条例は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第18号について採決します。本案に対する委員長報告は原案可決です。

お諮りします。議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号、喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第25号 喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約の締結について

○議長（榮 哲治君）

日程第18、議案第25号、喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

おはようございます。それでは、ただいま追加上程されました議案第25号、喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約の締結について御説明いたします。

本件は令和5年2月13日の臨時会に上程し、否決されましたが、改めて再提出し、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事。

2、契約の方法、指名競争入札。指名業者は、株式会社峰山建設、竹山建設株式会社、株式会社前田建設、村上建設株式会社、以上4社でございます。

3、契約金額、11億7,150万円。

4、契約の相手方、大島郡喜界町早町122番地、株式会社峰山建設、代表取締役峰山奥恵喜でございます。

工事概要は、喜界町塩道屈那地内の一般廃棄物被覆型最終処分場建設工事で、埋立面積2,200平方メートル、埋立容量7,800立方メートル、鉄骨造り平屋建ての被覆施設2,835.26平方メートル、浸出水処理施設140.00平方メートルでございます。

上程する理由は、受注機会の確保のため、工区割りをすべき等の理由から令和5年2月13日の臨時会で否決を受けましたが、御指摘された事項を再度、工程面や施工条件などから見て、分離分割発注することが経済合理性、公正性に反しないか。また、公共事業の効率的執行によりコスト縮減が図られるよう、適切な発注ロットの設定ができるかを検討することを指示いたしました。

結果、本件に関しましては、分離分割発注した場合、工期の遅延の可能性、過度あるいは無理な分離発注により工事の効率の低下、コストの上昇、あるいは技術的な観点から見て、品質の確保ができない可能性があり、責任分界点も曖昧になることから、施工不良による不具合が生じた場合に責任の所在が不明となることが懸念されます。

以上のことから、町民生活に及ぼす影響は大きく、また、町民が受ける不利益等も総合的に勘案して、やはり一括発注すべきであると改めて判断に至り、再提出した次第でございます。

なお、不適切な判断、あるいは違法性が疑われる点がございましたら、明確に御指摘いただければ、今後に生かす考えでございます。

工期につきましては、令和6年12月25日を予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

生駒 弘君。

○11番（生駒 弘君）

11億、約12億近い工事を1社にだけ任すというのはどういうものかと思います。この庁舎を造ったときも建屋以外のところは地元の業者みんなで作ったじゃない。どうして先ほど余計な金がかかると町長は言いましたが、余計な金がかかっても、地元の業者を守るのが町長じゃないですか。

答弁をお願いします。

[「そうだ」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの件にお答えいたします。

今、言われましたように、この案件につきましては、確かに12億近い公費となっております。ただ先ほど申し上げましたように、分割発注できる部分とできない部分があるということを担当課のほうからも聞いておりました。県のほう、それからそういった技術的な面も考慮しての報告だったと思いますので、私のほうで最終的には判断させていただきました。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

ほかに質疑ありませんか。

生島常範君。

○3番（生島常範君）

お尋ねします。

先ほど町長の説明の中にもありましたけども、重複するかもしれませんが、再度、確認させていただきます。

今回の契約内容は工区割りせず、一括発注となっております。他の自治体でも実施してるように契約内容を見直して、外構工事部分だけでも単独の1工区として分割発注して、多くの地元事業者が入札に参加することは、設計施工上、また契約の透明性、競争の公正性の確保の点から見て可能かどうか、もう一度、担当者のほうから説明をお願いします。

それともう一つです。仮に外構工事部分を分割して2工区にした場合、三つお尋ねします。

まず、想定される工期の遅れ。先ほど町長もありましたけど、どれぐらいを想定してますか。

二つ目、もし算定可能であれば、費用の増加はどれぐらいになるか教えてください。

最後に、この事業は国からの補助金が令和4年度から令和6年度の3年度で3分の1という説明がありました。工期延長による補助金に与える影響というのはありますか。

以上、お願いします。

○議長（榮 哲治君）

まちづくり課長、徳 勝志君。

○まちづくり課長（徳 勝志君）

お答えいたします。

私のほうからは外構工事を分割した場合、どのような課題があるかを、大きく3点、御報告申し上げます。

まず、1点目です。今後、現在の設計書を見直しまして、次の仮契約まで約2か月から3か月を要します。そのことにおいて工期に大きな影響を及ぼすと考えております。

次に、2点目です。外構工事を分割した場合、工事の発注は造成工事などが終了した1年後となります。現在、資材高騰が続いており、単価の変更なども考慮しますと、コストの増大は避けられないと考えております。

それから、3点目です。分離分割発注は地元の建設業者の皆様の受注機会の確保を目的として実施するものと考えております。ただし、発注標準というのは、本町の建設会社の皆様の受注できる金額の範囲ですが、発注標準を設計額と比較いたしますと、幅広い地元の建設業者の参入とはならず、それから比較しますと、1社に限定されるということで、以上のことから考えますと、外構の分割発注は困難であると考えているところです。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

ほかに質疑ありませんか。

榮 優太君。

ちょっとお待ちください。

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

3点目の御質問の補助金の関係です。

循環型の推進交付金を国のほうから頂いておりますけども、これにつきましては、令和4年度の当初予算と令和4年度の補正予算を令和5年度に繰越しをして資する方向ですけども、その分は再度繰越しはできませんので、5年中に必ずその分は出来高を上げなきゃならないということで、もし工期が延びた場合にはそれが達成できなければ、補助金は交付されないものと思っております。

○議長（榮 哲治君）

榮 優太君。

○6番（榮 優太君）

私から質問は他議員の方と重なるところがありますが、やはり外構工事、道路やフェンス工事など、それは幾らでも分けられると思います。先ほど生駒議員からもありましたが、庁舎をみんなで工事をする、外構関係は工事を進めてやったとお聞きしましたが、過度な分割をするとならば、事業費も増え、会計検査で指摘される可能性もありますが、土木工事の一部でも発注方法の工夫をすれば、諸経費が増えるだけで問題ないと思います。

そもそも諸経費が少し増えようが、町民みんなが潤い、最終処分場の工事に携わることにより、よりいいものをつくり、今後の環境問題や廃棄物排出制御等の意識高揚を図れると思います。

質問2、先ほどの生島議員からありました補助金の問題です。

私も環境省に聞いたところ、単年度交付となっている。もしその年度で事業を進める交付申請をすれば大丈夫とのことでしたが、もし仮に遅れた場合、令和5年度の次年度の単年度交付金は幾らぐらいになるか、分かれば教えてください。

質問3、もし仮に今回否決されて、工事が遅れ、また、可決にあっても、島内に最終処分場の建設の実績がある事業者がおりません。今回入札した会社も実績はありません。

そのため工事進捗の遅れの可能性もありますが、その場合、エコパークへの排出期限が過ぎるおそれがあります。仮に最終処分場完成までの期間、島内で仮置きできるのか。できるのであれば、どれぐらいの量、何か月分できるのか教えてください。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

交付金のほうの質問の意味が分からなかったんですけども、予算書でもありますように、4年、5年、6年の継続費になっておりまして、その年ごとに補助金の交付申請をして交付が決定いたします。

令和4年度が大体1億5,700万円。これは5年度に繰越しをしてるわけですが、5年度の予定として、大体5億円ぐらいの補助金に来る予定です。ですので、トータルで言えば、3分の1の交付金という形になります。

それから、エコパークに今、持ち込んで焼却灰をお願いしているわけですけども、もともとそこは産業廃棄物のみということなんですが、喜界町と十島村、三島村は特例により焼却灰の持込みを認めてもらってます。

本来ですと、今月3月31日で期限切れなんですけども、一応、工事発注するというので、今、また月末にエコパークのほうにお願いに行く予定をしております。一応、工事期間が2年間ですので、2年間という予定でやっております。

なお、どれだけストックできるかということですが、大体一月にトン袋で20袋ぐらい出ておまして、それを大体20ぐらいためた後、海上輸送という形でエコパークのほうに持ち込んでおります。今あるストックヤードのほうは、ペットボトルと缶など、それから蛍光管、乾電池などを処理してる施設の端っこのほうにためてありますので、20袋ぐらいが限度かなと思っております。

○議長（榮 哲治君）

まちづくり課長、徳 勝志君。

○まちづくり課長（徳 勝志君）

お答えいたします。

先ほどの榮議員の御質問のコストがかかっても分割するべきではないかということですが、先ほど議案上程の理由を町長が説明されましたけども、そのほかに我々とすれば、地方自治法の第2条第14項に「地方公共団体は、その事務を処理するに当って、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」としつか

りと明記されてますので、我々公務員としては、そこを遵守したということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

ほかに質疑ありませんか。

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

問題点が大分出尽くしてる感がありますので、私のほうからいわゆる分離分割した場合のメリットが執行部から一切語られない中、これについて調べてありますので、御紹介します。

本庁舎の問題については、生駒議員が全町民全業者で多くの業者でこの施設は造ったんだと。我々の先輩の世代から受け継いだ大切な財産なわけです。これについては問題だという意見は全く聞きません。よかったという声は聞きます。

そして、ほかの自治体の関係も見ましても、分離発注の事例でその効果がどこにあるかという問題です。これは中学校校舎の耐震補強工事でもありますけども、このことによって、分離発注することの受注者がそれぞれが責任を明確にして……。さっき明確にならないとおっしゃってましたけども。明確にして、制約された期間の中で効率的な施工が実施できたという問題。また、大型の工事を分離することによって、地元の中企業受注が可能となって、地元経済の活性化の一端を担うことができた。

地元経済という観点の説明のときに一切ないんですよ。地元業者を救済するという観点が全くありません。

ほかにも細分化してる事例もありますけども、時間の関係で省きますけども、要するにふだん発注機会の少ない業界の皆さんが、特に小規模家電店等々の多く発注することによって、業界が疲弊著しい地域経済の活性化に貢献するんだと。

行政というのは、私はそうあるべきだと思うんです。どうですか。この説明がありませんけども。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

議員の皆さんの質疑をるるお聞きしております、もっともだと私も思っております。

ただ、今ここでやっているのは工事契約の質疑でありまして、今、良岡議員がおっしゃられたものは、分離分割等に関する一般的な考えだと思っております。私もそういうふうなふだんから心がけて、できれば工区割りとか、そういったものを頭に入れながら、担当課のほうには常々からするようにと申しております。

ただ、今回はこの件に関しましては、今言われたように、検討した結果、これしかないんだというようなことで上程させていただいております。

これが可決されても私の責任です。否決されても私の責任でありますので、そういう気持ちで再度上程をしていただきましたので、ぜひその点をお酌み取りいただきまして、議決をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、本件に反対の発言を許可します。

榮 優太君。

○6番（榮 優太君）

私は喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約の締結について、反対討論いたします。

反対討論前に、先月2月13日臨時議会において否決された議案を何も変更されず、再度出されている本件についての否決理由は、町民からの要望で分離発注を求めているが、一切変更されていない。議会は町民の代表であり、その町民の声を議会が否決をしたにも関わらず、この1か月何も変更されず、同じ議案で上がってきている。これは議会軽視に当たるのでは。

議会とは表決権を行使することを通じて、有権者の意思を反映させることのできる立場にある者を指しております。町民から投票により選出された議員です。反対した議員5名の有権者2,000名の声は何も反映できてない議会の意味がありますか。税金の無駄だと私は思います。

皆さんが、町民が、議員は要らないんじゃないかと思っております。私も任期があと1年半ありますが、中途半端で今、辞めるわけにもいきませんが、この議案が可決をされるようであれば、残りの任期、一生懸命頑張って、次の選挙は辞退したいと考えております。町民から議会は求められておりませんので。

それでは、反対討論をさせていただきます。

地域の守り手として、災害時も含め地域振興に御尽力いただいている建設業の方々には、その産業維持の確保は政治家として責務と感じております。年々公共工事が削減されている中で、この大型事業、最終処分場は事業者にとって命綱でもあり、関心の高い事業でもあります。

町民の話を見ると、丸1年半以上1件も仕事が出てないと話もお聞きをしました。そういった厳しい現状がある中で、多額の交付金を使う事業であるこの工事は1社で行うよりも、島の事業者みんなで分割工事を行い、よりよい最終処分場建設を行うべきだと考えております。

国は官公需法に基づく中小企業者に関する国の基本方針を掲げております。官公需については、中小企業の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条第3項の規定に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るとともに、措置事項、中小企業・小規模者向けの契約目標を定めております。

また、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念にのっとり、中小企業・小規模事業者の経営基盤強化を図るため、国等の契約の基本方針に基づき、以下のとおり中小企業・小規模事業者

の受注機会の増大のための措置を講じている。その運用に際しては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、国等は、中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注となるように工夫するとともに、調達する物件（工事及び作業その他の役務並びに物件。以下同じ）の受注を確保しようとする独立した中小企業・小規模事業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものと、国が基本方針を掲げております。

このことから本工事においても分割工事を行い、事業者の受注の増大を図るとともに、大型事業者の経験や実績、事業者育成にもつながる工事であり、また、大型工事を分離することにより小規模事業者の受注が可能となり、地域経済の活性化につながることから、分割発注すべきである。

また、反対する理由は最終処分場建設工事についてではなく、あくまでも分割発注を行い、地域活性化や小規模事業者の育成につながる発注方法の要望であることから、今回の一括発注である喜界町一般廃棄物最終処分場工事請負契約の締結について反対いたします。町民の生活と財産をしっかりと守る発注をしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

次に、賛成の発言を許可します。

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今回の議案、そして、工事請負について賛成答弁をしたいと思います。

この議会において、まず、反対、賛成、その両方の意見があるのはとても大切なことだと思いますし、それをしっかり精査していくのが議会だと思っています。

今回、私のほうが賛成した理由なんですけど、もし今回も否決されてしまうと、国、県からの信頼度がなくなってしまうということ。この信頼度を一度失ってしまうと、今後のこれから20年後30年後の喜界町の事業にも関わってくるということを調べた段階でも出てきてるので、そこはしっかりとこの議会で精査していく必要があると思います。

そもそも反対意見は議案に上がる前に取り組むべきことだったんじゃないでしょうか。最終処分場の工事は数年前から議会のほうで一般質問などでも上がってきました。その中でなぜ今回上がっているような反対の意見を出さなかったのか。話合いの段階でなぜそういうふうに協議会を開かなかったのかということも問題があると思います。

この議案に上がっている状況で、我々が議会、今回の議案で精査していくのは、予算の配分であったり、完成予定日のしっかり終わらせるという、そこをしっかりと考えていく話合いの場だと思っています。

先ほど優太議員が言ったように、法にもありますが、分割発注するというのは、国の努力義務として各自治体にも挙げられていますが、今回の例に関しますと、そのような考え、意見、アイデアがあるのであれば、数年前から決まっていた段階でこのようにしっかりと皆さんで議論する必要があったと私のほうは思っています。

私のほうも本当に喜界町にとっては、今後、部分発注というのは非常に大切になってくると思います。そのことも踏まえて、今、ここで議論するのではなく、今後またそのような事業が

あったときにしっかり各議員が事業のこと、建設業のことをしっかり学び、そこでしっかり町民の声を届けていく必要があるんじゃないかと私のほうは思ってます。

そして、まちづくり課の課長のほうもおっしゃっていましたが、以前、令和6年度からランクの見直しを行うということで、地域活動も行うと加点がつくと。そして、今後、各事業所も参入しやすい環境づくりを行っていくと、課長のほうもおっしゃってました。

今まで変わらなかった環境をしっかりと精査し、全体がいい方向に進んでいくためにも、今後、私たち議員がしっかりと考える必要があると思ってます。私のほうは正直、専門外で、私は教育だったり、福祉のことについて追及してましたが、正直、建設業に関しては全く無知だったので、今後も勉強していきながら、しっかり町にとっていい方向に進んでいく、全体が潤う方向が必要だと思ってます。これからの行政の動きを私たち議員はしっかりと精査し、議案に上がる前に今後も協議を行っていく必要があると思ってます。

先ほども課長が以前おっしゃったように、ランクの見直し後、分割発注など連携しやすい環境づくりを整えていくためにも、今回の予算の確保は非常に重要になってくると、私のほうは考えてます。そのためにも今回の議案は可決し、国、県からの信頼度はしっかりと確保していく必要があると思ってます。そのためにも賛成いたします。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

次に、反対の発言を許可します。

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

私は議案第25号、喜界町一般産業廃棄物最終処分工場建設工事の工事請負契約の締結について、反対をします。

理由を述べます。

一つ、この議案は2月13日の臨時議会において否決されたものであります。議会が一度否決するということは非常に大きい意味合いがありますよね。マスコミでもいろいろ書かれていますけども。

今回、提案されてる議案第25号は臨時会で否決された議案と全く同じ内容であります。先ほど榮議員も指摘しましたけども、この間で何がどの程度検討されたのか。全くこちらとしては見えない。こういう状況になってるわけです。同じ議案を出しても議会は通るだろうというふうなニュアンスすら感じる内容になっているわけでありまして。

これは議会の意思を無視ないしは軽視するものであります。これはまさに先ほど土岐議員のほう国と県との信頼関係を指摘しましたが、私はこういう小さな行政体の喜界町において、大事なのはやっぱり議会と行政の信頼関係なんです。議会と行政の信頼関係。ここがこういうふうな執行をされますと、それは壊れかねません。

二つ目には、さらには前回議会で議案審議で出された反対意見につきまして、皆さん、それなりに説明はされましたけども、11億7,150万円の巨額な金額ですよ。非常に大きな金額です。業者の皆さんは小さなところですよ、1億、2億でそれで家族、従業員含めて、1年間飯を食ってるわけです。そういう点ではこの11億7,150万円の公共のために、島の経済発展のため

めに使うべきだということについて、やっぱり分割発注等も十分この間検討すべきだったと。

もし、分割発注の技術が間に合わないのであれば、今回の議会でなく次の会議で出せばいいじゃないですか。そして、議会が納得できるよう準備をするべきだと。この42日間になりますか、そのような形跡は全く見られないということでもあります。

町長はマスコミ、メディアに対しまして、否決については真摯に受け止めるとコメントされてます。これは新聞に載ってるコメントであります、そのコメントをしてる割には、結果としての本日の説明等々については、誠実さに欠けると言わざるを得ないと思っております。

三つ目には、先ほど議論でもありましたけども、今回否決した場合どうなるかという問題です。

一つは国との関係の財源の問題。これは我々は工事をやめろと言ってるわけじゃありません。工事をきちんと状況を整えて、町民、各事業者に行き渡るように整理をし直せということ言ってるわけでありますから、そういう点でこのことによって補助金が止まるということは、我々が調べた範囲では環境省の関係も含めてありません。ありません。遅れることはあっても、これは実務関係も絡みますから、これで一切なくなるということはないということ、まず指摘しておきたいということ。

二つ目には、工期の遅れの問題があります。工期が仮に遅れた場合でも、トン袋に入ってる焼却灰は屋根がついてるところに保管をしておけばいいわけですよ。町内の公共施設にそこがあるかどうか。あるいは、そのことによってプレハブを建てるかどうか。そういうふうな問題があるんでしょうけども、いずれにしても工期の関係で決定的に遅れるということにはならないだろうと。その場合、日々出てくる焼却灰の保管もできるという結論に私どもの検討としては至っているわけであります。

そういう点では改めてありますが、今回の議案については否決をすべきだということを同僚議員の皆さんにも訴えて、私の討論を終わります。

○議長（榮 哲治君）

次に、賛成の発言を許可します。

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

私は議案第25号について、賛成の立場から討論をいたします。

今回、挙げられてます建設工事請負契約の内容につきましては、記載されてます当該会社におかれましては、これまでの実績、経験、信頼において問題はないと考えております。請負契約の金額に関しても問題はありません。適正だと思います。

今回、工事請負に至った経緯についても討論として述べさせていただきますが、御了承いただきたいと思っております。

工事請負の一括発注に対して問題が出ておりますが、皆様から挙げられてる意見の中で、一番考えないといけないのは、税金の予算の問題だと私は思います。今回、分割発注することで予算が改めて追加で使えるのであれば、私は今、町が抱えている町道、農道、また、公園整備等、様々な町民が抱える問題がたくさんあります。そこに予算を充てるべきだと思います。そのことから賛成いたします。

最少の経費で最大の効果。これが当局、議会ともに根拠とする概念であります。これをしっかり守って、町民全体のことを考えれば、この工事請負契約についてどう進むべきかというのは、私は一括発注をして、予算を回せるのであれば違うところに回していく。それが大事だと思います。

工期の問題もあります。会計検査の問題もあります。国の予算をしっかり頂けるところは活用して財政運営をしていかなければ、喜界町にとっては、今後、先、子供たちの未来に関しても影響を及ぼすと思っておりますので、そういった面からも今回の議案等に関連する事項でございますが、その観点からしても私は賛成の立場の討論をいたします。

同僚議員の皆様におかれましては、いま一度お考えいただいて、判断していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

この採決方法は起立によって行います。

本案は可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（榮 哲治君）

起立少数。したがって、議案第25号、喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約の締結については、否決されました。

△ 日程第19 発委第1号 喜界町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

○議長（榮 哲治君）

日程第19、発委第1号、喜界町議会の個人情報保護に関する条例の制定について、議会運営委員会委員長より提出されておりますので議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております発委第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、提出者の趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号については提出者の趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、発委第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号については原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 議員派遣の件について

○議長（榮 哲治君）

日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することにした
いと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決
定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いた
いと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

△ 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（榮 哲治君）

日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会
期日程と議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすること
に決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第1回喜界町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____

各委員会議案付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
予 算 審 査 特 別 委 員 会	議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号	令和5年度喜界町一般会計予算について 令和5年度喜界町国民健康保険特別会計予算について 令和5年度喜界町介護保険特別会計予算について 令和5年度喜界町後期高齢者医療特別会計予算について 令和5年度喜界町農業集落排水事業特別会計予算について 令和5年度喜界町公共下水道事業特別会計予算について 令和5年度喜界町水道事業会計予算について
総 務 文 教 常 任 委 員 会	議案第9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号	町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について 喜界町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について 喜界町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について 喜界町過疎地域産業振興促進条例の制定について 喜界町サンゴ留学による寮設置条例の一部を改正する条例について 喜界町お試し移住用施設設置及び管理に関する条例の制定について 喜界町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
産 業 福 祉 常 任 委 員 会	議案第18号	喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

令和 5 年第 2 回喜界町議会臨時会

令和 5 年 3 月臨時議会

令和5年第2回喜界町議会臨時会会期日程

3月31日開会～3月31日閉会 会期1日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
3	31	金	本会議（開 会）	議案上程、説明、質疑、採決	

令和5年第2回喜界町議会臨時会

令和5年3月31日

(第1日)

令和5年第2回喜界町議会臨時会

令和5年3月31日（金曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 議案第26号 喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約の締結について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
10番	幸一美君	11番	生駒弘君
12番	安田英次郎君	13番	榮哲治君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長 補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	教育長	久保康治君
総務課長	吉沢伸一君	町民税務課長	富充弘君
企画観光課長	中村幸雄君	保健福祉課長	吉行進君
税対策監	岩松利和君	農業振興課長	武藤裕和君
まちづくり課長	徳勝志君	会計管理者	竹内功君
喜界分署長	原田久吉君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

おはようございます。ただいまから、令和5年第2回喜界町議会臨時会を開会します。

△ 開 議

○議長（榮 哲治君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 哲治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、米田信也君及び生島常範君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（榮 哲治君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

△ 日程第3 議案第26号 喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約の締結について

○議長（榮 哲治君）

日程第3、議案第26号、喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

おはようございます。それでは、議案第26号について御説明申し上げます。

喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約の締結について御説明いたします。

喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めらるものでございます。

- 1、契約の目的、喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。指名業者は、株式会社峰山建設、竹山建設株式会社、株式会社前田建設、村上建設株式会社、以上4社でございます。
- 3、契約金額、11億7,150万円。
- 4、契約の相手方、大島郡喜界町大字早町122番地、株式会社峰山建設、代表取締役峰山奥恵喜でございます。

上程理由として、事業の目的、工事概要は省略させていただきまして、今回の工事請負契約議案の再々提出に至った理由は、2月13日の臨時会、そして、今月17日の最終本会議で追加議案として再上程いたしました。再度否決されたことにより、この事業をこれ以上長引かせ、進めていくことは無理と判断し、事業取下げに向けて動かざるを得なくなったことを、27日の全員協議会において説明、報告させていただいたところです。

その後、議員各位に協議していただき、議長から、協議の結果は全会一致で再度契約議案を審議いたしたいと、議案の再提出と臨時会の要望がありましたので、本日の臨時会を招集し、本議案を上程させていただいた次第でございます。

以上、御審議の上、可決していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

本件に反対の発言を許可します。いませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

次に、賛成の発言を許可します。

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

私は、議案第26号、喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約について、賛成をします。

理由を述べます。

一つ、この議案は先ほど町長からありましたが、2月13日の臨時会及び3月17日の定例会において否決されたものであります。その否決理由は、議案が議会の意思を無視ないしは軽視す

るものであること、さらには、11億7,150万円の巨額の金額は1社だけでなく、町内の多くの業者の皆さんに仕事が行き届くよう、分離分割発注等も検討すべきだというふうなことを指摘しまして、改善を求めたところであります。その後、執行部のほうから、今後の公共工事については、できるだけ多くの事業者の皆さんが参加できるよう改善を図っていくとの決意を含めまして、全員協議会の場で、公的な場で表明をされております。

三つ目、そもそも議会と執行部の関係であります。これは論戦を通じまして、互いが少しずつ譲歩し合いながら合意を形成していくというふうな基本原理において成り立っております。

以上の理由から、私は、議案第26号に賛成することを表明し、討論を終わります。

○議長（榮 哲治君）

ほかに賛成の発言はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

この採決方法は起立によって行います。

本案は可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（榮 哲治君）

起立多数。したがって、議案第26号、喜界町一般廃棄物最終処分場建設工事の工事請負契約の締結については可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第2回喜界町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前 9時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____